

**令和 8 年度国の施策並びに予算に関する提案・要望
(政策要望部分)**

**令和 7 年 7 月 2 4 日
全 国 知 事 会**

【農林水産関係】

1	食料・農業・農村政策について	1
2	経済連携協定について	1
3	農林水産業におけるネット・ゼロ（カーボンニュートラル） の実現について	1
4	農業・農村の振興について	2
5	林業の振興について	12
6	水産業の振興について	14

【商工労働関係】

1	実質賃金の増加・エネルギー価格高騰への対応について	17
2	地域経済の活性化について	17
3	中小企業の振興について	19
4	雇用対策及び労働の質の向上について	21

【消費生活関係】

1	消費生活相談体制等の充実・強化について	25
2	食の安全安心の確保について	26

【国土交通・観光関係】

1	地方創生を支える社会資本整備等について	27
2	防災・減災、国土強靱化の強力かつ継続的・安定的な推進について	28
3	社会インフラの老朽化対策の確実な推進について	30
4	道路整備の推進等について	31
5	港湾整備の推進等について	32
6	鉄道整備の推進について	33
7	地域における交通の確保等について	34
8	航空路線の維持・充実等について	37
9	観光振興対策の推進について	37
10	過疎地域等特定地域の振興施策の推進について	39
11	盛土等に伴う災害防止に関する推進について	40

【社会保障関係】

1	地域医療体制の整備等について	41
2	医療保険制度改革の推進について	50
3	健康づくりの推進について	53
4	超高齢社会への対応について	56
5	子ども・子育て政策の推進について	58
6	障害保健福祉施策の推進について	62
7	生活困窮者などの対策について	64
8	地域共生社会の実現に向けて	64
9	人権の擁護に関する施策の推進について	67
10	犯罪被害者等支援施策の充実強化について	69

【文教関係】

1	教育施策の推進について	70
2	地域における科学技術の振興について	79
3	地域における文化芸術の振興について	80
4	国際的なスポーツイベント・パラスポーツイベントの開催効果 及びレガシーの全国への波及・継承について	81
5	スポーツを生かしたまちづくりの推進について	82

【環境関係】

1	総合的な廃棄物・リサイクル対策の推進、循環経済 (サーキュラーエコノミー) への移行について	83
2	海洋ごみ対策等の推進について	87
3	生物多様性保全対策等の推進について	87
4	有機フッ素化合物(P F A S) 対策の推進について	89
5	大気環境保全対策の推進について	90
6	アスベスト対策の推進について	91

【エネルギー関係】

1	資源エネルギー対策の推進について	93
2	電力需給対策等の推進について	97

【災害対策・国民保護関係】

1 大規模災害に備えた防災体制の強化	99
2 災害の特性に応じた多様な災害対策の推進	101
3 被災者の生活再建と被災地の復旧・復興対策の強化	106
4 原子力災害対策の推進	108
5 国民保護の推進	110

【地方行政関係】

1 持続可能な地方行財政のあり方について	112
2 地方公務員の定年引上げに係る地方財政措置について	112
3 会計年度任用職員制度等の運用について	112
4 統一的な基準による地方公会計の運用及び公営企業会計の 適用の推進について	112
5 公金収納等事務手数料有償化等に係る地方財政措置について	113
6 国の地方公共団体に対する補充的な指示について	113
7 地域国際化等の推進について	114
8 地方公共団体情報システムの標準化について	116

【基地対策・領土問題・拉致問題等関係】

1 基地対策の推進について	118
2 北方領土及び竹島問題の早期解決について	120
3 拉致問題の早期解決について	120
4 漂着船等に対する万全な対策について	121
5 ウクライナ避難民の受入について	121

【道州制関係】

1 基本法案において最低限明確に示すべき事項について	123
2 基本法案において方向性を示した上で、更に具体的な議論	124
3 道州制の議論と並行して実施すべき地方分権改革について	124

《政策要望》

【農林水産関係】

1 食料・農業・農村政策について

食料・農業・農村基本計画では、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推進することとしており、持続可能で強固な食料供給基盤が確立できるよう、担い手の確保・育成や国内農業生産の増大、国産への転換に向けた産地の育成強化、将来の生産者の減少に備えた農業構造の確立、農業者の安定経営に向けた万全なセーフティネットの構築、地方公共団体による農地の総量確保と適正利用の取組支援、合理的な価格形成と国民理解の醸成など、関連する施策の充実・強化や必要な予算を確保すること。

特に、「農業農村整備（農地の整備等）」、「共同利用施設の再編・集約化」、「スマート農業技術」、「輸出産地の育成」など、早急かつ計画的に対応する必要がある事業については、既存予算とは別枠で十分な予算を確保すること。

2 経済連携協定について

CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定などに伴う農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定、輸出の拡大に向けて自由度の高い十分な予算を継続的に確保するなど、万全な措置を講じること。

また、いかなる国際貿易交渉にあっても、国内生産への悪影響を防ぐため、重要品目をはじめ、農林水産物等に対する必要な国境措置を確保するとともに、農林漁業者等に対して交渉内容の丁寧な情報提供を行うこと。

3 農林水産業におけるネット・ゼロ（カーボンニュートラル）の実現について

- (1) 2050年ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）の実現に農林水産業分野として対応していくため、「みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業」等による革新的な技術の開発や社会実装に向けた取組を充実させるとともに、必要な予算を確保すること。

また、農地・森林・海洋における炭素の長期・大量貯蔵を可能とするため、「環境保全型農業直接支払交付金」、ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）を見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するための「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策」、水域の保全を行う「漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業」に十分な予算を確保すること。

- (2) 2050年までに農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現や耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大するなど、長期目標を掲げる「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、国と地方が連携した研究開発や再生可能エネルギーの導入等による脱炭素化を推進するとともに、多くの生産

者が生産力向上と持続性を両立した農林水産業に取り組めるよう、スマート農業技術活用促進総合対策やみどりの食料システム戦略推進総合対策、林業デジタル・イノベーション総合対策、水産業成長産業化沿岸地域創出事業等に十分な予算を確保すること。

また、流通・加工事業者や消費者も含めた国民全体の理解の促進を図ること。

4 農業・農村の振興について

- (1) 強い農業と活力ある農村の実現に向け、農業の生産性向上と高付加価値化を図るためには、「土地改良長期計画」に掲げる、農業の成長産業化に資する農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化、畑地かんがい施設の整備、スマート農業の実装化と次世代型農業の導入を見据えた水利システムの構築等を推進し、農地の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止と解消等を図ることや高収益作物の導入を促進することなどが不可欠である。

特に、農地の大区画化や水田の汎用化については、農地の集積・集約率に応じて農家負担を軽減する制度や農家負担を求めない農地整備事業の積極的な活用により、事業要望が増加している状況にある。

このため、地域の実情や特性を踏まえた上で、計画的かつ着実な事業の推進に必要な当初予算を安定的に確保するとともに、農業の競争力の強化を加速化するための補正予算の編成、さらには、地域のニーズに応じたきめ細かな農業農村整備を推進できるよう定額補助事業等の創設や拡充、地方財政措置の充実を図ること。

加えて、国の発意による保全対策の積極的な実施や国直轄による保全対策の対象拡大、国営事業の農家負担軽減策等を講じるとともに、国営造成施設において突発的な事故が発生した際の、迅速な復旧作業、原因究明、再発防止の措置等、対応の強化を図ること。

また、太陽光発電や小水力発電等の再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化対策等、地域の持続可能な施設管理の確立に向けた施策を推進すること。

- (2) 近年多発する集中豪雨や大規模地震等による災害を未然に防止するためには、農村地域の流域治水対策や農業水利施設、地すべり防止施設、海岸保全施設、防災重点農業用ため池の老朽化対策及び防災・減災対策等が重要であることから、「国土強靱化実施中期計画」を着実に実施するため、必要な財源確保と地方財政措置の充実を図ること。

特に、防災重点農業用ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が制定され、防災工事等の取組を加速的に進めることとされたが、ため池の保全管理に係る体制強化も重要な取組であることから、「ソフト・ハード双方による総合的な対策」を進めるため、改修・廃止に必要な財源確保及び令和7年度までとされている交付税算入率の引上げ延長等の地方財政措置の更なる充実とともに、データベースの管理や管理者による適切な管理・監視体制の強化、ため池サポートセンターに係る国の定額補助を活動規模に応じて拡充するなど、ソフト面においても財政支援の継続と更なる充実を図ること。

また、農業水利施設の老朽化対策については、農村地域における混住化等の進行により、受益農地や農家数が減少し、施設等の再整備や管理にかかる土地改良区や農家の負担が増加している。

このため、各種事業において受益者負担の軽減を図る新たな制度を創設すること。

安定的な農業用水の供給に向けて、施設の集約・再編や管理体制の見直しなどについての地域による議論、必要な調査・検証、また、これらを実現するためのソフト・ハード対策を一体的に行うことにより、農家の負担軽減や農業生産基盤の適切な保全管理を図るための総合的な制度を創設すること。

さらに、国は、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で災害に備える「流域治水」の取組を推進しており、流域で行う治水対策の充実に向けて、農業用ダムの洪水調節機能の強化、農業水利施設の高度な操作・管理の実施、さらには、水田やため池を活用した雨水貯留など農地・農業水利施設の有する多面的機能を発揮させる取組を行う管理者等への支援について、地域で一体的な取組が図られるようパッケージ支援策を整備すること。

特に、水田や農業用ため池等において流域治水に協力する農業者が安心して営農を継続できるよう支援を充実させること。

- (3) 大規模自然災害が近年多発していること、また市町村の技術職員数が減少していることなどを踏まえ、農地・農業用施設の災害復旧事業の迅速化を図るため、更なる災害査定や申請事務の簡素化等、地域の実情を踏まえた弾力的な運用を行うこと。

- (4) 国産穀物を主体とした食料安全保障を確立していくため、食料・農業・農村基本法に基づき、穀物の備蓄制度も含め、水田農業施策を見直し、小麦や大豆、飼料作物等への需要に応じた生産体制の整備と生産力の維持・強化や国民の国産穀物の消費に関する意識啓発、食品製造事業者における米粉の活用促進など、抜本的かつ効果的な対策を講じるとともに、輸入に依存している穀物を安定供給できる環境を整えること。

- (5) 経営所得安定対策については、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができるよう、対象品目を拡大するなど、地域の特性や、農産物等の品目ごとの生産の実情を考慮した制度とすること。

農業保険については、加入者の拡大に向けて、制度の周知や農業共済組合が行う事務の執行に必要な経費を措置するとともに、保険料等への補助は、全国一律の制度とするため、国の負担割合の引上げを検討すること。

また、収入保険制度については、農業者の視点に立って制度の見直しを行うとともに、類似制度を含めた見直し等を行う際には、原材料・飼料価格高騰等を踏まえた農業・畜産経営への補填、みどりの食料システム戦略で掲げる有機農業の取組拡大に向けた補償制度など、農業者のニーズや関係団体の意見を十分に踏まえた上で、総合的かつ効果的なセーフティネットの構築を図ること。

さらに、生産・流通コストの上昇を踏まえた生産物の価格形成を行える仕組みの構築を行うこと。

- (6) 稲作農家等の所得を確保し経営の安定を図るため、需給調整の仕組みについては、取組検証や検証結果による見直し検討を継続的に行い、全国・各産地において需要に応じた米生産が着実に実施できるよう、より実効性のある体制整備の推進を図ること。

あわせて、米の適正な価格形成に向け、生産者が再生産可能な米価の維持・安定と消費者が購入しやすい価格に十分に配慮し、実効性のある対策を講じること。

食料自給率の向上や収益力の高い農業の実現のためには、国産農産物の消費拡大を図るとともに、水田のフル活用を推進することが重要である。

このため、加工用米や新市場開拓用米（輸出用米）、飼料用米、WC S用稲、米粉用米などのほか、麦、大豆等の作付を推進する水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金などの安定した財源の確保と地域の実情に即した交付単価の設定を図るとともに、必要な予算を配分すること。

また、畑作物産地形成促進事業や畑地化促進事業、国産小麦・大豆供給力強化総合対策等を継続するとともに、コメ新市場開拓等促進事業を含め十分な予算を確保すること。

さらに、地震等大規模災害発生時における各作物の作付に係る助成については、被災地域の実情に応じ、交付要件の緩和など弾力的な運用を行うこと。

なお、令和9年度以降の水田政策の見直しに当たっては、地域の実情に配慮し、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度とすること。

- (7) 都道府県が継続的に稲、麦類及び大豆の種子の生産及び普及に取り組むことができるよう、都道府県が行う種子の生産及び普及に要する経費について、引き続き地方財政措置を確保すること。

- (8) 気候変動に適応した高温等に強い品種や生産技術の開発・導入、新たな品目の栽培や高温対策設備等の導入への支援を強化すること。

- (9) 日本型直接支払制度については、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農業・農村の有する多面的機能が、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、極めて重要な機能であることから、制度の積極的活用が図られ、農村を下支えする地域コミュニティの活動が今後も維持・発展できるよう、対策期間中においても、交付単価や制度運営に係る事務費等について所要の見直しを行いつつ、事業を推進するための経費を含め必要な予算を確保するとともに、地方の財政負担が生じないよう国庫負担で対応すること。

また、地震等大規模災害発生時には、必要な復旧作業に十分取り組めるよう、交付単価の上限を超えて活用できる災害特別枠を設けること。

集落や市町村、都道府県における書類の確認作業に膨大な時間を要しており、事務負担を理由に、制度の継続を断念する集落があることから、事務手続の更なる負担軽減を図ること。

多面的機能支払交付金については、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援するため、必要な予算の確保を図ること。

中山間地域等直接支払交付金についても、中山間地域と平場との生産費の格差が拡大していることを踏まえ、交付単価を実態に即した水準に引き上げるとともに、農業者が意欲を持って、営農や集落機能の維持に向けた取組を着実かつ継続

的に実施できるよう、各都道府県からの要望量に見合う十分な予算確保を図ること。

環境保全型農業直接支払交付金についても、生産者が安心して環境保全型農業に取り組める安定的な制度運営を図るとともに、各都道府県からの要望量に見合う十分な予算確保を図ること。

- (10) 自然・社会的条件が厳しい中山間地域農業の状況を踏まえつつ、地域の特色をいかした多様な取組を後押しするため、付加価値の高い農業の創出や地域コミュニティ機能の維持・強化、多面的機能の発揮の促進、地域を支える体制及び人材づくりなどのための政策の充実・強化を図ること。

また、「農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）」の都道府県からの要望に見合う十分な予算を確保すること。

- (11) 新規就農者育成総合対策について、必要な予算を十分に確保するとともに、経営発展支援事業等においては、適切な事業実施期間を確保するため早期に配分すること。

あわせて、地方自治体の財政負担の軽減を図るため、地方財政措置を継続するとともに、全額国庫負担等での実施についても検討を進めること。

また、農林水産業の活性化に向けて、農林水産業に携わる女性が活躍できるよう、女性リーダーの育成や資質向上のための助成を充実させること。

さらに、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた担い手の農地利用の実現に向け、農業経営の法人化促進や、規模拡大等に伴う機械・設備等の導入、人材の育成・確保及び労働力の確保に対する支援に必要な予算を十分に確保すること。

加えて、発展意欲のある農業者を育成するための専門家派遣や研修等の実施、担い手の確保のための就農相談等を行う拠点（農業経営・就農支援センター）の運営に必要な予算を十分に確保すること。

特に、経営体の減少や従事者の高齢化といった喫緊の課題に対し、円滑な経営継承への支援策について十分な予算を確保すること。

これらの担い手確保・育成の中核となる農業者研修教育の拠点施設である農業大学校の安定的な管理運営・教育内容の充実や、普及指導員による担い手への技術・経営指導に必要な協同農業普及事業交付金の予算を十分に確保すること。

- (12) 農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業については、農地の権利設定等が農用地利用集積等促進計画に一本化され、農地中間管理機構の権利設定に係る事務の増加が見込まれることから、安定的な事業運営ができるよう、市町村委託費等の補助率の引上げ・補助対象経費の拡充を含む予算の十分な確保を行うこと。

また、都道府県や市町村、農地中間管理機構など、関係機関の実情や意見を十分に踏まえ、業務の分散化や手続の簡素化を進めることにより、増大している業務の軽減を図るなど、引き続き、農地の出し手や受け手が機構を活用しやすい仕組みとなるよう改善を行うこと。

加えて、農地の権利移動に係る公告・認可業務については、法改正により、都道府県や市町村の業務量に大きな変更が生じること及び都道府県から市町村への権限の移譲が可能となったことから、それらの事務が円滑に執行できるよう、確実な財政措置を講ずること。

地域農業経営基盤強化促進計画の実現に向けた更なる農地集積・集約化の取組を加速させるため、機構集積協力金交付事業について、十分な予算措置を講じるとともに、地域集積協力金の地域の実情に即した交付対象の拡充を行うこと。

機構集積支援事業及び農地利用最適化交付金についても、施策効果が発揮されるよう制度の安定的・柔軟な運用を図ること。

- (13) 令和6年度末までに策定した地域農業経営基盤強化促進計画については、計画実現に向け随時見直し等を行うことから、引き続き地域における話し合いや、公告・縦覧等の事務が必要であるため、市町村や都道府県が行う事務等に係る十分な予算の確保を行うこと。

また、農業を副業的に営むなど、多様な人材による農地の保全・管理活動への参画や、小区画な農地の利活用の促進などの対策も併せて講じること。

- (14) 地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援するため、強い農業づくり総合支援交付金及び産地生産基盤パワーアップ事業を中長期的に継続し、必要な予算を確保するとともに、生産現場の実情に配慮した助成対象の充実などの制度改正を図ること。

また、老朽化した農業共同利用施設の再編集約・合理化を支援する新基本計画実装・農業構造転換支援事業については、必要な予算を継続的に確保し、地方財政措置を確実に講じるとともに、地方の財政事情を踏まえ、地方の財政負担が生じないよう見直すこと。

- (15) 畜産・酪農における地域の生産基盤強化と収益性向上に向けて、飼養管理施設や省力化機械の整備、繁殖雌牛の更新奨励金など、畜産クラスター関連事業を中長期的に継続して実施するとともに、補助対象を拡充し、必要な予算を安定的に確保すること。

また、肉用子牛の生産基盤の安定に向けて、「肉用子牛生産者補給金制度」の保証基準価格について、現状の生産費を十分に反映するとともに、「優良和子牛生産推進緊急支援事業」及び「和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業」の継続を行うなど、肉用繁殖における経営安定対策を推進すること。

さらに、和牛肉の需要拡大に向け、消費者に対する理解醸成を図ること。

- (16) 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱及びアフリカ豚熱等の家畜伝染病について、国内への侵入防止の強化を図るとともに、国内での発生予防及びまん延防止に係る支援制度を強化・拡充、施設整備等に対する継続的な財政支援を行うこと。

ア 家畜伝染病の発生に係る対応関連

- ・令和6年度は特定の地域において、大規模農場や過去発生農場における発生が続いたことから、その原因究明や振り返りを早急に行い、科学的根拠に基づく有効な対策を確立するなど、発生予防対策の強化を図ること。また、家畜伝染病が発生した際は、感染経路の速やかな解明、畜産農家等への経営支援、風評被害対策等について引き続き強化すること。さらに、家畜伝染病の全国的な発生リスクが高まった際には、農場における緊急消毒に対して速やかに財政支援を行うこと。
- ・大規模農場での発生は、地域経済や消費生活への影響が大きいことから、農場での分割管理が円滑に進むよう、集卵設備など新たに必要となる施設整備等に対する支援を継続するとともに、十分な予算を確保すること。また、畜舎単位などの

管理区域ごとに殺処分ができるよう、科学的にリスクを検討するほか、防疫措置の実施方法や農場及び市場への影響など、様々な観点から調査・研究・検証を進めること。

- ・家畜伝染病が発生した場合の防疫措置については、発生都道府県における負担が大きくなることから、家畜伝染病予防費負担金の引上げや地方財政措置の充実など、国の財政支援を拡充すること。特に、家畜伝染病予防費負担金、消費・安全対策交付金及び特別交付税については、防疫措置に従事した自治体職員の時間外手当や特殊勤務手当などの人件費が対象外となっていることから、対象経費を拡充し、国による十分な財政支援を行うこと。
- ・防疫措置等をより迅速かつ的確に行うことができるよう、安全かつ効率的な手法・技術の開発及びその普及を図るとともに、発生都道府県で得られた知見等を集約し、各都道府県が速やかに情報共有することができる仕組みを構築すること。
- ・防疫資材が不足する場合等に都道府県間で融通しあえる体制を国が主体となって構築するとともに、国においても、派遣応援の増員や防疫資材の備蓄体制の強化を図り、発生都道府県への速やかな支援を行うなど、防疫措置が円滑に進む体制の構築を推進すること。
- ・家畜伝染病予防法の趣旨を踏まえ、家畜の所有者が殺処分等の防疫措置に必要な人材や機材などを確保して主体的に防疫措置を講ずるよう、指針等に明記すること。
- ・家畜の埋却処分については、国有地の活用等、まん延防止で必要となる埋却地確保のため、柔軟な対応を検討すること。

イ 家畜伝染病発生時の経済的支援関連

- ・家畜伝染病発生予防等の目的のための既存畜舎の改修又は改築に係る支援策の強化を図ること。
- ・家畜伝染病発生リスクが高い状況下において自然災害等の不慮の事故により畜舎が損壊し、家畜の適切な飼養管理が困難となった場合の緊急的な殺処分について、国の支援策を検討すること。
- ・種鶏や種豚等の家畜を供給する農場において、家畜伝染病が発生した場合、その影響は広域に及ぶため、受入側の関連農場の損失補填支援策とともに、発生農場や制限区域内の農場への出荷制限に伴う区域外の種鶏場等の損失補填支援策も検討すること。併せて、家畜の生産体制が全国的に安定・維持できる仕組みを検討すること。
- ・家畜伝染病の発生は、関連事業者の経済活動にも大きな影響を及ぼすことから、発生農場と取引のある食鳥処理業者や販売・加工業者、運送業者等についても、損失補填支援策を検討すること。

ウ 豚熱の予防的ワクチン接種関連

- ・豚熱ワクチンの追加接種（免疫付与状況確認検査結果に基づき抗体陽性率が80%に満たない群において実施する接種）については、都道府県の人的及び財政負担を伴わない制度設計とし、農家負担の軽減につながる体制とすること。
- ・子豚へのワクチン接種時期について、母豚の免疫獲得状況等を考慮して適時に実施することができる科学的知見を集積し、情報提供すること。

エ 野生動物関連

- ・野生動物が家畜伝染病の病原体に感染した場合の防疫対策を家畜等の防疫対応と切り分けて確立し、野生動物に係る防疫対応について、関係省庁で協議の上、役割分担を明確にし、迅速かつ効果的な対応を図ること。併せて、都道府県等に対して、対策に要する財源を速やかに措置すること。

- ・野生いのししにおける豚熱撲滅に向けた行程を示すとともに、その取組に必要な予算を確保すること。また、野生いのしし用の経口ワクチン散布に関しては、環境省と連携し、散布効果が発揮されるよう、都道府県の実情に合わせた支援を行うこと。
- ・高病原性鳥インフルエンザの野鳥におけるサーベイランス（調査）について、防疫対策強化に資する調査となるよう、引き続き、環境省と農林水産省が連携して、検査優先種の選定等の調査方法について検討と見直しを行うとともに、監視体制を強化し、速やかな防疫措置に資するため、都道府県が行う調査に要した費用に係る財源を措置すること。

オ 水際防疫関連

- ・家畜伝染病の海外発生地からの直行便がある地方空港やクルーズ船が寄港する港において、検疫探知犬の増頭や常時配置を行うなど、動物検疫所の機能強化を図るとともに、アフリカ豚熱を始めとした海外悪性伝染病の国内侵入を防止するため、罰則の厳格な適用や入国拒否を可能とする入国管理法改正等により、違法畜産物の持ち込みに抑止力を働かせるなど、空港や港等での水際防疫に万全を期すること。

カ ランピースキン病関連

- ・ランピースキン病は、今後国内で継続して発生する危険性があるため、早急にワクチンの薬事承認が行われるように関係機関へ働きかけを行うこと。

- (17) 全国的に獣医師が小動物診療に偏在していることから、産業動物診療、家畜衛生、公衆衛生及び動物愛護管理に携わる専門性の高い獣医師を確保するため、大学のカリキュラム充実や獣医療提供体制整備推進総合対策事業の拡充を図るとともに、勤務獣医師の待遇改善や離職者に対する就業支援を行うこと。特に、産業動物獣医師や都道府県獣医師の確保・育成を図るため、国において、修学資金給付に係る十分な予算を確保し、給付の対象を拡充すること。

なお、体験型実習のカリキュラム化については、受入先となる現場や自治体の事情を十分に考慮すること。

また、獣医師の地域的な偏在解消に向けた支援策を充実すること。

- (18) 野生鳥獣による農林水産業被害が全国的に依然として高水準で推移しており、市街地付近でも被害が拡大しているほか、一部では人身被害も増加している実態を踏まえ、都道府県が実施する広域捕獲活動等及び地域が取り組む緊急的な捕獲活動や侵入防止の対策、柵の整備や河川敷等における緩衝帯設置等に対する支援、簡易で効率的な侵入防止や捕獲方法・捕獲獣の処理対策の研究、捕獲の担い手確保・育成、捕獲個体のジビエ等での利活用の推進等、鳥獣被害防止対策の更なる拡充と継続を図るとともに、各都道府県の必要額に不足が生じないよう十分な予算を確保すること。

また、都道府県間を広域的に移動する鳥類などによる被害軽減に対して、地方が連携して取り組む生息実態調査や共同駆除について、国による調整や十分な財政支援を行うこと。

さらに、狩猟免許の保持や取得、銃刀法改正に伴う猟銃所持に係る負担を軽減するとともに、捕獲活動にかかる支援単価の引上げや狩猟者の育成・確保及び積極的な捕獲活動を促進する仕組みを創設すること。

あわせて、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生による野生鳥獣肉の出荷制限については、有害鳥獣捕獲の強化やジビエ活用による地域振興の支障となっ

ているため、解除要件の緩和や市町村単位での解除要件の明確化などの見直しを行うこと。

- (19) 東京電力福島第一原子力発電所事故の発生による農林水産物等の安全性の問題について、特に以下の対策を確実に実施すること。

- ア 地方公共団体や関係団体等が実施する農林水産物の放射性物質検査に係る検査機器の整備及び検査人員の確保等について、財源措置を含め全面的な支援を行うこと。
- イ 放射性物質に汚染された農地の放射線量低減対策及び放射性物質吸収抑制対策について、全ての農業者が負担無く効率的かつ確実に実施できるよう、基本的に国庫負担により継続すること。
- ウ 放射性物質に汚染された農業系廃棄物について、最終的な処分方法が具体的に確立するまでの間、一時保管等の隔離対策を強力に支援すること。併せて、一時保管が長期化している農家等の負担軽減策を講じること。
- エ 避難指示が解除された地域の農地において、早期の営農再開が図れるよう、仮置場の原状回復に必要な取組を確実に実施するとともに、除染等により生じた不具合の解消に向けて、国の責任の下、対策を講じること。
- オ 食品中の放射性物質に関する基準値に関し、国民の理解促進を図ること。また、国産農林水産物の安全性については、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」も踏まえ、これまで以上に国内外における正確で分かりやすい情報発信やリスクコミュニケーションを積極的に行うなど、風評の払拭に努めるとともに、地域の取組に対しても現場の実態に即した支援を行うこと。

- (20) 我が国の農林水産物・食品の輸出拡大を推進するため、科学的根拠に基づかないまま原発事故による輸入規制を実施している諸外国・地域に対し、規制措置を撤廃するよう強く働きかけ、政府間交渉の取組状況について、継続して情報提供を行うこと。

また、米国向け牛肉輸出の低関税複数国枠について、枠数量を早期に超過し、輸出拡大に支障をきたすことのないよう、安定的な輸出にむけて米国と交渉すること。

さらに、輸出先国・地域での残留農薬基準や検疫条件が未設定の品目及び既に検疫条件等が設定されている品目で厳しい条件が課されているもの、豚熱の予防的ワクチン接種に伴い輸出が停止されている豚肉について、輸入解禁や条件緩和の早期実現のため、積極的に2国・地域間協議を行うこと。

あわせて、国の「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づく取組に加え、地方が海外で行う販売促進活動などの輸出拡大に向けた取組に対し、積極的な支援を行うとともに、同戦略に基づきリスト化する輸出産地や農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）に参加する産地の取組支援に係る十分な予算の確保及び優先採択等の優遇措置の対象となる関連事業の拡充を図ること。

加えて、日本産を模した安価な海外産食材が流通し、特に輸出拡大が期待されるコメなどの食材において輸出障壁となっているため、日本産と海外産の食材を明確に区別できる取組を推進すること。

- (21) 我が国の農産物の輸出力強化につながる都道府県育成品種を含む、我が国の優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、植物品種等海外流出防止総合

対策・推進事業の十分な予算を確保するとともに、海外品種登録の迅速化・円滑化のため、関係国と協議を進めること。

国産農産物の信頼性確保のため、商標権の侵害等に対して、関係国に向けた実効性を伴う申し入れを行う等、より一層の措置を講じること。

また、家畜改良増殖法に基づく都道府県の事務について、必要な地方財政措置を講じること。

- (22) 燃料の価格が高騰した際に、農家の実質負担が大きく増加することのないよう、施設園芸等燃料価格高騰対策を恒久的な制度にするとともに、より実効性を高めるため、急騰特例の発動基準の引下げや基準価格算定方法の見直し、加入要件の緩和、加入申請や補填金の請求等の手続の簡素化（オンライン化）、積立金における国の負担割合の拡充、米麦乾燥施設を対象とするなど制度の充実・強化を図ること。また、対象品目にいぐさ及びきのこと類を追加すること。

さらに、電動トラクタや園芸施設用ヒートポンプなど、農業における省エネルギー機器等の開発及び社会実装に向けた取組を進めること。

また、エネルギー価格の先行きが不透明であることは、農業経営、地域農業の維持に大きな影響を及ぼしていることから、土地改良区等が維持管理する揚水機等の省エネルギー化対策の支援を継続的に行うこと。

畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、「配合飼料価格安定制度」の安定的運用を図るための予算を十分に確保すること。

また、配合飼料価格の地域間格差を縮小させる仕組みを構築すること。

さらに、価格安定制度が存在しない粗飼料についても、畜産経営に及ぼす影響を緩和する支援策を検討すること。

加えて、輸入飼料に依存した畜産から国産飼料に立脚した畜産への転換に向けた支援施策の拡充強化を図ること。

肥料については、化学肥料原料のほとんどを輸入に依存しているため、世界情勢の影響を受けやすいことから、肥料価格の安定化や肥料原料の安定的な調達、価格高騰に対する支援について、取組の充実・強化を図るとともに、海外原料に依存する化学肥料に代わる堆肥・下水汚泥など未利用の国内資源を積極的に活用した有機質肥料の開発・利用を一層推進すること。

燃油・ガス・飼料・肥料のほか、被覆資材など生産資材等の価格が高止まりしている中、生産コストの価格転嫁が十分にできていないことから、価格高騰対策の拡充や助成措置を講じるなど、農林漁業者等への影響を緩和する全国一律の支援策の充実・強化を行うこと。

- (23) 国内の大消費地から距離的に遠い地方の農林水産物の輸送が停滞しないよう、農林水産物の物流革新に向けた十分な予算の確保と併せて、大都市圏市場等での荷待ち、荷役時間の削減、全国的な広域ストックポイントの設置等について、食料の安定供給の面からも、国が主導的に対応すること。

加えて、輸送コストの負担増加分について支援を講じるほか、遠隔地かつ食料供給地域の農林水産物に係る競争力低下に繋がらないよう特段の配慮を行うこと。

また、地方が食料安全保障の役割を担っている実態を踏まえ、ドライバーの時間外労働時間上限規制に適切に対応した結果の輸送経費の上昇等により、遠隔地の地方が、食の供給に不利とならないよう対策を講じるとともに、農林水産物への適正な価格転嫁を国が主導する等、必要な対策を講じること。

- (24) 農山漁村における6次産業化及び地産地消等の取組を着実に推進するため、「農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）」、「消費・安全対策交付金（地域での食育の推進事業）」の拡充・強化を図ること。

特に、6次産業化をはじめとした農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出する取組に必要となる施設整備等について、財政措置の更なる拡充を図ること。

また、「地域資源活用・地域連携サポート事業」については、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新商品開発・販路開拓等、新たな取組に対する支援や、国が認定する「総合化事業計画」の作成・実現のための地域プランナーの派遣による支援を充実させるとともに、意欲ある事業者が支援を受けられないことがないように十分な予算を確保するほか、必要な財政措置の拡充を図ること。

「消費・安全対策交付金（地域での食育の推進事業）」については、第4次食育推進基本計画に掲げる目標の実現に向けて都道府県や市町村等が取り組む事業は全て対象とするなど、補助対象を拡充すること。

さらに、学校給食を通じた「食育」、「地場産物及び国産食材の活用」を一層推進する観点から、学校給食の無償化にあたっては、国において恒久的な財源を確保するとともに、地方が独自に行う地産地消や食育の取組みも十分考慮すること。

- (25) 輸出拡大にも資するGLOBALG. A. P.等の認証取得を促進するため、GAP認証を取得する産地の取組の支援や実需者の取引意向に関する情報提供を継続するほか、国際水準GAPに対応した指導員や認証審査員の育成支援を拡充するとともに、必要な予算を確保すること。

また、消費者や流通業者に対して、GAPの理解促進を図り、GAP農産物の認知度向上対策で需要の喚起を進めるとともに、都道府県GAPについても、各都道府県の必要に応じた制度の維持や運営費等の支援措置を行うこと。

- (26) インバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進し、地域の所得向上や雇用の創出が期待できる「農泊」の取組をより一層推進するため、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型））を中長期的に継続し、必要な予算を確保すること。

また、地方回帰・移住就農へのトライアルとして、農林漁家民宿等をワーケーション等で活用する利用者への支援を拡充すること。

- (27) スマート農業技術により、地域や品目に応じた現場課題の解決が図られるよう、スマート農業技術の社会実装に向けた支援策の一層の拡充やローカル5G技術の公設試験研究機関における実証、農業支援サービス事業体の機器導入やオペレーター育成の支援、データを活用した農業実践の推進など、農業のデジタルトランスフォーメーションの加速化に向けて取り組むとともに、十分な予算を確保すること。

また、IoTなどの先端技術に対応した研究開発に必要な戦略的投資として、地方の試験研究機関の高速インターネット環境等の研究基盤を国が主導的に整備すること。

- (28) 農福連携を国民的運動として展開するため、国において、農福連携の意義や効果を発信し、国民一人一人が参画・応援する機運を醸成するとともに、相談窓口の設置やサポート人材の育成・派遣など、農福連携を推進し、支援する体制の整備を促進すること。

また、ノウフク J A S の認証取得と商品等の販売促進に向けた支援の充実を図るとともに、農福連携による農産物等の生産活動を支援する農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型））及び施設外就労のマッチング等を支援する工賃向上計画支援等事業（特別事業）について、都道府県等の要望に対応できるよう、制度の拡充と十分な予算を確保すること。

- (29) サツマイモ基腐病については、全国的な広がりが見られることから、被害軽減を図るため、ほ場に基腐病菌を「持ち込まない」、「増やさない」、「残さない」対策を総合的に推進するとともに、必要な予算を確保すること。

また、茎根腐細菌病の原因究明と防除技術の確立を早急に進めること。

5 林業の振興について

- (1) 森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050 年ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）を見据えた豊かな社会経済を実現するため、以下をはじめとする施策を充実させるとともに、必要な予算を十分かつ安定的に確保すること。

ア 主伐後の再造林及び間伐や路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設、木造施設、木質バイオマス利用設備の整備といった、川上から川下に至る総合的な取組（サプライチェーンの構築等）に必要な予算の十分な確保

イ 広く消費者に木材利用の意義や魅力の周知・啓発を図るため、木材の特性や木材活用のメリット・効果の発信強化及び「木づかい運動」や「木育」などの取組の推進

ウ 非住宅分野における木造化・木質化や、木塀など外構構造物への木材利用など、国産材の需要創出に対する予算の十分な確保

エ C L T や木質耐火部材等の新たな技術を用いた木質部材の普及促進に向け、モデル的な建築物の整備や建築関係基準の拡充、建築士等の技術者の育成などの取組の推進

オ 国際博覧会などの様々な機会を通じて日本の木の文化や技術を世界に発信

カ I C T 等を活用し資源管理や生産管理を行う「スマート林業」や、自動化機械の開発、早生樹等の育種などの技術革新による伐採・搬出や造林の省力化・軽労化など、「林業イノベーション現場実装推進プログラム」に基づく取組の推進

キ 中高層木造建築用に新たな技術を用いた木質部材の開発・製造の取組への支援の充実・強化

- (2) 森林の有する多面的機能を持続的に発揮し、健全な森林づくりを推進するとともに、森林吸収源対策による脱炭素社会の実現に貢献するため、以下をはじめとする施策を充実させるとともに、必要な予算を十分かつ安定的に確保すること。

ア 造林や間伐、気象災害等による被害森林の復旧、森林管理に必要となる路網の整備など森林の有する機能を維持・増進させるための森林整備及び松くい虫等の防除、ナラ枯れ被害対策などの森林病虫害対策に必要な予算の十分な確保

- イ 社会的要請の高い花粉発生源対策として、花粉を全く出さない品種や少ない品種、成長に優れ林業経営の改善が期待されるエリートツリー等への転換を促進するため、新たな品種の開発や都道府県の採種園等整備に必要な種苗の十分かつ確実な供給及び植替経費などの必要な予算の十分な確保
- ウ 森林資源の循環利用を推進し、花粉の少ない森林への転換を図るため、スギやヒノキ人工林の伐採・植替え等の加速化や木材の利用促進など、実効性のある対策の充実・強化
- エ 近年多発する集中豪雨や大規模地震等による災害を未然に防止するためには、山地災害危険地区等における「被害を最小に抑え、地域経済を支える防災インフラの整備」である治山対策等が重要であることから、「国土強靱化実施中期計画」の着実な実施に必要な財源確保と地方財政措置の充実
- オ 国民参加による森林づくりを推進するため、地域住民や非営利団体（NPO）に対する支援に必要な予算の十分な確保と、企業等による森林づくり活動の取組に対する支援の充実

（３）森林整備法人等について、資金調達や利息負担軽減対策、都道府県が行う分収林事業等への支援等、実効性のある対策を早急に講じること。

（４）新規就業者の確保・育成について、「緑の雇用」担い手確保支援事業による研修等への支援や、緑の青年就業準備給付金が満額支給されるよう、十分な予算を確保するとともに、林業労働災害の撲滅に向けた取組への支援の充実・強化を図ること。

（５）林業の現場における労働安全対策を強化するため、森林内の電波が届かない地帯における緊急時の最適な通信システムの手法等を検討し、早急な対策を講じること。

（６）東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い発生した放射性物質により汚染された樹皮（バーク）等の廃棄物処理について、国は、国民の不安を払拭するとともに、処理費用等に対する支援を継続して実施するなど、万全の措置を講じること。

また、野生きのこの出荷制限を種類ごとに設定するよう運用を見直すとともに、野生きのこ・山菜類の出荷制限の解除に当たっては、検査方法について見直しを行うなど、出荷再開に向けて柔軟な対応とすること。

さらに、事故後十年以上を経過した現在においても、放射性物質の影響により原木等の生産資材の調達環境が依然として厳しく、風評被害もあり、特用林産物の生産及び経営に多大な支障をきたしているため、産地再生に向けて、きのこ原木等の生産資材の助成施策と次世代の原木林となる広葉樹林の再生施策を長期にわたり継続するとともに、新規参入者や生産拡大を目指す生産者への支援を強化すること。

また、経営が悪化している原木しいたけ生産者に対する損害賠償金の早期支払への支援や、産地再生に向けて取り組むための掛かり増し経費について、損害賠償対象とするための支援を継続すること。

加えて、バークの廃棄物処理経費に係る賠償や原木として利用できない立木の財物賠償については、汚染実態に即して対象を拡大するよう、東京電力ホールディングス株式会社を指導すること。

6 水産業の振興について

- (1) 漁業経営安定対策については、燃油・配合飼料価格が高騰した際や自然災害で被災した場合なども、漁業者及び養殖事業者に加えて増殖事業者が安心して漁業や増養殖事業に取り組むことができるよう、未加入者の新規加入や加入者による補填金の積み増しに随時対応できる契約時期の設定など、漁業経営セーフティネット構築事業の更なる要件の緩和及び補填金支払時における国の負担割合の段階的な引上げ、資金繰り円滑化対策などの支援制度を拡充すること。

また、漁業用燃油について、漁業者の実質負担が大きく増加することのないよう、免税等の措置や燃油価格高騰対策を恒久的な制度とするとともに、近年の漁場環境の変化に伴う不漁や社会経済情勢の変化に伴う魚価下落時にも、安心して漁業に取り組めるよう、漁業共済の補償限度額の引上げや加入要件の緩和など、漁業経営安定対策の充実を行うこと。

さらに、電気料金の大幅な値上げについては、増養殖事業の推進に大きな影響を及ぼしていることから、増養殖事業団体等が使用する取水施設等の電気料金を低減するための支援を行うこと。

水産業の体質強化を図るため、漁船や水産物の加工処理に係る省力・省コスト機器の導入促進、共同利用施設や種苗生産施設の整備等に必要な支援について十分な予算措置を講じるなど、収益性の高い経営体への転換をより一層進めるほか、水産業の成長産業化に向けて、ICT等を活用したスマート水産業の取組に必要な予算を十分に確保するとともに、漁業調査船の観測機器整備に係る支援を図ること。

また、水産加工業においては、燃油価格の高騰や円安による加工原魚の仕入価格高騰、電気料金の値上げなどが追い打ちとなり、一層厳しい経営状況にあることから、経営の安定化に向け、原料調達に係る支援制度の拡充を図るとともに、電気料金など経常的経費の増加に対する新たな支援策を講じること。

- (2) 周辺諸国との漁業外交を強力に推進し、既存の漁業協定の見直しも含め、水産物の安定供給の確保対策を強化するため、以下に取り組むこと。

ア 竹島の領土権の確立による日韓暫定水域の撤廃並びにそれまでの間の当該水域、日中暫定措置水域、日中中間水域、北緯 27 度以南の水域においては、適切な資源管理体制と操業秩序の確立を図ること。

イ 日台漁業取決めについては、取決め適用水域を見直すこと。

ウ ロシア連邦との協定に基づく漁業の操業機会を確保するよう配慮すること。また、地元漁業者の負担軽減に努めるほか、引き続き、関係地域における栽培漁業の推進や関連産業の振興などに対し支援を行うこと。

エ 排他的経済水域内における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、国の監視・取締体制を一層充実・強化するとともに、関係国をはじめとした各国への外交交渉を強化すること。

オ 近年、北太平洋公海域では、外国船の漁獲圧が非常に高まっており、サンマの資源が減少していることから、これら資源の適正な管理に向け、総漁獲枠の更なる縮減など、実効ある保存管理措置が実現するよう、関係各国との交渉を進めること。

カ 太平洋熱帯域での高い漁獲圧により、カツオ資源が減少している懸念があることから、我が国沿岸への来遊量の回復を目指し、関係国・地域への働きかけを強化するとともに、当該海域での実効ある管理措置が講じられるよう交渉を行うこと。

キ パラオ共和国等、太平洋島嶼国排他的経済水域での日本漁船の操業が継続できるよう、積極的な交渉を行うこと。

(3) 東京電力福島第一原子力発電所事故により、水産業が甚大な影響を受けていることを踏まえ、水産業に関わる全ての事業者の事業継続・拡大に向け、万全の措置を講じること。

(4) 「新規漁業就業者対策」については、新規就業者を継続して確保できるよう、各都道府県の必要額を踏まえた十分な予算措置を講じるとともに、特に収入が不安定な就業直後の経営確立を支援する資金を創設するなど、漁業技術の習得から経営安定まで一貫した支援体制を整備すること。

また、漁業への定着率が高い漁家子弟に対する就業支援制度を拡充し、持続的な担い手づくりの体制を整備すること。

(5) 近年、海水温の上昇などの海洋環境の変化により、サケ、サンマ、スルメイカなどの不漁や、ノリなどの養殖生産量の減少が続いている。主要な魚種の水揚量や養殖生産量の減少は、漁業者の収入の減少だけでなく、水産加工業など地域経済にも影響を及ぼすことから、海洋環境の変化に対応した新たな増養殖技術の開発や漁場の整備、漁業者・水産加工事業者の魚種転換の取組への支援などの漁業構造改革総合対策事業等に、必要な予算を確保するとともに、豊かな漁場環境推進事業等による赤潮等の被害軽減の対策技術の開発や水産資源の回復、新たな赤潮発生海域における発生原因の早期究明等に取り組むこと。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法の改正により、地域が主体となった栄養塩類管理制度が創設されたが、海域ごとの生産力向上に資する取組に向け、科学的根拠を更に整理するとともに、地域の実情に応じた栄養塩類管理計画が策定・実施されるよう、きめ細かな支援を行うこと。

さらに、近年、貝毒によるホタテガイ等の出荷自主規制は、規制の対象となる海域の広域化や規制期間の長期化などにより、養殖業者の水揚げ収入の減少や水産加工業者の原料調達に影響が生じていることから、貝毒に関する調査・研究を充実すること。

(6) 水産資源の回復と、安全で安定した水産物の供給体制の確立を図るため、漁場の整備、生産・流通機能の強化や漁村の活性化に資する漁港整備等を計画的かつ着実に推進するとともに、改正漁業法に基づく資源管理の実施に当たっては、資源評価の精度向上及び都道府県による地先資源の調査や自主的資源管理の高度化等に係る必要な予算を確保すること。

(7) 気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震に備えた漁港施設の機能強化など、「国土強靱化実施中期計画」を着実に実施するため、必要な財源確保と地方財政措置の充実を図ること。

また、漁港施設や海岸保全施設の長寿命化対策を進めるためには、施設の点検、補修・更新を着実に実施することが重要であることから、国庫補助・交付金制度の要件緩和や起債制度の拡充などによる十分な財政措置を行うこと。

さらに、近年多発する集中豪雨等により、漁場に流木・沈木が堆積し、操業制限等の影響が生じていることから、流木等の処理に対する財政支援の充実を図るとともに、漁業者等が行う漂流漂着物の回収・処理など水産多面的機能の強化対策に必要な予算を十分に確保すること。

加えて、へい死魚類の漁港等への漂着に伴う水域環境の悪化に対し、管理者等が緊急に行う海水の水質改善対策に必要な予算を確保すること。

- (8) 知床遊覧船事故を踏まえ、船舶安全法の告示等改正により、旅客船・遊漁船において、法定無線設備・非常用位置等発信装置・改良型救命いかだ等の安全設備の導入が義務化されたが、遊漁船においてはその適用日が未定となっていることから、今後、遊漁船業者がその準備にかかれるよう、適用日にかかる情報を漏れなく周知すること。

また、安全設備の義務化については多額の設備投資が必要であり、経営規模の小さい遊漁船業者にとっては大きな負担となることから、適用日までに十分な期間を確保するとともに、適用日が決まれば、国の責任において必要な補助事業を予算化し、導入経費の支援を行うこと。

- (9) 海業振興による地域経済活性化に向けて、海業支援事業を中長期的に継続し、必要な予算を確保するとともに、海業支援に関する漁港施設等の整備に係る補助の充実などの制度改正を進めること。

【商工労働関係】

1 実質賃金の増加・エネルギー価格高騰への対応について

- (1) 物価上昇に負けない賃上げを実現するため、特に賃上げの原資が十分確保されているとは言えない状況にある中小企業に対して、税制及び各種補助金・助成金によるインセンティブ付与等、強力な支援策を講じること。

特に、国が最低賃金について掲げた「2020年代に全国加重平均1,500円を目指す」という高い目標の実現に向けては、中小企業・小規模事業者が大幅な引上げに対応できるよう、国の責任において十分な支援措置を講じること。

また、大企業による「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の遵守など、価格転嫁をはじめとする取引の適正化に向けて、受託取引の監督及び実効性ある中小受託事業者の支援対策を強化するとともに、最終消費者である国民に対する啓発を行うなど、社会全体で価格転嫁を受け入れる機運を醸成すること。

さらに、実質賃金が持続的に上昇する状況を創り出すことが重要であることから、賃金の原資である付加価値額が増加し労働生産性が向上するよう、中小企業の収益力強化につながる施策の展開や支援機関による伴走支援の体制強化を図ること。

- (2) 経済やエネルギーをめぐる情勢の先行きが不透明な中であって、今後とも住民生活や経済活動への影響を最小限に抑えるよう、エネルギー価格の動向等に応じて、燃料油価格や電力・都市ガス・LPガス料金の負担抑制策を機動的かつ国として責任を持って全国統一的に実施すること。

また、地域経済がこの変化を乗り越える力を付けることが肝要であることから、負担軽減策だけではなく、省エネルギー投資やエネルギー転換等の事業構造の転換に係る取組など、将来にわたり効果が持続するよう中長期的な取組に対する一層の支援を行うこと。

2 地域経済の活性化について

- (1) 国の経済財政諮問会議など、経済財政政策について検討する機関に、地方財政や地域の経済・社会に精通した地域の代表を委員として加えるなど、地域の意見を一層反映させる仕組みを構築すること。

- (2) 地域におけるオープンイノベーションを促進するため、産学官連携の強化や国・地方公共団体が設置するインキュベーション施設の充実を進めるとともに、成長型中小企業等研究開発支援事業の拡充、研究開発税制やオープンイノベーション促進税制による支援を継続すること。なお、これらオープンイノベーションの促進においては、地域発のイノベーションの取組をコーディネートできる人材が各組織に必要であるため、人材の育成と配置など、体制強化のための支援についても取り組むこと。

また、各地域の大学や高等専門学校における技術シーズを活用したスタートアップや中小企業による新しい付加価値の創出に向けて、必要な施設の整備や企業とのマッチングに対する支援を拡充するとともに、小中高生も対象に含めた起業家教育を強化すること。

加えて、ベンチャー企業への投資規模が拡大するよう、機関投資家への税財政措置等の投資優遇策を充実させるとともに、機関投資家の中間的役割を担うベンチャーキャピタル等の人材確保・育成を行うなど、物的・人的の両面から地方でスタートアップを成長させる実効性のある仕組みへと改善すること。

スタートアップに限らず、必ずしも高度な技術や斬新なビジネスモデルをベースとしない・規模の拡大を目指さない等のローカル志向の起業が増加しており、そうした起業希望者も含め都道府県が行う支援施策について、十分な財政措置を講じること。

- (3) デジタル化に未着手又は取組の初期段階の中小企業も一定数存在することから、初期的なデジタル化のニーズの掘り起こしのため、デジタル化診断事業を積極的に展開するとともに、IT導入補助金による技術導入支援を継続すること。

加えて、地域や中小企業内部におけるデジタル人材の育成のため、地域デジタル人材育成・確保推進事業（デジタル人材育成プラットフォーム）を強力に進めること。

- (4) 2050年ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）の実現に向けて、より多くの中小企業等が脱炭素経営を推進できるよう、カーボンフットプリントを含む温室効果ガス排出量の算定や削減計画策定、省エネルギー診断事業、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入、工場のスマート化等に対する支援を強化すること。

加えて、中小企業の積極的な事業展開を支えるため、生産性革命推進事業等による支援を継続すること。

また、再生可能エネルギーや水素、アンモニア等のクリーンエネルギーの導入加速化を進めるとともに、トランジション期における石油・天然ガス等の安定供給の確保を図ること。その際には、地域や産業の事情による国内格差を生じさせないように十分配慮したものとするとともに、全国に均質に普及するまでの間、カーボンプライシング等の温室効果ガス排出削減を促す取組の制度化に際しては、普及が進んでいない地域に不利益を生じさせないようにすること。

- (5) 付加価値の高い製品・サービスを有する中小企業が、更なる成長を遂げ、賃上げや投資の増加を実現させるためには、輸出や海外投資により旺盛な海外需要を取り込むことも重要であることから、海外展開する中小企業の裾野を拡大するとともに、ブランディングや設備投資、知財保護を支援する施策を拡充すること。

- (6) 経営課題の解決を図りたい地方の中小企業と自らの経験やスキルを活かしたい都市部の人材とのマッチングを図ることはイノベーションの創出にプラスの影響を与え得るものであるとともに、地方への人材の還流にもつながるものであることから、副業・兼業へのインセンティブを高めるための副業・兼業支援補助金等の支援制度の充実や高度な知見を有する人材の中小企業経営への参画を促す制度の更なる強化を図ること。

(7) 世界的な旅客機需要は、2043 年までに現在の約 1.6 倍と更なる成長が見込まれる中において、世界の航空機サプライヤーとの競争に打ち勝つため、競争力向上や新たな受注獲得に向けた地方が行う取組に対し支援を行うこと。

また、2024 年 4 月に策定された航空機産業戦略に基づき、海外主要 OEM と伍する立場としての完成機事業の創出に向け、ロードマップに示した取組を強力に推進すること。

加えて、エンジン・装備品・MRO 等の事業領域についても、更なる成長の可能性あることから、運航・整備も含めた航空機ライフサイクル全体のバリューチェーンを取り込むため、MRO 拠点の整備や専門人材の育成等に向けた官民一体となった取組を支援すること。

(8) 半導体は産業のコメと言われ、大きな経済効果、雇用創出が見込まれるとともに、経済安全保障の要でもあり、国内生産を長期的、安定的に確保することから、次世代半導体の研究開発や製造拠点の円滑な整備、製造・研究・人材育成等が一体となった複合拠点の実現に向けた取組を推進すること。

また、パワー半導体、アナログ半導体等の従来型半導体、先端のロジック及びメモリ半導体、半導体製造装置・部素材及びこれらを構成する重要な部品・素材等並びに原料の製造基盤の強化に対しても引き続き幅広く支援を行うこと。

さらに、国による半導体分野での国内投資の継続と拡大に向け、国民の理解促進に取り組むこと。

(9) 対日直接投資は、内外資源の融合によるイノベーションや地域での投資拡大・雇用創出を通じて、日本経済の成長力強化にも貢献することから、グローバル企業の誘致に取り組む地方に対し、国も一体となって重点的に支援すること。

(10) 経済活動を支える重要な社会インフラである物流の維持・強化に向け、物流 DX の推進による省人化や労働生産性向上、適正な対価の確保による事業者の経営安定と労働者の賃金水準の向上を支援すること。

また、トラックドライバーの時間外労働の上限規制等の適用により、特に国内の大消費地から距離的に遠い地方にあっては、競争力の低下による地域経済への打撃が懸念されることから、こうした地方における競争力の維持に向けた支援策を実施すること。

(11) 映像作品のロケ誘致は直接経済効果も高く、作品公開後の観光誘客が期待できるなど、地域経済活性や地域の魅力向上につながるものであることから、地方へのより規模の大きいロケ誘致を進めることができるよう、地方のロケ誘致に対する国の支援を強化すること。

また、より大きな経済効果が見込まれる海外の大型映像作品のロケが日本国内で行われるよう、国による海外ロケ誘致の支援を強化すること。

3 中小企業の振興について

(1) 物価高等の影響を受けて厳しい状況にある中小企業の資金繰りを支援するため、新規融資や条件変更、借換等の需要に対して金融機関が迅速かつ柔軟に対応できるよう今後も強く要請を継続するとともに、セーフティネット保証制度の弾力的な

運用、日本政策金融公庫によるセーフティネット貸付の要件緩和の継続、借換や経営改善への取組に対する信用保証制度の継続・拡充、返済猶予を含む既往債務の条件変更に伴う追加保証料に対する支援制度の創設、経営改善や事業再生に対する支援の強化など、事業者の状況に応じた必要な対策を引き続き講じること。

また、円滑な事業再生を支援するため、中小企業再生ファンドについて、支援を必要とする事業者の掘り起こしを行う「プッシュ型の支援体制」の構築や必要に応じた追加出資を行うとともに、民間金融機関による資本金劣後ローンの取扱いが広がるよう信用保証制度の創設などを講じること。

- (2) 信用保証協会の経営に支障を来さないよう、協会への無利子貸付や補助などの支援措置を講じるとともに、中小企業の経営改善につなげる観点から、保証料率・保険料率のあり方の検討を進めること。

また、都道府県が「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」への対応や実質無利子・無担保融資及び独自の資金繰り支援を実施するにあたり必要となる、信用保証に基づく代位弁済額の都道府県負担分や預託原資調達に係る借入利息、利子補給、信用保証料補給等については、都道府県の財政負担が大きいことから十分な支援を行うこと。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への信用保証料補助等のため積み立てた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を財源とする基金について、借換えの増加に伴い基金の積立期限終了時点で余剰金が見込まれる県もあることから、借換え後の資金も基金の対象とするほか、基金の期間を延長するなど運用の弾力化を図ること。

- (3) 地域産業の活性化や中小企業の振興を図るため、都道府県中小企業支援センター等との連携などに十分配慮しながら、人材の育成、経営革新への支援を充実させるとともに、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）」を継続的に実施すること。

また、「中小企業生産性革命推進事業」については、中小企業基盤整備機構へ拠出する仕組みを継続し、今後も安定的な予算を確保すること。特に、厳しい経営状況にある小規模事業者における販路開拓等による生産性向上を図る観点から、持続化補助金は十分な予算を確保すること。

さらに、社会・経済の変化に対応するための思い切った事業の再構築や省人化投資に対する支援の継続・充実を図ること。

- (4) 中小企業の円滑な事業承継を促進するため、事業承継・引継ぎ支援センターの取組や専門家派遣への助成、非上場株式や事業用資産の引継ぎに伴う税制上の優遇措置の拡充、各種申請手続の簡素化など、事業者の気付きから承継の実現までの一貫した支援をより一層充実させるとともに、後継者による経営革新に向けた挑戦を後押しすること。

また、事業承継税制の認定件数が増加していることから、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき都道府県が行う認定事務について、必要な地方財政措置を講じるとともに、全国規模での申請手続や認定事務の電子化、定期的な担当職員への研修により、適正化・効率化に向けた環境の整備を行うこと。

(5) 小規模事業者は地域における経済、雇用、コミュニティの維持に重要な役割を果たしていることから、その振興策を充実させること。

また、商工指導団体による事業者への伴走支援がさらに重要度を増していることから、都道府県が商工指導団体の支援体制の強化に十分な財政支援を行えるよう、経営指導員等の指導費等に係る財政支援を複数年度にわたり拡充すること。

加えて、地域の中小企業・小規模事業者の支援拠点である商工指導団体施設の多くが老朽化していることにより、災害時の相談対応や炊き出し、物資提供等の拠点として十分に機能を発揮することが困難になってきている。地域の拠りどころである施設を地域における社会資本と位置づけ、災害のほか、まちづくり拠点、インキュベーション施設等の機能の強化が図られるよう、耐震化、浸水防止並びに機能強化を目的とした集約化に伴う、移転・解体を含む費用に対しても十分な財政支援を行うこと。

(6) 中小企業高度化資金（高度化事業）について、昨今の金利情勢や民法改正、他省庁の遅延利息の率等を踏まえ、新規貸付分にかかる違約金の利率について検討を行うこと。

(7) 中小企業の経営革新への取組を支援するため、経営革新計画承認企業に対し、資金調達や販路開拓などの支援措置を一層充実すること。

(8) 感染症や自然災害、地政学リスク等の不確実性が高まっている中において、様々な産業において生産拠点等の国内回帰を含む強靱なサプライチェーンを構築する必要があるため、経済安全保障の観点から国が指定する重要物資についての支援はもとより、中小企業のサイバーセキュリティ強化やサプライチェーンの強靱化に対する取組への支援を継続すること。

また、税制措置の充実を図ること等により中小企業の事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画（ジギョケイ）の策定によるリスクマネジメントの強化を支援すること。

加えて、災害が発生した際の中小企業関係の被害状況報告については、各商工会議所・商工会が被災企業の状況を調査し、都道府県が取りまとめ、地方経済産業局へ報告しているが、デジタル化により、これらの調査・報告を迅速・円滑に行うことができる全国統一システムの導入を早期に行うこと。

(9) 中心市街地の商業機能やコミュニティ機能の維持・強化を図るため、商店街の活性化に向けた取組等に対する支援の充実を図るとともに、空き店舗の解消や商店街が保有するアーケード等共同設備の修繕・解体撤去等を促進するため、制度改革や財政支援措置を含む抜本的な対策を実施すること。

4 雇用対策及び労働の質の向上について

(1) 中小企業が生産性を高め発展的な事業継続を実現する上で、人手不足への対応も喫緊の課題となっていることから、賃上げによる人材確保の取組のみならず、働きやすい職場づくりや社員のリスクリング、省人化投資への取組等に対する支援の強化とともに、自治体を実施している学生等の地元就職支援やU・I・Jターン、産業人材育成等の取組に対する財政支援の拡充を図ること。

- (2) 労働生産性の向上には、働く人のスキル向上や円滑な労働移動が不可欠であることから、離職者向け職業訓練について、デジタル分野の強化や委託先の民間教育訓練機関等が提供するオンライン訓練の受講に必要な通信環境への支援の充実を図ること。

併せて、物価や人件費が高騰する中、引き続き、民間教育訓練機関等に安定して離職者向け職業訓練を委託できるよう、委託費の上限単価の見直しを図ること。

さらに、在職者向け訓練について、教育訓練給付のオンライン・土日・夜間の講座の拡充を図るとともに、人材開発支援助成金等の事業主に対する支援の充実を図ること。

また、在籍型出向制度については、出向によるスキルアップが復帰後の出向元へのフィードバック効果を生み出す点を踏まえ、支援の拡充を図ること。

- (3) 育児・介護や地域活動など働く人それぞれのライフスタイルやライフステージに応じた働き方を実現させるため、人材確保等支援助成金（テレワークコース）やIT導入補助金等の支援策の充実によりテレワークを促進するとともに、フレックスタイム制や時間単位の年次有給休暇制度の導入を一層推進するため、勤怠管理の煩雑さの解消につながる支援策の充実等を図ること。

併せて、労働契約関係の明確化やキャリアアップ助成金等により短時間正社員などの多様な正社員制度の普及を図ることで、中小企業における柔軟で多様な働き方を推進すること。

また、被用者保険の適用拡大については、中小・小規模事業者の実情に配慮し、過度な負担とならないよう負担軽減や円滑な制度の運用を図ること。

さらに、企業の本社機能等の地方移転やサテライトオフィス設置に係る取組を促進するとともに、地方公共団体が行う中小企業等による若者・女性などに魅力ある雇用・労働環境の整備を図る取組への支援の拡充を図り、若者・女性が活躍できる雇用の場を創出すること。

- (4) ワーク・ライフ・バランスと同一労働同一賃金の実現のため、働き方改革推進支援助成金等による長時間労働の是正を進めるとともに、監督強化による非正規雇用労働者に対する不合理な待遇差の禁止徹底やキャリアアップ助成金等の活用による非正規雇用労働者の処遇改善を図ることで、中小企業における働き方改革を推進すること。

- (5) 女性が自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮し、豊かな職業生活を送ることができる社会を実現させるため、女性の健康上の特性に配慮した取組を推進するとともに、男女いずれも家庭生活との両立ができるように出産・育児や保育に係る施策の充実はもとより、企業が行う円滑な育児休業の取得や職場復帰、代替要員の確保などを図る仕組みの整備への支援を強化すること。

また、「えるぼし認定」や「くるみん認定」の取得を促進するためのインセンティブの充実、男女間の賃金格差是正の取組への支援、企業の両立支援や女性活躍に関する情報の開示の促進を図ること。

- (6) 就職活動様式の変化や景気動向の見通しが立ちにくい状況下にあって、今後も新規学卒者や既卒未就業者の更なる採用増加を図るため、ハローワークによる支援や中小企業とのマッチングの強化を図ること。

また、若年者のためのワンストップサービスセンターの運営支援や地域若者サポートステーションを核としたニート等の若者への職業的自立支援、若者の早期離職を防ぐための対策など、若年者雇用対策を充実すること。

- (7) 70 歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業に対して、65 歳超雇用推進助成金や高年齢労働者処遇改善促進助成金を拡充するなど、意欲のある高年齢者が安心して働けるよう雇用・就業対策を充実すること。

- (8) 企業の規模や産業（業種）にかかわらず障害者雇用が促進されるよう、障害者雇用の意義についての啓発、障害者の就労・職場定着を支援するジョブコーチ等の体制の強化や人材の育成、雇用する企業に対するトライアル雇用助成金や特定求職者雇用開発助成金等の拡充により、障害者の就労促進策の充実・強化と地域のニーズに応じた雇用維持支援策の充実を図ること。

また、障害者手帳の有無にかかわらず、障害福祉サービスの対象となっている難病患者や内部障害者、高次脳機能障害者及び発達障害者の雇用を促進するため、雇用率制度及び障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の対象に追加する等施策の充実を図ること。

- (9) 就職氷河期世代を含む中高年層の活躍を促進する仕組みづくりや気運の醸成、非正規雇用労働者や無就業者への就業・職業訓練・リカレント教育・職場定着の支援、ひきこもりの状態にある者や生活困窮者への支援について、引き続き、国が責任を持って取り組むこと。

また、長期にわたり不安定就労や無業状態にある者等については息の長い支援を地域の実情に応じて実施することが必要であることから、地方公共団体の取組について、必要な財政措置を講じること。

- (10) 外国人材について、国内における産業を支える人材不足を踏まえ、在留資格「特定技能」に係る 1 号及び 2 号の対象分野に地域や企業等の実情を反映した特定産業分野を追加するほか、「技術・人文知識・国際業務」などの専門的・技術的分野の在留資格において、事業者等の実情を反映し、外国人材が従事可能な業務の緩和等を行うこと。

また、在留資格の制度の見直し等に当たっては、それらのプロセスを明確化し、事業者団体等へ周知徹底した上で、地域の労働需給の状況や、地方公共団体や地域の事業者団体、中小事業者等から聴取した意向等を反映するとともに、在留資格の取得や変更手続における提出書類や記載事項の省略など、一層の簡素化を図ること。

さらに、技能検定試験が円滑に受検できるよう在留資格や地域の実情等に応じて試験日程や試験回数の制限等について見直しを行うとともに、特定技能評価試験、介護福祉士・看護師国家試験の受験者への配慮として、日本語のほか多言語による表記を併用し選択可能とするなどの受験しやすい環境整備を行うこと。

加えて、地方公共団体の施策立案に資するよう、統計情報の充実を図るとともに、地方公共団体側が必要とする情報の提供を柔軟に行うこと。

- (11) 現行の技能実習制度から育成就労制度への円滑な移行を実現するため、地域の実情に応じた経過措置の設置及び新制度の内容や手続等に関する事業者等に対する十分な情報発信・相談対応の実施とともに、特定地域への外国人材の偏在防止、外国人材への人権侵害の防止及び地域ニーズに応じた長期的・安定的な外国人材の確保・定着につながるような制度運用を行うこと。

また、育成就労制度等に基づく新たな外国人材の受入環境の整備にあたっては、監理支援機関及び育成就労実施者による育成就労外国人の教育や監理が適切に行われるよう国が責任を持って取り組むとともに、外国人労働者やその家族に対する日本語教育を始めとした支援について国、地方公共団体、関係機関、事業主等の役割を明確に示し、各対象に周知するとともに、地方公共団体の取組に対して十分な財政措置を講ずること。

さらに、育成就労制度について、従事する業務の拡大、手続の簡略化など、外国人労働者及び受入事業所にとって利便性の高い制度内容の設定及び運用を行うこと。

- (12) 都道府県が実施している技能検定制度について、国が定める標準的な手数料を物価情勢等に応じて見直すとともに、令和4年度・令和6年度と相次いで縮小変更されている若年者に対する技能検定手数料の減免措置に係る国の補助対象範囲・額を令和3年度まで対象としていた「2級・3級の実技試験を受検する35歳未満の全ての受検者へ9,000円を補助」に復元・拡充することでものづくり分野に従事する若年者の確保・育成を進めること。

加えて、「技能向上対策費補助金」の十分な予算を確保のうえ国の補助率を引き上げ、技能検定に係る収支均衡と都道府県職業能力開発協会の安定運営を図り、技能の振興や継承に対する施策の充実を図ること。

また、若年技能者人材育成支援等事業（ものづくりマイスター制度）についても、高校生等が熟練技能者の指導を受ける十分な機会を確保するため、必要な財政措置を図ること。

【消費生活関係】

1 消費生活相談体制等の充実・強化について

- (1) 消費生活相談体制の充実に係る事務や事業に要する経費を支援する地方消費者行政強化交付金のうち、地方消費者行政推進事業については、多くの自治体が交付金の活用期限を迎える。これにより、地方消費者行政の基盤をなす消費生活相談員の任用継続が困難となるほか、消費者教育・啓発、高齢者等の消費者被害防止のための見守りネットワーク活動、適格消費者団体等に対する活動支援、高度・専門的な消費者問題対応等の先駆的取組などが後退・衰退するおそれがある。

このため、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置を行うとともに、消費生活相談員の処遇改善にもつながるよう、人件費のほか幅広く活用できる新たな交付金制度の創設を行うこと。創設までの間、推進事業の活用期限の延長等、相当の予算措置を行うとともに、既に推進事業の活用期限を迎えた自治体に対しても、十分な配慮を行うこと。

また、地方消費者行政強化事業については、悪質商法対策の強化や成年年齢引下げに対応する若年者への消費者教育の推進等のため、補助率引下げ要件及び強化拡充要件を撤廃するとともに、補助率の嵩上げ、事業メニューの恒常化、デジタル化の進展などに伴う新たな消費者問題への対応等にも活用できる使途の拡充、少額な事業に係る変更事務の簡素化など、引き続き、地方自治体の要望が十分に反映された、活用しやすい制度に改善を図ること。

- (2) 消費生活相談のデジタル化に係る新システム構築や、デジタル化を契機とした自治体間の広域連携及び相談員の役割分担については、自治体の意見を十分に聴取し、その意向を踏まえ、相談業務の実情に即した制度設計とすること。

また、デジタル化に伴う自治体側のシステム整備・改修を円滑に進めるため、自治体の予算要求に支障がないよう、早期に詳細な情報提供を行うとともに、不具合が生じた場合に対応できるよう、システムの試行をなるべく早期に開始すること。

さらに、新システム導入にあたっては、現行のP I O－N E Tが国において端末・回線を調達・運用し無償貸与してきた経緯を踏まえ、自治体の負担増につながることをしないよう、運用経費を含めた十分な財政支援を行うこと。

併せて、相談現場で混乱が生じないよう、国と地方自治体の実務者レベルで情報共有や情報交換を緊密に行うことのできる場の設定や、消費生活相談員等に対する操作研修等の充実を図ること。新システム移行後は、WEBフォーム受付やテレフォニーシステムの利用における課題や効果を国と地方自治体の双方が認識でき、消費生活相談員や職員のシステム習熟度を高められるよう、全ての機能を体感できる検証・練習用環境を用意すること。

- (3) 「旧統一教会」問題への対応をはじめとする霊感商法等の被害者への対応について、従来の消費生活相談の枠組みでは対応が困難な複雑化・多様化した課題への対応が必要であることから、引き続き、専門相談窓口を設置し、その利用やトラブルの未然防止等について広く国民に周知するとともに、不当な勧誘により寄附をした者やその家族の被害回復等が図られるよう、関係機関の連携による重層

的な支援に継続して取り組むこと。

2 食の安全安心の確保について

食の安全安心については、消費者の健康の保護が最重要であり、消費者に信頼される食品等の生産及び供給を確保し、もって消費者の現在及び将来にわたる健康の保護を図る必要がある。

令和6年3月に発生した機能性表示食品に起因する健康被害事案を踏まえ、同年9月に機能性表示食品及び特定保健用食品については、健康被害情報の届出や製造工程へのGMPの導入の義務化がなされたが、栄養機能食品の義務化は見送られたところである。栄養機能食品についても、機能性表示食品や特定保健用食品と同様に反復・継続的に摂取されることが見込まれるものであり、消費者の健康を保護する観点から、健康被害情報の届出と製造工程へのGMPの導入を義務づけること。

なお、これらに類似した一般食品を含む、いわゆる「健康食品」について、消費者が正しい知識と利用方法を理解できるよう、普及啓発を強化すること。

また、機能性表示食品、特定保健用食品及び栄養機能食品の健康被害情報の届出に伴う地方公共団体の事務負担に対し十分な人的及び財政的支援を講ずること。

【国土交通・観光関係】

1 地方創生を支える社会資本整備等について

- (1) 地方創生を支える社会資本整備は、国民の生命・財産を守り、地域経済を活性化させ、地方に活力と魅力をもたらすものである。

一方、昨年 11 月の「令和 7 年度予算の編成等に関する建議」において、国土強靱化の取組は公共投資の総量拡大に頼るのではなく緊急性の高い事業に重点化することの必要性が示されたが、頻発する災害や進行する老朽化により対策を必要とする箇所は数多くある。また、地方において、いまだに高規格道路のミッシングリンクなど社会インフラには地域間格差が存在し、その解消には息の長い、腰を据えた対策が必要である。

他方、人口減少・少子高齢化の急速な進行やデジタル・オンラインの活用による時間と場所に捉われない働き方の普及など、社会情勢がこれまでとは大きく変化している中、地方創生 2.0 基本構想において、交通・医療・介護・子育てなど生活必需サービスの維持・確保の観点から、「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開等が掲げられている。

さらに、グリーントランスフォーメーション（GX）・デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進、経済安全保障の観点から国際競争が激化する中、第三次国土形成計画（全国計画）において「持続可能な産業への構造転換」が国土の刷新に向けた重点テーマに位置付けられている。

以上を踏まえ、地方創生に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正を図るとともに、地域の特性を活かした成長産業の全国的な分散立地等を促進するため、企業のニーズも踏まえつつ、立地・設備投資を誘発するなど経済活動を支える道路、港湾、工業用水等のインフラの円滑かつ機動的な整備を推進するなど、日本全体の成長につながる基盤整備を含めたシームレスな拠点連結型国土づくりを戦略的に進めること。

また、2027 年国際園芸博覧会（神奈川県横浜市）をはじめとする国際大会等を契機として交流人口の拡大等を図り、地域経済の活性化につなげるため、地方創生の取組の視点を持って社会資本整備を加速すること。

中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資計画を策定し、資材価格の高騰や賃金水準の上昇等も踏まえた必要な予算総額を確保するとともに、地方負担に対する財政措置や補助制度の拡充を行うこと。

加えて、社会資本整備を支える担い手不足への対応として、労働者の処遇改善とともに、ICT の活用や BIM / CIM の推進、データ連携基盤の構築など DX を加速させ、建設産業における生産性向上や働き方改革等に資する施策を一層推進すること。

- (2) バス路線、鉄道路線、離島航路・空路、タクシー等の地域公共交通は地域経済や住民生活を支える重要なインフラであるが、人口減少等により利用者が減少していることに加え、担い手不足や昨今の燃料費高騰により、経営に深刻な打撃を受け、地域公共交通ネットワークの維持が難しくなっている。引き続き、住民が安心して利用することができるよう、各事業者の減収分を補填する新たな補助金

制度等の構築や、既存補助事業の補助率のかさ上げなど、地域公共交通の維持・回復に必要な財政支援を早急に行うこと。

また、広域交通ネットワークの基盤である航空・空港関連産業に対する総合的な支援を行うとともに、航空ネットワークの充実に向け積極的な政策を実施すること。

地方空港における国際線の誘致を後押しするため、航空会社にとって固定経費として大きな負担となっている空港ビル内等の事務所の賃借料やグランドハンドリングに係る費用への補助、着陸料の減免など、路線の維持・回復に必要な支援を実施すること。

加えて、空港やターミナルビルの運営会社においても、航空会社同様厳しい経営状況に置かれていることから、持続的・安定的な空港運営に向け、ターミナルビル用地の賃借料の負担軽減や、コンセッション空港における、運営権対価分割金の支払い猶予、空港施設の整備に関する無利子貸付、空港運営事業期間の更なる延長などの支援を行うとともに、事業継続のための直接的な補助などの支援についても実施すること。また、着陸料等の収入が少ない地方管理空港等に対しても管理・運営に係る経費の支援を実施すること。

さらに、国際線の受入再開及び拡大に伴い課題となっているグランドハンドリングを始めとする空港の受入体制の確保に向け、航空・空港人材確保等の対策を継続して実施するとともに、航空燃料の安定的な供給のための措置を講じること。

また、国において、空港における旅客の保安検査の実施主体及び費用負担の見直しの方向性が示されているが、今後の具体的な検討に当たっては、地方航空路線を維持していく必要がある地方の実情等に十分に配慮するとともに、特に、費用負担や責任の所在のあり方等の見直しに当たっては、地方管理空港を所管する自治体の負担が増加しないよう、国において必要な措置を講ずること。

2 防災・減災、国土強靱化の強力かつ継続的・安定的な推進について

- (1) 我が国では、気候変動の影響等により豪雨や大雪等の大規模な自然災害が毎年のように相次いでいる。能登半島では地震により甚大な被害が発生し、その後の記録的な大雨により被害が拡大する「複合災害」が発生した。また、切迫性が高まっている巨大地震等への備えを求められているほか、下水道管の破損等に起因する道路陥没が発生するなど急速に進行する社会インフラの老朽化対策も急務となっている。

こうした中、地方においては「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（以下、「5か年加速化対策」という。）を積極的に活用しながら、ハード・ソフト両面で災害予防の徹底に取り組んでおり、事前の対策により被害を回避・軽減する事例も確認されるなど、着実に効果を積み上げている。

これまで、5か年加速化対策は補正予算において措置されてきたところであるが、第1次国土強靱化実施中期計画については、今後の物価高や賃金水準の上昇等を適切に反映した上で、国土強靱化の取組の計画的かつ更なる加速化・深化を図るために十分な予算・財源を通常予算とは別枠で当初予算として確保するとともに、第1次国土強靱化実施中期計画の初年度となる令和8年度は、経済情勢等

を踏まえて令和7年度補正予算として速やかに措置するなど、円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講ずること。

また、国土強靱化の取組を計画的かつ着実に推進するため、事業採択前に必要な調査・設計など多額の地方単独費を要する業務について、補助・交付金や地方債充当の対象とするなど、財政支援や地方財政措置の充実・強化を図ること。

さらに、令和7年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業債」、「緊急防災・減災事業債」及び「防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債」、並びに令和7年度末までの着手が条件とされる「建築物耐震対策緊急促進事業」については、国土強靱化に資する取組であるため、期限を延長すること。

加えて、埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受け、下水道管の点検・調査の頻度及び方法の抜本的見直しを行うとともに、国が主体となって下水道管路の維持管理・更新に関する手法を確立させること。

(2) 相次ぎ発生している大規模自然災害からの復旧・復興に向け、被災地の発展の基盤となるインフラ整備を進めること。

施設等の災害復旧事業については、現行構造基準に基づいた復旧を認めるとともに、再度災害防止対策を迅速に進められるよう、更なる改良復旧事業の適用範囲の拡大や、災害査定時における測量・設計等に要する費用補助制度の拡充など必要な措置を講ずること。

また、災害に強い道路ネットワーク構築の加速化・深化を図るために、円滑な支援物資搬送等に不可欠な緊急輸送道路等における無電柱化や法面对策、盛土対策、橋梁の耐震対策を進めること。併せて、発災後の迅速な復旧復興を支援する道の駅や公園等の防災拠点の整備について重点的、計画的に推進すること。

さらに、早期復旧に取り組むことができるよう、自治体への迅速な財政支援やTEC-FORCE等を含む人的支援の拡充や災害対応に必要となる資機材の更なる確保を図ること。

加えて、第7次国土調査事業十箇年計画に基づく、地籍調査を着実に推進するため、国において必要な予算を十分に確保するとともに、地方負担の軽減や効率的な調査手法の導入推進を図ること。

(3) 近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する水災害に備えるために、「流域治水」の考え方に基づき、堤防整備や河道掘削、ダムの建設はもとより事前放流やダム再生等による治水機能強化、砂防堰堤や遊砂地等の整備、地下空間を活用した地下河川や雨水貯留浸透施設、下水道等の整備などの流域全体において水災害を軽減させる対策をより一層加速すること。

加えて、気候変動による外力増大を考慮した河川整備基本方針や河川整備計画の見直しに係る経費などの財政支援を実施すること。

また、流域治水の取組を強力に推進するための流域治水関連法の整備を受け、河川への雨水の流出抑制や、民間施設等も活用した流域における貯留・浸透機能の向上を図るため、地方公共団体や民間事業者の行う雨水貯留浸透施設・グリーンインフラ等の整備、貯留機能保全区域の指定に対する支援制度の充実を図るとともに、水田やため池を活用した雨水貯留など農地・農業水利施設の有する多面的機能を発揮させる取組を行う管理者等への支援、農業水利施設等の再整備や更新にかかる管理者の負担軽減など、地域で一体的な取組が図られるようパッケージ支援策を整備すること。

さらに、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりなどの取組を加速させるため、流域市町村と連携した災害危険区域や浸水被害防止区域、土砂災害警戒区域等の指定に対する重点的な財政的支援などの取組を強力に推進すること。

- (4) 発生の切迫性が高まっている南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などに備え、社会インフラ及び住宅・建築物の耐震化や津波、高潮等の災害時に防護効果を有する防波堤、海岸保全施設、津波避難タワーなどの整備に必要かつ十分な予算を確保し、着実に推進すること。

特に国民の生命や暮らしへの被害を最小限に抑えるための住宅・建築物、上下水道の耐震化は、令和6年能登半島地震における甚大な被害を教訓とし更に加速させる必要があることから、補助制度の拡充等を含めた財政的支援を強化すること。

また、持続可能な水道事業経営や効率的な耐震化のため事業統合を含めた広域連携を進める必要があるが、事業計画の策定や地域の合意形成に相当の期間を要し、現在の措置期間では十分な財政支援を受けられないことから時限措置の延長を行うとともに、交付率の引き上げ等の十分な財源措置を講ずること。

- (5) 港湾機能の強化や高規格道路のミッシングリンク解消による日本海国土軸及び太平洋新国土軸等の形成並びに、広域及び地域におけるネットワークのリダンダンシーの確保に必要な対策等を積極的に実施し、広域的な視点での経済活性化と災害に強い安全・安心な国土づくりを進めること。

また、湾口部、海峡部等を連絡するプロジェクトについては、リダンダンシーの確保等の観点も含め、国土全体にわたる連結強化の重要性を踏まえて取り組むこと。

- (6) 北海道・東北・北陸地方や近畿・中国地方の日本海側を中心とした近年の大雪等を踏まえ、国においても予防措置や被災時の交通確保等のため、支援体制の強化をはじめとした取組の推進を図ること。特に豪雪時に交通の妨げになる吹雪や雪崩への対策、堆雪幅の確保や消融雪施設の整備等といった積雪寒冷地特有の課題に対応するための施策について、必要な予算を確保すること。また、第1次国土強靱化実施中期計画では「推進が特に必要となる施策」に位置付けられており、地方自治体の実施する事業についても着実かつ強力に推進すること。

3 社会インフラの老朽化対策の確実な推進について

全国で下水道管に起因する道路陥没事案が令和4年度に約2,600件発生しているが、下水道施設に限らず、全国のインフラ施設について、今後20年で建設後50年以上経過する割合が加速度的に高くなることが示されている。

今後老朽化割合が急速に高まる社会インフラを適切に維持管理・更新するためには、国と地方が一体となり、予防保全型インフラメンテナンスへの早期転換に向けて老朽化対策を加速させる必要がある。このため、点検により明らかになった要修繕箇所の早期対策に加え、予防保全の観点による対策に必要な予算・財源を措置すること。併せて、社会インフラ全般の定期点検・診断・修繕を適切に実施するため、補助・交付金の対象になっていない小規模施設などについて、補助・交付金の対象

にすること。また、その際には、地方財政への影響を十分考慮するとともに、補助・交付金制度の要件緩和や国費率のかさ上げ、地方財政措置の拡充など、地方への十分な財源措置を講ずること。

加えて、維持管理・更新に関する新技術の開発・導入の推進や技術者の育成、効果的な「地域インフラ群再生戦略マネジメント」や「施設の集約化・撤去」の推進などを含め、インフラメンテナンスの効率性向上に向けた取組を加速すること。

4 道路整備の推進等について

- (1) 我が国の生産性を向上させ、成長力及び国際競争力を強化し、激甚化・頻発化する自然災害に対応していくため、高規格道路のミッシングリンクの早期解消や、相互に代替機能を発揮する高規格道路と直轄国道等とのダブルネットワーク化、環状道路の整備促進、三大都市圏間のネットワークの強化など、国土をつなぐ幹線道路ネットワークとして、シームレスなサービスレベルを確保するよう、国の責任において早期整備を図ること。また、高規格道路の整備推進のため、国直轄事業の地方負担金に係る地方財政措置の拡充、補助事業の国費率のかさ上げや地方財政措置の拡充などによる重点支援を行うこと。

また、高規格道路の暫定2車線区間は、速度低下や対面通行の安全性、大規模災害時の通行止めリスクといった課題がある。このため4車線化については「高速道路における安全・安心基本計画」に基づき、着実な推進を図るとともに、随時、計画の見直しを図ること。

さらに、無料区間においても、必要に応じて機能強化を図りつつ、維持管理を確実に実施するため、有料道路制度の活用など安定的な財源の確保について、地域の意見も踏まえ検討を進めること。併せて、事故防止対策や逆走防止対策等、高規格道路の総合的な安全対策についても計画的に推進すること。

- (2) 高速道路の利活用を促進し、利便性の向上や地域活性化、民間投資の誘発等を図るため、民間施設直結型も含めスマートインターチェンジやインターチェンジへのアクセス道路等の整備について、補助制度や税制特例の活用等により地方への十分な税・財政支援を行うこと。

- (3) 高速道路料金については、首都圏、近畿圏及び中京圏において、賢く使うための新たな料金体系が導入された。その分析・評価を行うとともに、環状道路を中心としたネットワーク整備の進展に伴い新たに発生する交通流動を踏まえ、適切な経路選択が行われるよう、料金体系の改善を継続すること。

また、地方においても、必要なネットワーク整備のスピードアップを図るとともに、利用者ニーズを考慮し、引き続き料金体系の見直しを進めること。

- (4) 有料の高速道路の良好なインフラを持続的に利用するため、料金徴収期間の延長による財源を活用し、適切な維持管理と更新事業、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強などの機能強化を着実に進めること。

- (5) 早期のETC専用化の実現に向け、ETCの普及促進やクレジットカード非保有者等への対策を推進するとともに、ETC専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化を進めること。

また、トラック運送事業者の人手不足や時間外労働の上限規制等により物流の停滞が懸念されていることから、物流DXの推進等による物流システムの効率化を図るため、高速道路での自動運転を実現するための新技術の開発や導入・普及に向けた検討を進めるとともに、新東名・新名神高速道路6車線化等の高速道路網整備や中核物流拠点等の基盤整備を推進すること。

- (6) 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路及びその代替・補完路の整備・機能強化を推進するとともに、そのために必要な補助制度の拡充等による財政支援を行うこと。
- (7) 無電柱化は景観形成・観光振興に加え、自然災害発生時における迅速な避難・救助、物資供給等に向けた緊急車両の通行確保の観点からも重要である。このため、都道府県が策定する無電柱化推進計画を着実に進めるために必要な予算の確保や更なるコンパクト化を図る技術開発、低コスト手法等に関する規制緩和等を行うとともに、直轄国道の無電柱化を着実に進めること。
- (8) 令和3年6月に千葉県八街市で発生した通学中の児童が犠牲となる痛ましい交通事故等を踏まえ、通学路の安全を確保するため、国においても交通安全対策を充実させるとともに、令和4年度に創設された交通安全対策補助制度などにより、地方公共団体が行うソフト対策の強化と併せた交通安全対策について、技術的な支援や、補助制度の拡充等を含めた財政的な支援を着実に推進すること。

5 港湾整備の推進等について

- (1) 我が国の成長力・国際競争力の強化はもとより、サプライチェーンの強靱化を図るため、国際コンテナ戦略港湾、国際バルク戦略港湾をはじめとする国際貿易のゲートウェイとなる港湾、地域の産業を支える港湾において、大型船舶が入港可能な岸壁や航路、防波堤、臨港道路に加え、国内フェリー・RORO船航路の輸送力増強に対応した高効率のユニットロードターミナル、農林水産物の輸出促進、洋上風力発電の導入促進に資する港湾施設等の整備を推進すること。

また、離島における安定した住民生活を確保するため、離島航路の安定的な運航を支える防波堤や岸壁等の整備を推進すること。

- (2) 日本における国際クルーズの受入が再開し、クルーズ船の寄港増加が期待されることから、官民連携による国際クルーズ拠点の形成を推進するとともに、地域の活性化に寄与するクルーズ船の受入のため、大型化に対応する岸壁などの旅客船ターミナル整備、クルーズ旅客の円滑な周遊や満足度向上に資する環境整備等を推進すること。

また、寄港地への高い経済効果が期待される大型のプレジャーボートの受入環境の整備を推進すること。

さらに、地域住民、観光客等の交流拠点となる「みなとオアシス」に対する支援制度の拡充を図ること。

- (3) 大規模地震や津波、高潮等の災害時に防護効果を有する防波堤や緊急物資輸送等の拠点として機能する耐震強化岸壁、広域的な経済・産業を支える石油化学コンビナート等が立地する地区の海岸保全施設の整備などを推進すること。

特に半島地域や離島地域など交通網が脆弱な地域では、令和6年能登半島地震において、港湾が被災地への緊急物資輸送の拠点として機能したことを踏まえ、港湾整備への支援を強化すること。

また、自然災害発生時における臨港道路の通行確保や停電対策等に資する離島の臨港道路無電柱化への支援強化を図ること。加えて、民有護岸等の改良に対する支援制度については、対象施設の拡充など一層の支援強化を図ること。

加えて、改正港湾法に基づき策定される協働防護計画等に伴って整備する港湾施設に必要な予算・財源を確保すること。

- (4) 我が国の産業や港湾の競争力強化と地域の脱炭素社会の実現に貢献するため、港湾における脱炭素化に取り組む必要がある。脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や、水素・アンモニア等の港湾周辺立地企業等への供給と一体となった受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポートの形成を推進するために、港湾脱炭素化推進計画等に伴って整備する港湾施設に必要な予算・財源を確保するとともに、受入環境整備等に必要となる港湾計画の変更等に係る技術的支援を図ること。

- (5) 港湾の生産性向上と良好な労働環境の確保を図るため、AIを活用したオペレーション、荷役機械の遠隔操作や手続き等の電子化・省力化・効率化など情報通信技術を活用した港湾の整備を推進すること。

- (6) SOLAS条約を踏まえた港湾の保安対策を適切に継続するため、老朽化した埠頭保安設備の維持・更新に対する財政支援の拡充を図ること。

6 鉄道整備の推進について

- (1) 活力ある社会の実現、地域間における交流・連携の強化を図るため、整備新幹線については、国家プロジェクトとしての重要性を踏まえ、国と地方の負担のあり方など財源構成の枠組みの見直しをはじめ、地方の受益の程度を勘案した負担改善策を実施し、「整備新幹線の取扱いについて」（平成27年1月14日 政府・与党申合せ。以下「政府・与党申合せ」という。）、「北陸新幹線の取扱いについて」（令和2年12月16日 国土交通大臣）及び「北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の取扱いについて（令和4年12月23日 国土交通大臣）」に基づき、早期完成・開業を図ること。

また、並行在来線の維持・存続のため地方の実態とニーズを踏まえ、政府・与党申合せに基づき、引き続き、財源確保の方策も含め、幅広い観点から新たな仕組みを検討し、所要の対策を講ずること。また、線路使用料の算定方法を実態にあわせて見直し、支援を拡充するほか、経営維持のための運営費補助等の支援制度や、並行在来線とJR路線等を乗り継ぐことによる、利用者負担を緩和するための、乗継割引に対する財政支援制度を創設し、JRに対しても乗継割引制度の導入を指導するなど、並行在来線への財政支援策の充実を図ること。

加えて、並行在来線の経営分離については、地方公共団体の意向を十分尊重すること。

- (2) 災害時のバイパス機能やリダンダンシーの確保の観点も含めて、リニア中央新幹線や北陸新幹線の全線整備、地方創生回廊中央駅構想、青函共用走行問題の抜本的解決について、早期実現を図ること。

特に、リニア中央新幹線については、品川・名古屋間の早期整備を促進するとともに、全線開業時期の最大8年前倒し（最速2037年）及び三重・奈良・大阪の概略のルート・駅位置の絞り込みに向けた準備を連携・協力して進め、名古屋・大阪間の環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書の早期公表をするよう、沿線自治体と連携して、必要な指導、支援を行うこと。

加えて、整備新幹線の整備を着実に推進するとともに、基本計画路線を含む幹線鉄道ネットワークについて、骨太方針2025で、「各地域の実情を踏まえ、地方創生2.0の実現にも資する幹線鉄道の高機能化に関する調査や方向性も含めた検討など、更なる取組を進める」と明記されたことを踏まえ、整備計画路線への格上げに必要となる「法定調査」を早期に実施すること。また、整備新幹線や基本計画路線の整備促進を図るため、貸付料算定の適正化や国際観光旅客税の活用など、新たな財源の確保を検討すること。

- (3) 国土の均衡ある発展の観点から、基本計画路線及び幹線鉄道ネットワーク等の高機能化等の地域の実情に応じた諸課題について方向性も含めた調査検討を着実に進め、都市間を結ぶ幹線鉄道的高速化、相互連携及び安定輸送確保、鉄道未整備地域における鉄軌道の新規整備を図ること。

また、都市圏の活性化の観点から、都市鉄道等の整備を促進し、鉄道輸送の強化に努めるとともに、鉄道ネットワークの構築によるリダンダンシーの確保や、運行の安全性の向上を図ること。

7 地域における交通の確保等について

- (1) バス路線、鉄道路線、離島航路・空路、タクシー等の地域公共交通は、住民生活や経済活動、地方創生に不可欠な基盤であるが、人口減少等により、利用者が減少していることに加え、担い手不足や燃料費高騰の影響を受けて厳しい環境にあることから、将来にわたる維持・確保及び充実を図るため、地方公共団体や交通事業者の意見を踏まえ、引き続き、必要な予算の確保や財政支援の拡充等の適切な支援を講ずるとともに、補助制度の見直しを行うに当たっては、地域の実態に合うよう十分に配慮すること。

特に、バス事業者の経営効率化や経営基盤の強化を図るための主体的な経営努力を促す環境を整備するとともに、バス路線に係る地域公共交通確保維持改善事業については、地域キロ当たり標準経常費用や補助対象経常費用見込額の20分の9を限度とするカット措置等を見直しなどを図るとともに、必要となる予算を増額確保すること。

また、JR北海道やJR四国、第三セクター鉄道等の地域鉄道事業者をはじめ、地域公共交通を運行する事業者の多くは経営基盤が脆弱であることから、安全輸送に必要な補修・点検のほか老朽化対策、防災・減災対策や機能向上、高速化や利用環境改善等の利便性向上に資する投資、経営の安定化、自然災害からの速や

かな復旧に対する支援策を充実すること。特に第三セクター鉄道については、その多くが開業から 30 年以上経過した路線や、整備新幹線の開業に伴い J R から経営分離され老朽施設を譲り受けた並行在来線であり、車両や施設・設備の更新時期が到来していることから、更新が確実かつ計画的に実施できるよう、必要な予算の確保や財政支援の拡充等の適切な支援を講ずること。

- (2) 鉄道ネットワークは国・地方、双方にとって重要なインフラであり、ひとたび廃止等が行われれば容易に復活できないことを踏まえ、J R 各社の地方路線の果たす役割が引き続き堅持されるよう国の責任において同社に対する経営支援及び指導を行うこと。また、同社を含む鉄道事業者側の事情・判断のみによって鉄道路線の廃止等がなされることがないように、再構築協議会の設置にあたっては、国の関与の下、データに基づく議論のみならず、地域の実情に配慮した運営を行い、合意のない再構築方針の策定は行わないこと。

加えて、再構築協議会等において、関係者で合意された取組に対し、その持続可能性が最も高いものとなるよう、国による財政支援や、「J R をはじめとする鉄道事業者がその持続的な運行及び利便性の確保に最大限協力を行うべき」ことについて、法律等で担保するとともに、十分な支援額を確保すること。

さらに、国鉄改革から 30 年以上経過した状況を踏まえ、分割民営化が地方に与えた影響、分割方法の妥当性、国鉄改革の精神等を改めて検証するとともに、J R の役割並びに現在の J R 各社の経営状況、事業構造及び内部補助の考え方等も考慮した上で全国的な鉄道ネットワークのあり方そのものについて、まずは国の責任において議論のうえ方向性を示し、実効性のある措置を講ずること。

併せて、地域が一体となって進める利用促進の取組や、地域に求められる運行サービス水準の確保に必要な支援等を講ずること。また、被災鉄道の早期復旧のため、国庫補助金の充実、大規模災害時の地方負担に対する災害復旧事業債の活用や、事業構造の変更を行った場合の鉄道施設の維持や運営に伴う地方負担に対する補助制度の創設など鉄道事業者及び地方に更なる支援を行うこと。さらに、災害を契機とした安易な存廃・再構築の議論が行われないよう鉄道事業者を指導すること。

- (3) 地域公共交通について、交通空白を解消し、地域の交通資源等を最大限活用して安定的に維持・確保できるよう、現行のバス支援制度の見直しを含め、地方公共団体が取り組む自動運転などの多様な移動手段の継続的な確保策に対する補助制度の創設、地域特性や環境変化に応じた交通ネットワーク再構築に対する基本的な方針の提示や知見の共有など、引き続き地方に対し必要かつ十分な支援を行うこと。

加えて、高齢化や人口減少が著しい中山間地域においては、生活交通として乗合バスではなくタクシーを利用せざるを得ない場合があることから、タクシー利用料金の助成をしている地方公共団体に対して特別交付税等の財政支援をすること。

- (4) 地方公共団体が、地域の実情に応じて交通事業者と連携した公共ライドシェアを円滑に導入し、持続可能な運営ができるよう、制度の周知強化、導入経費や導入後の運行経費等への補助、必要な助言など、地方に寄り添った支援を行うとともに、日本版ライドシェアについては、大阪・関西万博開催中の規制緩和や全国各地の取組状況の検証等も踏まえ、必要な見直しを行うこと。

また、タクシー事業者以外の者がライドシェア事業を行うことを位置付ける法制度については、安全性の確保を大前提として、運送責任の所在やドライバーの柔軟な働き方などについて十分な議論を行うとともに、現在の自家用車活用事業等の実施状況、地域の声やタクシー事業者の意見を踏まえ、地域の実情を反映できる制度とし、全国一律の規制緩和は拙速を避けて行うこと。

- (5) 地域公共交通や物流の維持・確保に大きな影響を及ぼしている運転手をはじめとする要員不足の解消に向け、運転手の処遇や労働環境の改善に対する支援を充実するほか、国が率先して運転手の確保に向けた機運醸成を行うなど、人材確保に向けた取組をより一層推進すること。また、二種免許や大型免許等の取得費用の支援の継続を図るとともに、特定技能外国人の受入れに向けた環境整備など、具体的な策を講ずること。
- (6) 自動運転や空飛ぶクルマをはじめとする新しいモビリティ・サービスの社会実装が円滑に進むよう、実証試験の実施やサービス導入への支援など国による幅広い支援を行うとともに、自動運転の積雪時を含めた通年実用化に向けた取組工程の明確化やDMV等の新技術の開発や導入・普及に向けた検討等を行うこと。
さらに、自動運転車両の社会実装を速やかに進めていく上では、安全性の確保はもとより、国民や地域の社会受容性を高めることが重要であることから、自動運転の社会実装によって国民や地域が享受できるメリットを分かりやすく情報発信する機会を拡大し、機運醸成を図るほか、住民理解の促進に取り組む地方への支援や事業者支援を行うこと。
- (7) 公共交通機関の利便性向上を図るため、交通情報のオープンデータ化の推進や交通系ICカード等のキャッシュレス決済の導入、エリアをまたぐ広域利用のためのシステム改修、鉄道トンネル内等での携帯電話等の接続環境の向上など、事業者が行う投資に対する支援策を充実するとともに、光ファイバーや5G基地局などデジタル基盤の整備が全国津々浦々で整備され、低廉な通信サービスが提供される環境を整えることで、日本版MaaSの早期実現と普及を図ること。
- (8) 内航フェリーやRORO船をはじめとする貨物船は、広域的な物流や観光交流を支え、モーダルシフトの受け皿、また、災害時の陸路に替わる輸送手段等としても期待されるなど重要な役割を果たしているが、航路と競合する高速道路料金の割引が継続されたことや昨今の原油価格高騰並びにSOx規制強化に伴う燃料価格の上昇の影響を受けて厳しい環境にあることから、航路の維持・確保に向けて支援策を講ずること。
- (9) 高速乗合バス・貸切バスの安全対策について、運送事業者に対する指導に加え、バスの運転者の確保・育成と疾病対策、車両の安全対策、日本バス協会が実施している「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の活用など実効性のある安全確保対策を徹底すること。
- (10) 子育て世帯から高齢者、障がいのある方、大きな荷物を持った旅行者など誰もが安全・安心で快適に利用できる交通環境の整備を図るため、ユニバーサルデザインタクシーの普及に向けた支援を推進すること。

8 航空路線の維持・充実等について

航空路線が全国各地の産業や経済及び住民の生活に果たしている役割、さらには我が国経済全体に及ぼす影響の大きさにも十分配慮するとともに、東日本大震災をはじめとした震災復興や地方への誘客支援を図る観点、生活交通としての地域航空路線を維持可能なものとする観点からも、航空ネットワークの維持・充実、地方空港アクセス改善に対する支援制度の構築及び空港機能の強化について適切な対応を図ること。

9 観光振興対策の推進について

- (1) 観光立国の実現に向けた政府が掲げる目標「2030年に訪日外国人旅行者数6,000万人・消費額15兆円」に加え、日本人の地方部延べ宿泊者数・国内旅行消費額の更なる拡大を目指し、インバウンドを含めた観光客の消費拡大や地方への誘客促進を図るため、アドベンチャーツーリズムやサイクルツーリズム、ユニバーサルツーリズム等の推進、ワーケーションやブレジャーなど「新たな旅のスタイル」の普及・定着、スノーリゾート形成支援、観光周遊ルートの整備のほか、伝統的酒造りや温泉文化、神楽など、それぞれの地方が持つ自然や歴史、文化等の資源を活かした魅力ある新たな観光資源・文化資源の発掘・磨き上げの取組を支援するとともに、誘客プロモーションの支援などを行うこと。

また、各補助事業の採択早期化、ソフト事業も含めた明許繰越等による複数年にわたる事業実施など補助制度の柔軟な運用を検討すること。

加えて、受入環境整備も不可欠であるため、外国語併記の観光案内標識の設置促進、観光施設や道の駅等のキャッシュレス促進、無料公衆無線LANの整備促進、ユニバーサルデザインタクシーの普及促進、災害時の情報伝達等緊急時の対応などの施策を進めること。

併せて、オーバーツーリズムの未然防止・抑制や需要の平準化の促進、「住宅宿泊事業法」の適切な運用に対する支援に取り組むこと。

- (2) 開催地を中心に大きな経済効果をもたらすMICEについて、地方都市を含め全国での誘致を促進するため、政府やJNTO等による誘致活動を行うとともに、各地の誘致体制強化のための支援を行うこと。

また、第20回アジア競技大会（2026／愛知・名古屋）及び第5回アジアパラ競技大会（2026／愛知・名古屋）や2027年国際園芸博覧会（神奈川県横浜市）、ワールドマスタースゲームズ2027関西などの国際的な博覧会・スポーツ大会の開催を地域経済活性化の好機と捉え、地方の魅力的な観光素材を効果的に発信するとともに、陸・海・空の周遊パスを創設するなど、訪日外国人旅行者を全国各地へと誘導する施策を積極的に講ずること。

- (3) 早期の国際線受入拡大のため、国際定期便が就航している地方空港については速やかに検疫飛行場に指定するとともに、全ての空港・港湾における検疫、税関、出入国管理の人員体制を迅速に拡充すること。また、出入国手続きについて、短時間のスムーズな入国審査をはじめとした手続の改善等を進めるとともに、航空

機の運航に不可欠なグランドハンドリング・保安検査・給油作業等の空港業務の持続的な発展に向け、人材確保やD X等の取組を推進すること。

さらに、地方空港において、新規就航等の実現や運休路線の運航再開を促進するためには、令和5年度まで実施されてきた訪日誘客支援空港への着陸料等の支援も必要であることから、早期に支援を再開するとともに、割引率・補助率の引き上げや1空港当たりの支援上限額の撤廃、グランドハンドリング等の運航経費支援等、支援内容を拡充させること。また、国が導入する方針である日本版E S T A（電子渡航認証システム）により、入国管理の厳格化と円滑化の両立が期待されることも踏まえ、訪日短期滞在ビザに関する免除対象国を拡大及び免除措置を延長するほか、訪日外国人旅行者向け国内線割引運賃の認知度向上など、積極的な訪日誘客対策を実施すること。併せて、訪日外国人旅行者と日本からの海外旅行者の双方向の交流拡大に向けて、アウトバウンド推進のためのパスポート取得費用の負担軽減などへの支援を行うこと。

- (4) 持続可能な観光地域づくりに向け、観光地・観光産業の再生・高付加価値化を図るための宿泊施設・観光施設の改修や旅行商品の造成、観光D Xの推進、良好な景観の形成・保全・活用促進のための支援を行うこと。

また、観光産業の外国人材活用などによる総合的な人手不足対策や通訳ガイドの充実・強化に対する支援を行うこと。

- (5) 令和7年10月1日に施行される「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」を踏まえて、観光地域づくりの司令塔となる「観光地域づくり法人（DMO）」の果たすべき役割がますます重要になるため、自主的かつ安定的な財源を確保しながら継続的に観光地経営を推進できるよう、機能強化への取組に向けた支援を行うこと。

- (6) 観光産業は地域経済を支える重要な産業であり、その中核施設である旅館・ホテルは災害時避難所としての機能も期待されていることから、耐震改修促進法の改正に伴って引き続き実施される建築物の耐震設計・改修に係る費用について、特別交付税措置の更なる拡充など地方への財政支援を行うとともに、耐震改修工法の情報提供など総合的な支援策を講ずること。

- (7) 相次ぎ発生している大規模自然災害における外国人観光客の安全かつ迅速な帰国を支援するため、「S a f e t y t i p s」などの情報伝達手段の機能強化及び普及促進を図るとともに、宿泊施設に避難している外国人観光客の情報を効率的に集約する方法の検討、帰国を希望する外国人観光客に係る情報を県や国、駐日大使館等が瞬時に共有できるオープン化したプラットフォームの作成など、関係機関との協力体制を構築すること。

- (8) 令和6年能登半島地震の被災地域における観光の復興を図るため、事業者支援や風評被害対策、適切な情報発信を進めること。

- (9) 国際観光旅客税については、DMOの機能強化への取組を含む地方の観光振興施策に自由度の高い財源として充当されるよう、税収の一定割合を交付金等により地方に配分すること。

- (10) 特定複合観光施設（ＩＲ）の実現は、観光関連産業や地域経済の活性化に大きな役割を果たすことが期待される。日本型ＩＲによりもたらされる高い政策効果が最大限に発現されるよう、区域認定後のＩＲ整備に対する総合的な対策を講ずること。併せて、その趣旨が社会全体に正しく浸透するよう努めるとともに、ＩＲ整備に際しては、懸念されるギャンブル等依存症について、国として地方公共団体等とも連携した対策を講ずること。
- (11) 令和４年４月２３日に発生した知床遊覧船所有の観光船の海難事故を受け、（知床遊覧船）事故対策検討委員会が取りまとめた「旅客船の総合的な安全・安心対策」に基づき、観光船事故再発防止のための必要な措置を講ずること。

10 過疎地域等特定地域の振興施策の推進について

- (１) 過疎地域及び辺地、山村、離島、半島等特定地域の地理的、自然的特性を活かした持続的発展を図るため、関係省庁が連携して、地域の振興施策を推進すること。
- とりわけ、過疎地域は集落機能の低下など極めて深刻な状況に直面しており、引き続き総合的な過疎対策を実施し、過疎地域の振興と持続可能な地域社会の実現を図る必要があることから、過疎対策事業債の必要額の確保をはじめ、過疎対策に係る支援措置の更なる充実を図ること。
- また、令和６年能登半島地震で明らかになった半島地域の脆弱性の改善に向けて住民が安心して暮らし続けられるよう、被災地の復旧・復興対策を含め支援策を強化すること。加えて、半島や離島など特定地域の防災・減災対策に必要な予算・財源を十分に確保すること。
- (２) 離島地域の振興に向けて、産業基盤及び生活環境等に関する本土との格差是正を図るため、離島航路・航空路の運賃等の引き下げ、生活及び事業活動に必要な物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充や港湾、漁港、道路、ヘリポート及び空港の整備等、地域社会の維持に必要な支援措置の拡充を図るとともに、財政措置を講ずること。
- 特に、物価や原油価格の高止まりが離島における住民生活や企業活動の支障とならないよう、離島住民の運賃低廉化及び物流コスト支援に係る交付金の所要額を確保するとともに、輸送コスト支援事業の特例的な交付率の嵩上げなど、社会経済情勢の変化に応じた支援制度の拡充を図ること。
- 加えて、人口減少下において、医療、福祉、産業等様々な分野で担い手不足が深刻化している小規模離島の地域社会を持続可能なものとしていくため、担い手の受入れ等に必要となる住宅の確保等の取組に対する支援を強化すること。
- また、令和８年度末で期限切れとなる有人国境離島法の改正・延長及び同法に基づく特定有人国境離島地域の追加指定等の見直しを行うとともに、地域の保全及び地域社会の維持を図るための施策を拡充し、十分な予算措置を講ずること。
- (３) 地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業を行う「特定地域づくり事業協同組合」の設立や事業を推進し、新たな組合の設立による組合数の増加や、既存組合の事業拡大等が想定される中、これから更なる活用が期待される組合活動に

支障が生じないように、特定地域づくり事業推進交付金の十分な予算額を確保し、派遣職員人件費や事務局運営費の充実など財政措置の拡大を図ること。

特定地域づくり事業協同組合制度における組合員以外への派遣が可能な利用量割合の拡大や、組合の区域外派遣について、制度趣旨に沿い、その見直しの実現に向け、継続して検討を進めること。

加えて、本制度の活用促進や持続的な組合運営のため、特定地域づくり事業の活用を検討する事業者や市町村及び設立後の組合に対して、組合の設立・運営の知見・ノウハウ等を有する専門家を派遣する制度の創設等を進めること。

また、更なる組合の設立や派遣職員の確保等を図るため、制度の周知を強化すること。

11 盛土等に伴う災害防止に関する推進について

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、同法に規定する事項とする）の運用にあたっては、地方公共団体の果たす役割が大きく事務負担が増加することから、必要な人員に対する交付税措置の拡充などの予算の措置を確実に行うこと。さらに、法運用情報の適正な管理と有効活用のため、関係法令による規制情報も含め、盛土情報を包括的に管理する全国的なネットワークシステムを構築すること。

- (2) 盛土等に関する工事等の許可について、地方公共団体間で判断に差異が生じないように相談体制の強化や事例を共有する仕組みの構築など、国も積極的に関与し支援するとともに、制度執行において混乱が生じないように、基準や許可等の運用の明確化や、広く国民に対して十分な制度の周知、普及啓発に率先して努めること。

また、手数料収入で賄うことができない協議や届出の対応に必要な財政的支援を行うこと。

- (3) 不法・危険盛土等への対応について、地方公共団体が行う外部委託を含むパトロールや衛星画像解析による監視など、違法性や危険性の疑いのある盛土等の早期発見につながる取組や、発見した場合の緊急対応や行政処分などが適正に行われるよう、必要となる財政的・技術的支援を行うこと。

【社会保障関係】

1 地域医療体制の整備等について

(1) 地域の医療提供体制の維持・確保

ア 都道府県は、地域医療構想に基づき、病床機能の分化・連携を進め、高度急性期から慢性期及び在宅医療等に至るまで、それぞれの医療機関等が十分に機能し、患者がどの地域に住んでいても必要な時に必要な医療が受けられる医療提供体制の整備に向け協議を進めている。

各地域において、引き続き現行の構想実現に向けた議論を進めるため、地域医療介護総合確保基金の活用も含めた財政支援を行うとともに、病床機能報告上の病床数と将来の病床数の必要量との差に係る要因の分析及び評価などに当たっては、具体的な分析・評価の手法や定量的な基準のモデル事例を示す等、各構想区域における議論に対して技術的・専門的な支援を行うこと。

また、地域医療の確保に向けた取組の推進に当たっては、地方の主体性を尊重し、丁寧に協議をしながら、慎重に進めるとともに、病床設置の特例制度に係る要件の緩和など、地域の実情に即した柔軟な取扱いをすること。

さらに、地域の医療提供体制の維持・確保には、地域医療介護総合確保基金や医療提供体制推進事業費補助金等が重要な役割を果たしていることから、所要額満額の交付及び将来にわたり必要な財源の確保を図るとともに、救急医療等の実態や、災害時に地域医療機能を担う病院の耐震化の現状に即して補助基準の緩和・補助基準額の拡充や補助率の嵩上げを行うなど、地域の実情に応じて柔軟に活用できるように見直すこと。

また、新たな支援策を講じるに当たっては、地域医療構想の推進に向け、これまで地域の関係者が丁寧な議論を行いながら、病床数の適正化に取り組んできた経緯を踏まえ、いたずらに地域の混乱を招くこととならないよう、慎重な制度設計を行うこと。

あわせて、地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、一律に地域医療構想の進捗状況によって評価せず、地域における議論の内容など実情を踏まえるとともに、年度当初から事業を確実に実施するために内示時期を早期化すること。

イ 新たな地域医療構想の策定に当たっては、地域の実情に応じた課題抽出や実現に向けた施策等について、市町村、地域の医療関係者、保険者及び患者・住民の意見を聴取し、幅広い関係者で検討する等、これまで以上に丁寧な協議プロセスが求められ、策定に時間を要することから、都道府県に対し、策定ガイドライン等を早期に発出するとともに、策定に必要となるデータを早期に提供すること。また、ガイドラインを含めた具体的な検討の際には、基準病床数と将来の病床数の必要量についてそれぞれの目的・役割等を整理するとともに、大都市、地方都市、過疎地域などの類型により医療ニーズや医療資源の状況が大きく異なることを踏まえた検討を行うこと。さらに、各構想区域が目指すべき将来像を議論するに当たって必要となる、国全体が目指す方向性や国としてのグランドデザイン・将来ビジョンを明確に示すこと。

なお、適切なタイミングで意見照会や意見交換の場を設けるなど、都道府県の意見を十分反映しながら検討を進めること。

加えて、対象分野の拡大、取組の深化、医療機関機能報告の新設等について、現場の医療機関や自治体など関係者の負担が大きくなる懸念があることから、新たな地域医療構想が対象とする範囲の適正化、業務重複を回避した制度設計や報告システムの改善、スタート段階からの各種支援体制の確保、自治体の体制整備に対する地方財政措置等を講じるとともに、地域医療介護総合確保基金の拡充等、新たな地域医療構想を推進するための財源を十分確保すること。

ウ 保険医療機関等は、公定価格である診療報酬によって運営されており、物価や人件費の上昇の影響を価格転嫁できず、深刻な経営難に陥っている。令和6年度補正予算による物価高対策は臨時的な対応であり、経営に必要な経費は診療報酬で賄うことを基本として、臨時的な診療報酬の改定や国による補助制度の創設など早急に対策を講じること。

さらに、診療報酬制度については、物価・賃金の上昇に合わせ適時適切に対応できる仕組みを組み込むこと。

加えて、薬局・健診機関、介護・福祉サービス、柔道整復、あん摩マッサージ・鍼灸等の事業所等についても、同様に経営安定化のための財政支援等の必要な支援を行うこと。

あわせて、過疎地域を含む地方においては人口が分散し訪問診療や訪問看護など効率性が著しく低下する中での対応が必要であるほか、2次医療圏によっては診療報酬の減算から除外される医療資源の少ない地域が一定程度含まれるなどの状況もあることから、地方の実情を踏まえた診療報酬の評価の適切な見直し、診療報酬請求手続きの簡素化を行うこと。

また、介護・福祉サービス事業所、社会福祉施設等については、新興感染症の発生・まん延等に備えた平時からの取組に対して必要な支援を行うこと。とりわけ、在宅系サービスなど小規模な事業者に対しては、感染症発生・まん延時の利用者減が経営に直結することから十分な財政支援を行うこと。

なお、医療機関等に対する新たな支援制度を設ける際には、医療法において医療を提供する施設として位置付けられている薬局に対しても、漏れなく支援対象とすること。

さらに、令和6年度補正予算により措置した医療施設等経営強化緊急支援事業については、物価高等で厳しい経営状況にある医療機関に対する重要な支援策であるものの、国が示した要件の下、医療機関から取りまとめた要望額に対して、内示額が大幅減と乖離が生じたことで、医療機関の経営支援に支障が生じる状況となったことから、必要な財源を確実に確保するなど国が責任をもって事業を実施すること。加えて、今後同様の支援策を講じる際には、地域医療構想との整合性を図るとともに、地域の実態を丁寧に把握するなど地域の実情を踏まえた制度設計を行うこと。

また、令和7年4月から措置された（独）福祉医療機構による大幅に拡充された優遇融資については、証明事項の対象要件のさらなる緩和など、医療機関の厳しい経営状況に応じた迅速かつ柔軟な対策を引き続き講じること。

エ 新興感染症の発生・まん延時に機動的に対応する医療提供体制を構築し、維持していくことができるよう、施設・設備の整備や感染症専門医をはじめとした人材の養成・確保、個人防護具等の備蓄など、感染症危機に備えた体制整備に取り組む医療機関や都道府県等への技術的支援及び財政支援を継続・拡充すること。

あわせて、重症・中等症患者の受入れについては、今後の新興感染症の感染拡大にも対応できるよう、二次・三次医療を担う医療機関の診療報酬を大幅に引き上げること。

また、感染症指定医療機関に対する運営費補助について、基準額に基づき申請する額に対して交付額が下回ることをしないよう十分な国庫財源を継続して確保するとともに、感染症病床等を有する公的病院等以外の医療機関への補助について、特別交付税の算定対象となるよう制度を拡充すること。

オ 外来機能の明確化・連携強化のための外来機能報告や「紹介受診重点医療機関」が十分に機能するためにも、診療報酬の加算や定額負担等を含めた紹介受診重点医療機関制度の趣旨や医療機関・患者双方のメリットについて、国において分かりやすく示すとともに、国民への十分な周知・啓発を図ること。

また、病床機能報告及び外来機能報告については、地域医療構想調整会議や地域における紹介受診重点医療機関設定の協議のため、国が調査委託し都道府県に還元するとしている報告内容について、未報告医療機関や許可病床等との不整合データの解消を図るほか、紹介受診重点医療機関設定の協議準備に要する期間を確保するため、早期の情報提供・還元を行うとともに、地域の実情に応じた協議期間の設定について配慮すること。

さらに、かかりつけ医機能報告制度については、かかりつけ医機能の確保に係る体制を有することの確認や報告内容の分析・公表、必要な機能を確保する具体的な方策の検討、地域での協議等の実務を担う都道府県が、円滑に事務を執行できるよう、専門的な知見に基づく技術的支援や財政的支援のほか、医療機関の報告のための医療機関等情報支援システム（G-MIS）の改修に係る統一的な窓口設置による都道府県事務の省力化、人員体制を強化する場合における地方交付税措置など、体制確保に必要な財政措置を行うこと。

あわせて、G-MISによる各種報告については、スマートフォンやタブレット端末で対応可能とするなど医療機関側の利便性向上に配慮したシステムを構築すること。

カ DMAT、DPAT及び災害支援ナースの活動要領に感染症に関する支援業務が追加されたことを踏まえ、大規模災害時の感染症対応等において、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成を国の責任で行うこと。あわせて、緊急時に備えた資機材整備に対する支援を具体的に措置すること。

キ 自治体病院などの地域の拠点病院は、救急医療・へき地医療・精神医療・感染症対応などの効率性・経済合理性だけでは対応できない医療を担い、民間医療資源の少ない地域において重要な役割を果たしている。特に、中山間地域や離島においては、診療所医師の高齢化や後継者不足により一次医療の維持・確保が課題となっており、診療所を支援する役割も、より一層重要になっている。また、コロナ禍において中核的な役割を果たし、その重要性が改めて認識されたが、国民の受療行動の変化に加え、物価高や賃上げの影響等により、経営努力のみでは対応できないほど極めて厳しい経営環境にあることから、安定した地域医療の確保が実現されるよう、経営の強化や医療体制の整備について、実態を踏まえた支援のため、必要な補助金及び地方財政措置等を拡充すること。

また、医療施設等運営費補助金はへき地診療所の運営費など地域医療を確保する上で重要かつ不可欠な補助金であり、国の予算不足等を理由とした内示減は許容できず、基準額に基づく申請に対して交付額が下回らない必要かつ十分な国庫財源を継続して確保すること。

さらに、独立行政法人国立病院機構が令和6年12月に策定した「国立病院機構ビジョン」では、各NHO病院の経営改善が見込めない場合は、これまで担ってきた政策医療であっても、必要に応じて地元自治体から医療機能継続のための必要な支援を求めていくとされている。地元自治体からの支援については、地域に

多大な影響を及ぼすことから、地方負担が生じないよう国立病院機構に対する国の支援のあり方を見直すとともに、地方自治体に支援を求める状況となる場合においては、事前に国として医療機能の移転方針や移転に伴う新たな地方に発生する費用に係る財源の確保を明確にした上で、国と当該地域間はもとより、全国知事会をはじめとする関係団体等とも丁寧な協議を行うこと。

ク 公立病院の機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備等に係る病院事業債（特別分）の交付税措置や医師派遣等に係る交付税措置については、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインの策定に伴い、新たな財政措置等の取扱いが示されているが、地域医療構想の実現に向けて、病床の機能分化・連携のための取組が一層推進されるよう、病院事業債（特別分）の交付税措置率を引き上げるとともに、引き続き、地域の実情に応じた取扱いを可能とするよう適用要件の緩和を図ること。

また、新興感染症の発生・まん延等に伴った平時からの取組については、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインの中で示されているが、新たな財政措置等の取扱いが示されている病床の機能分化・連携のための取組と同様に、感染症の発生・まん延に対応できる施設・設備の改修費や専門人材の確保・育成等についても、必要な財政措置を図ること。

ケ 社会保険診療に係る消費税の取扱いについては、令和元年10月の引上げに際し、配点方法を精緻化した上で引き続き診療報酬での補てんが行われることとされたが、引上げ後の実際の補てん状況について継続的に調査を行うとともに、患者負担の増加や医療機関の経営実態等を十分に考慮した上で、地域医療体制確保の観点から、必要な場合には速やかにかつ確実に対策を講じること。

コ 医療機関のサイバーセキュリティは、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）が指定する重要インフラに位置付けられ、一般的なセキュリティ以上の対策が求められているが、現在の診療報酬はこうしたセキュリティ対策に必要な費用を全く評価していないことを踏まえ、国において、公的・民間を問わず全ての医療機関等がサイバーセキュリティ対策を講じられるよう診療報酬のあり方も含め、公的補助金の創設等必要な支援を行うこと。

また、医療DXの推進に当たり、ハード面におけるセキュリティ対策のみならず、医療情報等へ不正なアクセスを防止するため、医師資格を電子上で証明する手段として、日本医師会が発行する医師資格証の普及促進を図る等、安全な運用に資する取組について国主導で万全な対策を講じること。

サ 医療分野でのDXを通じた医療サービスの効率化・質の向上を図るため、電子カルテシステム導入及び更新費用の低廉化や財政支援などによりデジタル環境の整備を促進するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応における課題等も踏まえ、電子カルテ情報の標準化、感染症に関するシステムと保健・医療・介護分野のシステムや連動性の向上を推し進めること。

また、自治体と医療機関・薬局をつなぐ情報連携基盤（PMH:Public Medical Hub）については、各自治体において、システム改修等の対応に一定の期間と経費を要することから、全国展開に当たっては、関係者に対し引き続き丁寧な説明を行うとともに、円滑な実施に向け、十分な技術的・財政的支援を行うこと。

加えて、医療DXに関する組織や様々なシステムの構築・運用等における費用負担について、関係者と丁寧に調整した上で、地方の過度な負担とならないものとするとともに、電子カルテ情報共有サービスについては、効果が実感できる程度に制度が普及するまでの間、保険者に対し特段の配慮を行うこと。

- さらに、オンライン診療を含む遠隔医療を推進するため、診療報酬のあり方を含めた制度の検討や体制整備への支援策を講じるとともに、遠隔手術指導や遠隔手術支援など先進的な技術を活用した遠隔手術に対しても一層の支援を行うこと。
- シ オンライン診療受診施設の設置届出等について、設置者となり得る施設の管理者等に十分な周知を行うこと。また、オンライン診療の適切な実施に関する基準の遵守について、保健所が立入検査等により指導監督するとされていることから、基準となるマニュアル、届出受付や立入検査時のチェックリストを作成するなど円滑な制度施行に向けた技術的支援を行うこと。さらに、オンライン診療受診施設は、実際の設置届出件数を予想することが困難な上、開設後10日以内の事後届出制であるため、保健所の想定を超える業務負担が発生するおそれがあることから、地方財政措置を含めた体制整備に対する支援についても検討すること。
- ス 美容医療を行う医療機関等の報告・公表の仕組み等について、保健所による立入検査や相談対応など新たな取組になることに加え、同一法人が複数自治体に医療機関を開設しているケースも多いことから、各保健所において統一的な対応ができるよう指導監督及び立入検査等に関する指針やマニュアル等を作成すること。さらに、具体的な運用方法や制度内容については、都道府県に対し検討段階から早期に提示の上、実務的な観点での調整を丁寧に行うこと。また、保健所の現場の業務負担が増えることは避けられないことから、負担軽減に最大限配慮した検討を行うとともに、体制の整備に対する地方財政措置等について検討すること。
- セ 電子処方箋管理サービスについては、一定の普及が図られるまでの間、国の責任において、医療情報化支援基金（ICT基金）及び機能拡充促進事業による導入支援を継続すること。
- また、令和5年度に新たに都道府県による追加の導入支援である医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）が創設されたところであるが、都道府県の財政負担が生じることから制度の活用に差異が生じ、その結果、サービス導入に地域格差が生じることが懸念される。国民が平等にサービスを楽しむよう地方負担分の財政措置を行うとともに、一定の普及が図られるまでの間、補助事業を継続すること。なお、都道府県の財政負担及び事務負担が生じていることから、都道府県による追加の導入支援に代わり、国による導入支援の拡大についても検討すること。
- さらに、電子処方箋を推進するため、医療機関が安全に運用できる仕組みや環境を整備するとともに、電子処方箋管理サービスの導入及び更新費用の低廉化や対応可能なベンダの一層の拡大など、体制整備への支援策を講じること。
- ソ 多数の医療用医薬品が長期にわたり供給停止や限定出荷となっており、医療機関や薬局において必要な医薬品を入手することが困難な状況となっている。医療現場では代替薬への処方変更や医薬品卸との頻回な納入交渉を余儀なくされ、それでも必要な医薬品が手に入らない場合もあるなど、医療提供に支障を来している。
- 国においては、医療用医薬品の安定供給に配慮した薬価改定を行うとともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等を改正したところであるが、医療上の必要性の高い医薬品を扱うメーカーが採算性を維持できる制度の導入、生産の効率化が促進される法規制の見直し、原薬等の安定的な調達を可能とする体制整備、流通適正化に向けた取組等を一層進めるとともに、増産対応するメーカーの人員体制や製造設備の増強に係る支援を更に拡充するなど、医療用医薬品の安定的な供給体制の確保に向け、実効性を持った対策を講じ

ること。

タ 認定薬局（地域連携薬局、専門医療機関連携薬局及び健康増進支援薬局）については、国民に対して切れ目のない質の高い医療を提供し、また、健康の保持増進に重要であることから、全国への配置を推進するべく、調剤報酬上のインセンティブの導入について検討すること。また、認定薬局の機能とメリットについて、国において分かりやすく示すとともに、国民への十分な周知・啓発を図ること。

チ 感染症有事にしっかりと対応できる検査やサーベイランス体制を構築するため、地方衛生研究所等における感染症検査室の整備等については、保健衛生施設・設備整備費国庫補助金による補助制度が導入されているが、地方衛生研究所等は地域保健法に基づき、感染症対策のほか、生活衛生や食品安全等、幅広い分野での地域保健対策に重要な役割を担っていることから、感染症検査室以外の施設及び設備の整備についても必要な財政措置を講じること。

（２）医療人材の確保

ア 国においては、将来にわたり地域で必要な医療提供体制を確保し、適切な医療サービスを提供するため、「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」の具体的な取組により、実効性のある総合的な医師偏在対策を推進するとしている。

医師の偏在是正・確保対策は、国が主体となり、責任を持って実効性ある対策を講じることが重要であるが、対策の具体化に当たっては、引き続き、地方との協議の場を設ける等、地域の実情を十分に認識した上で検討を行うこと。

その上で、医師の専門分化や高齢化など必要医師数の前提が変化している状況の中、実効性のある対策を進めていくため、必要医師数の早急な見直しを行うとともに、地域の実情を踏まえた課題の整理・可視化を行うこと。

また、県全体として医師不足が深刻化している県への取組は不可欠であるとともに、中山間地域や離島等の医師不足地域で必要とされる診療科医師の不足等、全国各地域で共通する課題が深刻化していることから、各都道府県の医師確保計画が着実に実行されるよう、更なる対策の検討を行うこと。

なお、「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」における経済的インセンティブのうち、医師手当増額分については、地域の実情を踏まえて各都道府県が設定する「重点医師偏在対策支援区域」において、施策実施に必要となる財源を確保すること。また、財源について、一般保険料として徴収することが示されているが、被保険者にとって過大な負担とならないよう配慮するとともに、制度について理解が得られるよう、国による十分な周知・広報を行うこと。

イ 国はこれまで、近い将来に医師需給が均衡し、その後医師が過剰となることを前提に医師偏在対策を進めてきたが、医師の地域偏在、診療科偏在が依然として解消されていない現状を踏まえ、離島、中山間地域における医療提供体制等の地域特性や医師の勤務環境改善状況を反映した医師需給推計の検証を行うとともに、医師の働き方改革や女性医師数の増加等の環境の変化を考慮するなど、地方の実情を十分に認識した上で、将来において必要な医師需給に関する分析を適時適切に行うこと。さらに、その結果について事前に都道府県で検証できるようデータや計算過程の全てを明らかにして説明を行う等、地域の理解を十分に得るようにすること。

その上で、新型コロナウイルス感染症が全国で流行した際、医師が多数いるとされる地域でも医師や病床などが不足し、適切な医療提供体制を維持できないことが浮き彫りになったことから、感染症などの危機的事象が発生しても、住民が安心して医療を受けることができる体制を確保するため、新たに医療計画に追加

された新興感染症発生・まん延時における医療を含む5疾病6事業等に携わる医師の確保策も含め、政策に反映させること。

ウ 地域における医師不足や医師の偏在を抜本的に解消していくため、医師が少ない地域における一定期間の勤務の義務付けや都市部と医師が不足している地方が連携の上、臨床研修及び専門研修のプログラムを構築・運用する際に必要な支援を行うなど、実質的かつ効果的な対策を講じること。

エ 医師の地域偏在、診療科偏在が依然続いていることや医師の働き方改革の影響等を十分考慮した上で、医師確保が必要な地域等に医師を配置・確保することを目的として増員された医学部臨時定員枠のあり方については、地域医療の実態を十分に把握した上で慎重に検討を行うこと。特に、地域の実情に十分配慮した上で、大学が主体的に都道府県及び地域と連携して医師の育成及び医師不足の地域・診療科への医師を派遣するよう、国が責任を持って大学への指導や制度改正を講じること。あわせて、大学が当該役割を果たすことができるよう、地域枠の適正な運用を継続するとともに、恒久定員内での地域枠の設置を要件とすることなく、地域に必要な医師が十分に確保されるまで医学部臨時定員増を延長するなどの対応を行うこと。また、地域枠の設置については、大学が都道府県に負担を求めることなく必要な教育を行えるよう、大学に対して国が十分な財政的措置を行うこと。さらに、医師不足が顕著な地域における医学部新設や不足している診療科に対応する地域枠の別枠創設もあわせて検討すること。加えて、全国の医師の偏在解消のために県境を越えた地域枠を多数設けている大学の恒久定員を減員しない等の対応を行うこと。

オ 臨床研修医の募集定員が縮小される中、新たな算定方法では、定員数が大幅に減少する地域も存在すること、及び特定の地域に臨床研修医が集中する流れが解消されないおそれがあることから、医師偏在を助長することのないよう引き続き地域の実情に応じた調整を行いつつ、臨床研修医の募集定員数と研修希望者数の早期均衡を図るなど、新興感染症等の影響も考慮しながら、新たな算定方法の検証を行うとともに、特定の地域への集中を是正する抜本的な対策を速やかに行うこと。

また、権限移譲されている臨床研修事務については、地域医療の確保のため、都道府県が柔軟に対応できるよう指導医の確保支援やソフト・ハードを含めた環境整備を強化すること。特に臨床研修病院の指定権限については、一定水準の研修の質を担保するためには、国の関与が必要不可欠であり、引き続き都道府県に対する技術的支援を行うこと。

カ 都道府県が行う、医師や歯科医師、看護師、薬剤師等の確保や偏在是正対策は、地方創生を進める上でも極めて重要であり、地方においても実効性ある対策を講じる必要があることから、過度な地方負担が生じないよう、地域医療介護総合確保基金の増額・重点配分や補助率の嵩上げ、より柔軟な運用などを含む抜本的な財政支援を講じること。

また、都道府県独自の歯科医師、薬剤師の修学資金の貸与や看護師等養成所以外の医療関係職種養成所への運営費補助などの事業についても、財源として地域医療介護総合確保基金を都道府県が地域の実情を踏まえ弾力的に活用することを認めること。

キ 医療再編など地域医療構想の推進と医師など医療人材の確保は一体的に取り組む必要があると考えるが、地域医療介護総合確保基金の事業区分が厳格であり柔軟に活用できないなどの課題がある。このため、地域医療構想を推進するために必要な医師など医療人材を一体的に確保するための取組等については、事業区分を超えて地域医療介護総合確保基金が活用できるようにするなど柔軟な運用を認めること。

ク 地域及び診療科の医師偏在解消に向けては、大都市部と地方の偏在格差が未だ顕著であることを踏まえ、国が医療需要などから、地域ごと、診療科ごとに真に必要な医師数を算定した上で定員を設定するなど、思い切った対策を講じること。

ケ 医師の働き方改革を推進するために、国は、医師確保が困難な病院への実効性ある支援策を早期に提示するとともに、医療機関や都道府県に対し更なる技術的・財政的支援を行うこと。

また、医師の働き方改革に対応しつつ地域の医療提供体制を確保するためには、大学病院による地域への医師派遣機能を維持することが欠かせないため、国の責任において大学病院の医師派遣に対する支援を実施すること。さらに、大学病院をはじめとして、医療提供体制を支える医療従事者の定着が図られるよう、給与水準の向上等処遇改善に向けた実効性ある対策を講じること。なお、地域医療介護総合確保基金の区分Ⅵを活用した支援については、特例水準の終了年限の目標である令和17年度末に向け、より一層推進する必要があることから、都道府県と十分な協議を行い、全額国庫負担とするなど必要に応じ制度設計を見直しつつ、継続して実施すること。

コ 新専門医制度については、サブスペシャリティ領域の研修のあり方を含め、国と一般社団法人日本専門医機構の責任において、制度開始後の地域医療に対する影響を検証することとあわせて、都道府県に十分な情報提供を行うとともに、都道府県や専攻医の声を十分に取り入れた上で、専門医の質の向上と地域医療の確保が両立できる制度として機能するよう、必要に応じて運用の見直し等を行うこと。また、見直し等に当たっては、都道府県の声を聞くための仕組みを法定化した趣旨を尊重し、適切に意見照会を行うとともに、都道府県から提出された意見については最大限配慮し、その反映状況及び見直し内容を都道府県に対し速やかに情報提供を行うよう、日本専門医機構に強く働きかけること。さらに、各都道府県から提出された意見書の内容について、国における具体的な検討の過程と結果を各都道府県に対して明らかにすること。加えて、国の責任において、見直し後の制度について、全国的に適切に運用されるよう、都道府県に速やかに通知等を行うこと。

あわせて、専攻医募集定員に係るシーリングの算出に当たっては、研修の質を担保するという新専門医制度本来の目的を十分に考慮した上で、各都道府県知事の意見を十分に尊重し、最新のデータを活用することで将来の医療需要や地域の実情、医師の稼働実態を踏まえた診療科ごとの医療体制に応じたものとなるよう、日本専門医機構に強く働きかけること。

また、地域勤務が義務付けられている医師や出産・育児、介護等と専門研修を両立しようとする医師に対する配慮として、各領域においてカリキュラム制度や身分保障に関する配慮の内容を明確にするとともに、各基幹施設においてもそれが実行できるよう日本専門医機構に働きかけること。

あわせて、地方の指導環境を充実させるため、派遣元病院にインセンティブを付与することなどにより、都市部から地方へ指導医が派遣される実効性のある仕組みなどを創設するとともに、その実施にあっては、派遣先が特定の地域に偏る

ことのない仕組みとなるよう、日本専門医機構に働きかけるなど、勤務地（病院）の決定については、都道府県の意向を踏まえた仕組みとすること。

また、専門医資格の取得・更新時においても、積極的に地域医療へ従事することを促すため、例えば、派遣元の医療機関に在籍したまま医師が不足する地域へ専門医が派遣される仕組みとするなど、実効性のある仕組みを創設するとともに、必要な財政措置を講じること。

なお、その実施に当たっては、派遣先が特定の地域に偏ることのないよう、日本専門医機構に働きかけるとともに、勤務地の決定については、都道府県の意見を踏まえた仕組みとすること。

新専門医制度における地域枠離脱防止策に関して、不同意離脱と認定することで都道府県が法的な責任を負うことのないよう、貸与時の説明すべき事項や、地域枠からの離脱に対する同意・不同意の基準を明確に示すなど、国の積極的な関与により、実効性のある法的な仕組みを整備すること。

サ 各都道府県における看護職員の需給推計に基づく取組を支援するとともに、医療従事者の養成・確保や資質向上に係る環境整備を強力に推進すること。

中でも、質の高い看護職員を養成するためには、看護教員を安定的に確保する必要があり、看護教員と臨床看護師とが相互に連携しながらキャリアを形成することが重要である。そのため現在は看護団体ごとに策定しているキャリアラダーについて互換性のあるものとなるよう国が中心となり調整を図ること。

シ 看護師等の医療人材の確保のため、必要な財政支援を行うこと。

特に、在宅医療や医師のタスク・シフト／シェアを推進する上で不可欠な特定行為研修修了者の増加を図るためには、医療現場における研修修了者の積極的な活用と処遇改善が必要であることから、国において特定行為に係る診療報酬を改定するなど、実現のための具体的な取組を実施すること。

また、育児休業等取得者や夜勤困難者の増加に加えて、退職者の補充が十分にできないといった理由による看護職員不足が深刻化し、病棟の一部休止等が起きている実態を踏まえ、夜勤負担の軽減等の勤務環境の改善や処遇の改善などの実効性のある対策を追加すること。

ス 診療報酬による看護職員等の収入引上げにより、看護職員等の処遇が公平、かつ確実に改善されるよう、適切に制度を運用するとともに、被保険者等に過度な負担が生じることのないよう、国において十分な財源の確保を含めた必要な措置を講じていくこと。

セ 感染症の拡大時に円滑に業務ができるよう、感染症対応業務に従事する公衆衛生医師、保健師等の恒常的な人員体制を強化するため、十分な財政措置を確実にを行うとともに、広報の強化や研修の充実など、人材確保と育成に向けた一層の取組を行うこと。

（３）抗インフルエンザウイルス薬の効率的な備蓄

国の備蓄方針に基づき、国及び都道府県が行っている抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（行政備蓄）について、使用期限の経過により大量に廃棄処分されているため、新薬及び後発医薬品の出現により想定される「平時における市場流通量」並びに「パンデミック時におけるメーカーの放出能力」の増大等の環境変化を踏まえ、メーカー及び卸売業者による備蓄（流通備蓄）を増加させるとともに、行政備蓄の削減を図り廃棄処分を最小限にするよう、運用体制を効率化すること。

また、行政備蓄分は、「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく目的以外の使用及び譲渡はしないものとなっているが、迅速且つ効果的な感染対策や備蓄薬のロス軽減・有効活用の観点から、季節性インフルエンザの急激な感染拡大により、医療機関や薬局において抗インフルエンザウイルス薬が不足する場合には、地域の実情に応じて、速やかに行政備蓄分の使用が可能となるような仕組みを構築すること。

さらに、行政備蓄分は、国及び各都道府県がそれぞれで調達しているが、業務効率化や経費節減の観点から、国で一括購入し各都道府県に配分するなど、調達方法の抜本的な見直しを図ること。

(4) 感染症対応における国と地方の連携

感染症発生・まん延時の管内の一元的な対策の実施など、必要がある場合に都道府県が権限を発揮できるよう、都道府県の総合調整権限の強化や保健所設置市・特別区への指示権限が感染症法で定められていることを踏まえ、引き続き国と地方が効果的・効率的に連携できる体制の整備を進め、地域の感染症対応能力向上に向けた方策を検討し、その実施を支援すること。

2 医療保険制度改革の推進について

(1) 医療保険制度

ア 将来にわたって持続可能な医療保険制度の安定的運営を図るため、国の財政責任の下、地方と十分な協議を行いながら医療保険制度改革等を着実にを行うこと。また、全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を提示すること。

イ 国民健康保険制度については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となったが、新制度の運用状況を鑑み、不断の検証を行いながら国保制度の安定化を図られるよう必要な見直しを行うとともに、平成27年1月13日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、今後も国の責任において確実に実施することとし、あわせて、被保険者数の減少等、構造的課題を抱える国保制度を取り巻く環境は厳しく、今後も被保険者の保険料負担の増加が見込まれる状況を踏まえ、国定率負担の引上げ等、財政基盤強化のための新たな財政支援を行うこと。

また、特別調整交付金等の国保の財政制度の見直しが必要な場合には、近年全国で災害が頻発している状況を踏まえ、復旧に取り組む被災自治体の実情にも配慮したものとする。

ウ 国民健康保険制度の抱える構造的な課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は大変重要であることから、今後もその機能を引き続き維持することとし、国民健康保険制度における保険者のインセンティブ機能を担うものとしては、「保険者努力支援制度」を有効に活用し、具体的に受益と負担の見える化に取り組んでいる都道府県への評価のあり方など制度の運用については地方と十分に協議を行うこと。特に後発医薬品の供給不足により影響が生じる評価指標については、地域の実情を踏まえ、十分に配慮すること。あわせて、インセンティブを強化する場合には、既存財源からの振替えではなく、国の責任において新たな財源を確保して行うこと。

エ 保険者努力支援制度における「保険者努力支援交付金（事業費分・事業費連動分）」については、地方の予防・健康づくりの取組が確実に実施できるよう十分な予算を確保するとともに、その使途を国民健康保険に限定せず、結果として地方の医療費適正化に資する予防・健康づくり事業全般について、人件費を含めた体制整備等の取組に活用可能とするなど、地方の実情に沿った使い勝手の良い制度となるよう地方と協議を行うこと。

また、交付の要件や対象外経費等を変更する際は、自治体の予算要求時期に配慮すること。

なお、事業費連動分に係る評価指標については、国保財政の健全化に向けた取組への有効な動機付けとして各保険者が確実に交付を受けられるようにするため、それぞれの保険者の置かれている地域の実情を踏まえた事業規模等とすること。

オ 国の公費の見込額と実際の交付額の差や前期高齢者交付金及び後期高齢者支援金等の精算制度が国保財政運営の不安定要因となっていることから、可能な限り正確な算出となるよう運用方法の見直しを行うとともに、普通調整交付金については、国の推計額と実績額との乖離が大きい場合、差額分の収入不足による財政負担が生じることから、国の責任において財政措置を確実に講じること。さらに、給付費の急増による財政安定化基金の大幅な取崩しなど、不測の事態に対応できるよう、都道府県の財政規模に見合った本体基金の積み増しなど必要な財政措置を講じること。

カ 子どもに係る均等割保険料軽減措置については、対象となる子どもの範囲が未就学児に限定され、その軽減額も5割と十分なものとは言えないため、子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、18歳までの引上げ及び軽減割合の拡充を図ること。

キ 国民健康保険制度の取組強化として、「保険料水準統一加速化プラン」を基に法定外繰入等の解消や保険料水準の統一に向けた取組が進んでいるが、被保険者の負担が過大とならないよう更なる財政支援を講じることに加え、均等割保険料増加の影響を大きく受ける低所得者の負担軽減のため、国定率負担の引上げや各種均等割軽減措置の拡大を合わせて検討すること。

また、令和7年度から、都道府県は、市町村からの委託を受けて、第三者行為求償事務の一部を行うことができるとされたが、地方の実情に応じた取組を阻害することがないよう制度の運用を行うとともに、国において人材確保への支援や必要な財政措置を講じること。

ク 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日全世代型社会保障構築本部決定）に沿って、令和6年度以降、後期高齢者の保険料負担の見直しがされ、賦課限度額及び所得割率の引上げが行われているが、引き続き医療保険制度における給付と負担の見直しについて検討を行う場合は、制度設計者である国の責任において、必要な医療への受診抑制につながることはないよう、特に低所得者に十分配慮した制度のあり方を検討すること。

なお、見直しに当たっては、医療費等の増加に伴う公費負担の財源について、地方公共団体にとって過大な負担とならないよう、国において十分な財政措置を講じ、持続的で安定的な制度とすること。

ケ マイナンバーカードの健康保険証利用については、引き続き、国の責任において情報セキュリティ対策を徹底するとともに、制度の意義等について、国民及び医療機関への普及・啓発を進めること。あわせて、国民健康保険の保険者に新たな負担を求める場合においては、その根拠及び運営に関する地方団体の権限などを明確にするとともに、地方財政措置を確実に講じること。

また、地方単独事業として実施されている医療費助成に係るオンライン資格確認や現物給付化の推進については、各自治体の複雑な制度の標準化にとどまることなく、全国一律の医療費助成制度の創設と一体的に行い、利便性の高い制度を国の責任と負担において構築すること。

なお、重度心身障害者、ひとり親家庭等へ医療費助成の現物給付に対して、国民健康保険の国庫負担減額調整措置を設けていることについて、このマイナンバーカードを活用した医療費助成の現物給付化を推進する施策と齟齬をきたすため、廃止すること。

コ 被用者保険の適用拡大については、国保被保険者のうち、一定の所得を有する方が被用者保険に異動することが想定されることから、国民皆保険の最後の砦である国民健康保険が、安定した財政運営を継続できるよう、引き続き配慮するとともに、今後も被用者保険の適用拡大を検討する際には、都道府県によって、被保険者の年齢構成や所得分布が異なることから、都道府県ごとの財政影響も示しつつ関係者とあらかじめ丁寧に協議を行い、その納得を得ながら、検討を進めること。

サ 都道府県のガバナンス強化として、「生活保護受給者の国保等への加入」や「後期高齢者医療制度の都道府県移管」を検討する動きがあるが、都道府県と市町村が一体となり、国保財政運営の安定化に努めているところであり、拙速な議論は地方や国民を混乱させ、ひいては社会保障制度の信頼を損なうこととなるため、議論に当たっては制度の課題や運営状況の分析を行い、慎重な議論を行うこと。

シ 高額療養費制度の自己負担限度額の見直しに当たっては、セーフティネットとしての役割や保険制度の持続可能性等について丁寧に議論を行うこと。また、見直しを行う場合は、被保険者等への周知広報や保険者のシステム改修等が必要となることから、現場で混乱が生じないように、国において丁寧かつ十分な対応を行うこと。さらに、令和7年8月の負担上限額見直しの実施見合わせに伴い、国民健康保険事業費納付金に不足が生じる都道府県に対して、特別調整交付金等による財政支援を行うこと。

ス 国民健康保険に係る業務支援システムについては、令和7年度末までに標準仕様に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という。）への移行が難しい自治体があることから、今後5年以内に移行できるよう国が支援するとされたが、引き続き市町村国保の業務に影響を与えないよう、速やかに適切な情報提供を行うとともに、標準準拠システムへの移行に係る特別調整交付金などによる財政支援を確実に講じること。

セ 国保総合システムの開発や運用に当たっては、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないように、必要な財政措置を講じること。

ソ 「こども未来戦略」における子ども・子育て支援金制度については、国民に実質的な負担を生じさせないこととされており、子ども・子育て支援納付金が低所得者の過度な負担増とならないよう、国による十分な財政措置を行うこと。

また、子ども・子育て支援納付金は、市町村の国民健康保険料（税）として徴収されることから、支援金の目的や使途、負担のあり方等、制度の概要について、被保険者の理解が十分得られるよう、国の責任において丁寧な周知広報を行うこ

と。

さらに、子ども・子育て支援納付金の導入に伴い、保険料（税）徴収や窓口対応、関連システムの改修等が必要となることから、人件費をはじめ、新たに必要となる費用に対し、保険者に財政負担が生じないよう、財政的支援を講じること。

（２）医療費適正化の推進

ア 国は、医療費適正化の推進についてその役割と責任を果たした上で、都道府県及び保険者が、医療費適正化の取組を円滑かつ効率的に実施できるよう、都道府県並びに保険者協議会におけるデータ分析・活用のためのノウハウやツールの提供等の環境整備、体制強化及び人材育成に係る必要な支援を行うとともに、医療費適正化の推進に向けて、先進・優良事例の全国展開を積極的に行うこと。あわせて、国民や医療機関等の理解促進に向けた啓発を行うこと。

イ 保険者協議会の運営を実効性のあるものとするため、協議会の運営体制の強化や国が協議会に求める事業に要する財政措置は、その全額を国の責任において講じること。

ウ 高齢者の医療の確保に関する法律第14条に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の判断に資する具体的な活用策のあり方を検討するに当たっては、国として、地域独自の診療報酬の妥当性及び医療費適正化の実現に向けた実効性に係る検討を、各都道府県の意見も踏まえ、慎重かつ適切に行うこと。また、都道府県がそれぞれの地域の実情を踏まえながら進めている医療費適正化のための取組の状況等に配慮し、その意見を十分に聞き尊重すること。

3 健康づくりの推進について

（１）健康長寿社会の実現

ア 健康長寿社会の実現を目指して、健康寿命の延伸に向けた取組等国民の生涯にわたる健康づくりを積極的に推進すること。

また、高齢者の保健事業と介護予防・フレイル対策を一体的に実施するため、保健指導等を行う保健医療専門職の確保及び資質向上の支援を行うこと。

健康寿命については、経年的に評価できる指標として、介護保険データに基づく「日常生活動作が自立している期間の平均」の併用も検討していくこと。

ただし、算出・公表に当たっては、人口1．2万人未満など小規模な市町村等への配慮に努めること。

イ 受動喫煙防止対策の強化については、制度の円滑な運用が可能となるよう、各省庁が連携して国民に対し制度の十分な周知を図るとともに、国において実施している受動喫煙防止対策助成金の対象・助成率等の拡充や相談支援業務の体制等を充実・強化するほか、都道府県等に対し必要な財政的・技術的支援を行うこと。

また、ニコチン依存症患者が入院中から禁煙治療を開始できるようにするなど、禁煙治療に係る診療報酬の改定を検討すること。

ウ 国においては、医療等データの利活用に向けた取組が進められているが、データを有効活用し、施策の企画立案に生かせるよう、自治体ごとの地域課題の分析に必要な実績数値や推計式及びデータの分析例や活用方法、自治体の健康課題の解決につながった活用例の提示を行うとともに、人材育成等に係る支援を行うこと。

また、匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）については、提供方法が抜本的に見直されたところであるが、一層の利活用容易化に継続して取り組むこと。

さらに、健診データを自治体等の健康増進施策や本人の健康づくりに活用する上で、データベースの網羅性の確保が重要であり、事業者健診結果がNDBに確実に収録されるよう、電子カルテ情報共有サービスを活用した結果の共有を早期に実現するとともに、対象実施機関の拡大についても検討すること。

（２）疾病の予防及び対策の推進

ア 難病患者の社会参加のための施策を充実させるため、福祉・介護サービス等の拡充などによる、総合的・包括的な支援をより一層推進するとともに、新たな医療提供体制の整備に向けて、必要な財政措置を講じること。

難病の患者に対する医療等に関する法律により都道府県が行うこととされている指定難病特定医療支給認定事務について、長期の療養が必要な患者の負担軽減を図るため、難病法施行規則で定められている支給認定の有効期間を、現行の期間よりも長期間になるよう見直すこと。

指定難病特定医療支給認定事務に関しては、委託費を含む必要な予算を措置すること

イ 小児慢性特定疾病患者についても、都道府県が行うこととされている支給認定事務について、長期の療養が必要な患者の負担軽減を図るため、支給認定の有効期間を、現行の期間よりも長期間になるよう見直すこと。

支給認定事務に関しては、委託費を含む必要な予算を措置すること。

また、成人移行期支援として、医療提供体制の整備も含め、20歳以降も継続的に医療費助成が受けられるよう、必要な財政措置を講じること。

ウ 第４期がん対策推進基本計画に基づき作成した都道府県計画により、市町村において効果的・効率的ながん検診受診勧奨を実施するため、特定健診と同様に検診実施者の役割や検診対象者等を法的に明確に位置付けるとともに、職域におけるがん検診の法的な位置付けを明確にした上で全医療保険者に対しても財政的な支援等の拡充を図ること。

あわせて、がん検診受診率向上のため、がん検診の実施者である保険者、事業者、検診機関及び市町村間での、職域におけるがん検診の対象者数や受診者数等の情報共有を可能とする体制の整備や仕事と治療の両立等各種取組が円滑に実施できるよう、必要な支援を行うこと。

また、がんゲノム医療を必要とする患者が、全国どこにいても、がんゲノム医療を受けられるよう医療提供体制を早急に整備するとともに、がん医療の一層の充実強化のため、がん診療連携拠点病院の機能強化に向けた財政支援等の充実を図るとともに、ゲノム情報等のビッグデータを解析し、がん医療の質の向上につなげる体制の整備を確実にすること。

エ 子宮頸がんの予防については、若い世代のがん検診の受診促進と、HPVワクチンに関するエビデンスに基づく知識の普及をあわせて行うことが効果的であることから、HPVワクチンの積極的な接種勧奨の実施に当たり、各自治体が接種対象者に対し、接種の有効性や安全性に関する情報を提供できるよう、引き続き科学的知見に基づく効果検証を行うとともに、専門的・技術的支援や普及啓発に要する経費への財政的支援を行うこと。

あわせて9価ワクチンの対象年齢について、2回接種の期間を拡大し、より若い年齢で接種が行えるよう、ワクチンの製造販売承認の年齢に合わせ、9歳に引き下げることに関し、ワクチンの効果の持続期間や費用対効果など科学的な知見に基づく議論を行うこと。

また、男性に対する定期接種化の方針について速やかに結論を示すこと。

あわせて、子宮頸がん検診の「HPV検査単独法」については、国の責任において、運用上の課題や各自治体からの疑義に対し、専門的・技術的支援を行うとともに、精度管理をはじめ安全で効果的な実施体制の整備に取り組むほか、必要な財政措置を講じること。

オ 効果的・継続的にがんのリハビリテーションを行えるよう、外来も含めた体制整備のための措置を講じること。

カ がん治療に伴う外見の変化に対して、がん患者等が抱える心理的・経済的負担を軽減するとともに、がん患者等の社会参加を促進し、療養生活の質を向上させるため、医療用ウィッグや補正下着等の購入支援など、治療に伴う外見（アピアランス）に関する支援制度を創設すること。

キ 小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業について、研究促進を目的とした事業であることを踏まえ、地方負担分の財政措置を行うこと。

ク 乳幼児期からのう蝕予防を推進するため、保育所や幼稚園、学校等における集団フッ化物洗口について、児童生徒やその保護者等が十分な理解の上で、フッ化物洗口に取り組めるよう、う蝕予防効果や安全性等に関する情報発信及び財政的支援を強化すること。

ケ 介護保険制度の対象とならない40歳未満のがん患者については、在宅療養に対する公的支援制度が限定的であるため、介護保険サービスと同等の支援制度を創設すること。

コ 予防接種健康被害救済制度について、審査手続の迅速化を図るとともに、請求者に対して、認否の理由を十分に説明できるよう更に詳細に示すこと。

サ がんや再生不良性貧血などの治療により造血幹細胞の移植を受け免疫を完全に消失した患者が行うワクチン接種について、予防接種法による定期接種に位置付けること、又は国において新たな公費負担制度を創設すること。その際、接種年齢に制限を設けないなど十分に配慮すること。

シ 带状疱疹ワクチンの定期接種の対象年齢などについて、罹患率は50歳代以降で高くなることから新たに開始された定期接種の状況等を踏まえ、継続して検討していくこと。

ス RSウイルスワクチン、おたふくかぜワクチンについて、接種の安全性や有効性など科学的な知見に基づく議論を深め、予防接種法に基づく定期接種化の方針について速やかに結論を示すこと。

セ 定期接種の実施主体である市町村の財政負担について、年々増加しているため、予防接種の推進に対して地域差が生じないよう市町村への助成等国による確実な財政措置を講じること。

ソ 定期接種の実施に当たり、安定的なワクチンの確保、円滑な流通を図るとともに、ワクチンに関する情報や健康被害救済制度等の普及啓発に努めること。

タ 定期接種のスケジュールについて、過密になっていることから、医療機関及び被接種者等の負担軽減のため、新たな混合ワクチンの開発の推進等の改善策を早期に進めること。

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る取組

- ア 国民が新型コロナウイルス感染症の流行状況を客観的に判断できるとともに、行政が適切な注意喚起を行うことができるよう、季節性インフルエンザ等における「警報・注意報」と同様の全国統一の基準を早急に設定すること。
- イ 新型コロナウイルス感染症の薬剤費やワクチンの接種費用が高額であることに加え、令和7年度においてワクチン接種の国助成の終了により国民及び自治体の負担が増す状況にあり、受診控えや接種控えにつながることも懸念される。
その状況を踏まえ、薬価の引き下げに資する取組など、国民の負担軽減策を講じるとともに自治体が地域の実情に応じて新型コロナワクチンの定期接種を実施できるよう、国の負担による確実な財政措置を講じること。
- ウ 令和6年3月31日まで、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源として実施された、新型コロナウイルス感染症患者に係る医療費の公費負担については、当該医療費に係る診療報酬請求権の時効が消滅するまでの間（最長で令和11年5月末まで）、全額国費を財源として措置すること。

4 超高齢社会への対応について

(1) 地域包括ケアシステムの構築等

高齢者数が増加するとともに生産年齢人口が減少する2040年を見据え、医療・介護の体制整備が急務となっているが、中山間地域や離島をはじめ、国民が住んでいる地域によって、提供される医療・看護、介護・リハビリテーション、保健・福祉サービスなどに格差が生じることのないよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進していくために、基盤整備や人材確保のための支援を行うこと。

また、地域包括ケアシステムを深化・推進していくための各種制度構築に当たっては、地方においては利用者宅が点在し移動時間が長いことから、訪問診療や各居宅サービスの利用者数が都市部に比べ少ない地域もあること等、地方の実情を踏まえた上で診療報酬・介護報酬を含めた制度設計を行うこと。

さらに、地域包括ケアシステム構築に不可欠な在宅医療の推進において、第8次医療計画国指針では「積極的役割を担う医療機関」に他医療機関の支援を求めているが、普段連携のない医療機関も含めた医療機関間の患者情報の共有方法や報酬手続きについてのルール整備や、支援の依頼を受けるまでの待機への評価、支援先が在宅療養支援診療所等でない場合への評価など、積極的役割を担う医療機関がその機能を十分発揮できるよう診療報酬制度等の見直しを行うこと。

(2) 高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組

保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金については、評価指標の判断基準を明確にするとともに、制度の運用については事前に地方と十分に協議を行い、意見を制度に反映させること。あわせて、地方において必要な施策が確実に実施できるよう十分な財政措置を講じること。

また、適切な指標を設定し、PDCAサイクルに沿った取組を進められるよう、国が保有する介護関連のデータを都道府県が利活用しやすい環境を整備すること。

(3) 認知症施策の推進

認知症と共に希望を持って生きるという「新しい認知症観」に立ち、正しい知識と理解に基づいた予防を含めた認知症への備えとしての取組や、認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備、地域の実情に応じた体制づくりに対する恒久的な財政措置に加え、若年性認知症の人たちの就労の継続を含めた社会参加等、本人の力を最大限に活かせる環境整備を行うこと。

あわせて、認知症発症メカニズムの解明と予防や治療に関する研究開発を加速化するなど、国による認知症に関する研究・技術開発の促進を図ること。

(4) 介護人材の確保

ア 介護人材の安定的な確保・育成・定着を図るため、国においても介護職への理解促進とイメージアップを様々なメディアを活用するなど緊急にかつ集中的に財源を投下して実施し、学生や主婦、元気高齢者などの多様な人材の確保に取り組むとともに、介護現場における魅力ある職場づくりを促進すること。

イ 介護事業者が円滑に外国人を雇用できるように、外国人介護人材の受入体制の充実を図ること。

ウ 外国人材が介護福祉士となり、在留資格「介護」を得て長期にわたり介護職に従事できるよう、日本語教育の支援の充実を図るとともに、介護福祉士国家試験について、平易な日本語を用いて出題する、又は、日本語のほか英語等多言語による表記を併用し、選択可能とすること。

エ 都道府県が確実に介護人材確保対策を講じることができるよう、地域医療介護総合確保基金事業について必要な財源を確保するとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できるよう制度の見直し等を行うこと。

また、都道府県が地域医療介護総合確保基金事業を年度当初から実施することができるよう、早期に内示を行うこと。

オ 「介護福祉士修学資金等貸付制度」は、従来通り制度が継続できるよう、貸付原資を確保すること。また、貸付原資の都道府県への交付については、貸付決定等に支障を生じることのないよう、原資の枯渇前のなるべく早期に行うこと。

カ 経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者が、円滑に就労し能力を発揮できるよう、財源の見直しや補助上限額の引上げを行うこと。

キ 介護人材の定着を促進するためには、介護テクノロジーの活用などにより働き手の負担を軽減しながら、介護現場の生産性の向上を図ることで介護の質の向上につなげることが重要であることから、各種取組を行う事業者への財政的支援や好事例の周知、介護現場の生産性向上に関する総合相談窓口を通じた支援など実効性のある施策を強力に推進すること。

ク 要介護認定者の増加が見込まれる中、利用者の状況に応じた適切なサービスを提供するために必要な専門知識・技能を有する介護支援専門員等の人材の安定的な確保・定着に向け、処遇改善加算の更なる充実と、対象となっていない介護サービスへの拡充を図ること。

なお、介護職員については、事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築し、人材の確保・定着を図れるよう、介護報酬の加算ではなく基本報酬に組み込むなど、恒久的な措置を講じること。

ケ 軽費老人ホーム、養護老人ホームの介護職員に対する処遇改善に要する経費について、適切な地方交付税措置を講じること。

コ 介護支援専門員の安定的な確保に向け、介護支援専門員実務研修受講試験に係る受験要件に、従前まで認められていた介護実務経験に関する要件を追加すること。また、国家資格である救急救命士を追加すること。

さらに、質の担保と負担軽減が両立した研修制度となるよう見直しを図るとともに、見直しに当たっては、特に実務に従事する受講者の負担に配慮したものとすること。

(5) 持続可能な介護保険制度に向けて

介護サービスの安定供給のために必要な措置を十分に講じた上で、介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、適切な介護報酬の設定や保険料と国・地方の負担のあり方を含め、必要な制度の改善を図ること。

また、低所得者対策については、引き続き介護保険料軽減や利用料の負担軽減について、恒久的な制度として拡充に努めること。

さらに、令和6年度介護報酬改定について、物価高騰を踏まえた改定の効果と、食費に係る基準費用額の据え置きや訪問介護等における基本報酬の引き下げ等の影響を踏まえ、介護報酬の臨時改定等の措置を講じること。

5 子ども・子育て政策の推進について

(1) 子ども・子育て政策に係る財源の安定確保

子ども・子育て支援施策は、全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う地方単独事業が組み合わさることで、効果的なものとなることから、全国一律で行う施策については、その充実に伴い生じる地方の財政負担について、地域間の差が生じないよう国の責任と財源において確実に措置すること。また、地方がその実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供や施設整備などについては、地方自治体の創意工夫が活かせるよう、国の責任において、地方財政措置を含め地方財源について確実に措置すること。

(2) 子ども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

ア こども基本法の掲げる基本理念に則り、子どもが自立した個人として尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるこどもまんなかの社会環境づくりに向けて、子どもや子育て世帯を社会全体で支える気運が醸成されるよう、国民や事業者等の関心と理解を深めるための周知啓発等を行うこと。また、子どもの意見表明等の権利を守る仕組みづくりや、子どもの意見の政策反映に必要な地方自治体の取組を推進するための十分な財政措置、民間が行う子ども連れや妊娠中の方の外出にやさしい取組に係る補助の充実等、地方が行う取組への支援を強化すること。

イ 男性は仕事、女性は家事・育児といった固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消し、誰もが家庭でも仕事でも活躍できる環境となることが、子ども・子育てにやさしい社会づくりの礎になると考えられることから、行政、医療、教育、経済、政治分野をはじめ、社会全体の意識改革に国を挙げて取り組むこと。

ウ 社会全体で子どもや子育て当事者を支える地域づくりの重要性について、理解を深めるための周知啓発等を行うこと。また、子どもたちが社会と関わる力を養い、自己肯定感や自立に向けて生き抜く力を育むため、安全で安心して過ごせる子ども食堂をはじめとした子どもの居場所づくりを推進するとともに、地域の実情や多様な支援ニーズに応じた独自の取組に対して安定的かつ十分な財政措置を講じること。

エ 選択的夫婦別姓や雇用・労働環境の改革など家庭環境や子育て世帯の働き方に関わる諸制度改革については、様々な制度見直しが子どもに不安を与えたり健やかな育ちを妨げたりすることがないように、子ども目線を取り入れた上、議論を加速させること。

(3) 多様な働き方や妊娠・子育てとの両立を実現する労働・雇用環境の整備

ア 長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方、男性の育児休業の取得等の促進、不妊・不育症治療に係る休暇制度の創設など、子どもの成長過程を通じて、誰もが希望に応じたキャリア形成や、妊娠・子育て等と仕事を両立することができる仕組みづくりを促進するとともに、人材面・資金面で課題を抱える中小企業への伴走型支援を強化すること。また、フリーランスを含む自営業者や条件によって雇用保険の対象外となる非正規雇用者も安心して妊娠・出産できるよう、育児休業期間中の経済支援制度を充実すること。さらに、次世代育成支援対策推進法において、新たに従業員数 100 人超の企業に育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定などが義務付けられたことから、企業の取組状況の周知など、全国的な広がりにつながるよう、支援を充実・強化すること。

イ 育児休業の更なる取得促進と育児休業期間中の経済的安定を図るため、育児休業給付金について手取りで 10 割相当となる給付期間の更なる延長を図ること。

(4) 出会いから子育てまでのライフステージを通じた経済的支援の強化

ア 奨学金返還の負担が経済的・心理的な重荷となって結婚を躊躇することのないよう、従業員の奨学金返還を支援する企業への助成や地方自治体が行う奨学金返還支援制度への財政支援、過去の借入により返還が負担となっている方を支援する取組を充実すること。

イ 不妊・不育症治療等について、これまでの助成制度より自己負担額が増加する場合もあることから、保険適用されたことによる影響を調査した上で、保険適用範囲の拡充など保険制度の見直しによる改善を図ること。また、独自に助成などの支援を行う地方自治体への財政的支援を講じること。

ウ プレコンセプションケアについて、プレコンセプションケア推進 5 か年計画に基づき、社会全体への周知啓発を徹底すること。また、地方自治体が実施する助成等の支援について、国のプレコンセプションケアセンターとの連携等を含め、十分な財政的支援を講じること。

エ 多子・多胎児世帯に有利な税制・保険・年金制度等を構築すること。

オ 所得や地域等に関係なく、誰もが安心して子育てできる環境を整備するため、全国一律の子どもの医療費助成制度の創設について、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で早期に実現すること。

カ 就労や障害の有無、所得等に関係なく、誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現すること。また、国の制度化が実現するまでの間、独自に保育料の減免や無償化を実施する地方自治体への財政的支援を行うこと。さらに、放課後児童クラブの利用料について無償化を含

む負担軽減策を講じること。

キ 子ども・若者の健やかな成長、社会性や自己肯定感の形成に必要な自然・文化・社会交流などの体験活動や地域活動に対して積極的に支援すること。

(5) 子ども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充、教育の機会の確保・質の向上
ア 里帰り期間中も含め、全国のどこに住んでいても切れ目なく支援が行き届き、妊産婦や子どもたちの命、健康が等しく守られるよう、新生児マススクリーニング検査の公費負担の対象疾患の拡大や新生児聴覚検査の公費負担による検査実施など、妊産婦や新生児、乳幼児への相談支援や検査・健診の全国一律の制度設計を引き続き行うとともに、その実施に当たっては、市町村の実情に応じた柔軟な運用を可能とし、安定的かつ十分な財政措置を講じること。

イ 心身ともに負担の大きい産後の母親のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができるよう、産後ケア事業について体制整備支援や財政支援を含む制度拡充や、利用申請・予約等を迅速・円滑に行うことができる全国統一のシステムの構築を図るほか、レスパイトケアなどの更なる充実を図ること。

ウ 人格形成の基礎を培う乳幼児期の子どもの育ちや学びを保障するため、施設種別や設置者の別を問わず、保育士や幼稚園教諭、保育教諭等のキャリアアップ研修の充実や研修受講に伴う代替職員の配置など、乳幼児期の教育・保育の質の向上を図ること。

エ 保育士等の負担軽減を図りつつ、待機児童やいわゆる育休退園等の早期解消、年度途中の保育ニーズやこども誰でも通園制度のニーズにも柔軟に対応できるよう、1歳児の職員配置基準の改善を早期に実施するとともに、望ましい職員配置基準のあり方について科学的に検証し、検証結果を踏まえた更なる職員配置基準の見直しを行うこと。また、保育士等の他産業と遜色ない水準までの処遇改善や、保育士修学資金貸付等事業の継続・拡充、潜在保育士を把握できる仕組みの整備や再就職支援等の推進、保育士等の離職防止のための職場環境の改善、保育現場魅力向上につながるポジティブキャンペーンの展開等により人材確保を強力に進めること。加えて、保育所や認定こども園と同様、幼稚園教諭の配置基準を見直した上で、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の国庫補助単価の改善を図ること。さらに、人口減少地域においても施設を安定的に運営できるよう、公定価格等の制度の見直し、拡充を行うこと。

オ 保育士等の処遇改善をより一層推進するため、公務員の地域手当の見直し等に伴う公定価格への反映に当たっては、現行を超える給付水準を確保すること。その際、地域間の物価水準等を考慮するとともに、隣接地域や同一の生活圏を構成する周辺地域との地域区分差に配慮すること。また、その見直し等に伴い生じる地方の財政負担については、国の責任において、地方財政措置を含め地方財源について確実に措置すること。

カ 医療的ケアや障害、アレルギー疾患など特別な配慮が必要な子どもを保育所や幼稚園、認定こども園で安心して受け入れられるよう、看護師等の配置や施設改修等について施設種別による差異を解消するとともに、補助率の引上げなど更なる支援の充実を図ること。また、公定価格に看護師や調理員等の配置加算を創設・拡充するなど、保育所等における看護師等の配置促進に向けた財政措置を講じること。

キ こども誰でも通園制度の実施に当たっては、全国一律の制度とせず、保育人材の不足等地域の実情に応じて、開始時期や対象児童の年齢、保育時間などに柔軟に対応できる制度設計とするとともに、市町村や施設が規模に関わらず円滑に取

り組めるよう、事業運営に必要な財政措置を講じること。

ク 放課後児童クラブについて、待機児童の解消や児童の安全確保、学習環境の整備を図るため、国の責任において通信ネットワークの増強を含む施設整備や放課後児童支援員の確保に資する安定的な財源を確保するとともに、放課後児童支援員等の資質向上のための研修体系の整備や、処遇改善に係る補助の拡充や補助要件の緩和など、対策の充実・強化を図ること。

ケ 全国的に待機児童は減少傾向にあるものの、未だ解消されていない状況を踏まえ、市町村が施設整備・改修等を確実に実施できるよう、就学前教育・保育施設整備交付金について、国の責任において必要な財源を確実に措置すること。

(6) 困難な環境にある子どもたちへの支援強化

ア いじめや不登校などの困難な環境にある子どもたち、ヤングケアラーや医療的ケア児、日本語指導が必要な子どもたちへの支援を総合的に推進するため、教育支援センターやNPO、フリースクールなどの多様な居場所や学びの場の整備・運営に対する支援を充実すること。その際、不登校児童生徒への支援を行う民間施設等に関する支援の考え方について整理すること。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、医療的ケア児等コーディネーターの配置拡充について、補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。

イ 児童虐待への更なる対応力強化に向けて、児童福祉司やSV職員、一時保護に従事する職員、市町村相談員等の専門的人材の確保及び育成、弁護士・医師等の助言・指導が円滑にされるための配置に向けた人材確保対策や財政支援を行うこと。また、児童福祉司等を養成する大学の学部・学科等の創設や運営への支援も含めた子ども家庭福祉分野の人材養成の充実を図ること。

ウ 児童養護施設等の職員配置については、子どもの年齢及び小規模グループケアや地域小規模児童養護施設等のケアの形態により一律の基準が定められているが、子どものケアニーズ等を含め総合的に勘案し、適切な支援が行われるよう見直すこと。

エ 社会的養育の一層の推進に向け、その必要性や里親制度等について、広く国民に周知するとともに、養育里親を育児休業制度の対象に含めることや、ファミリーホームの措置費を実態に見合うよう見直すこと等により、里親等の受け皿の拡充や運営基盤の安定化を図ること。

オ 社会的養護経験者（ケアリーバー）が孤立することなく安心して自立した生活を送れるよう、施設入所中の自立支援や退所後のアフターケアなど、当事者の状況に応じた取組を行うための財政支援を拡充すること。

カ 児童養護施設入所者等の学びや体験の機会を確保するため、小学生及び高校生の学習塾費用についても実費での支援とするとともに、大学生等多様な人との交流事業なども幅広く対象とし、夢や進学を叶えられるよう支援を強化すること。

キ 医療的ケア児や重症心身障害児に対する支援の充実のため、家族等のレスパイトに必要な短期入所事業所や医療的ケア児等を受け入れる障害児通所支援事業所の安定的な運営に十分な報酬水準を確保するとともに、多発する災害に備え、災害時における電源確保等必要な支援措置を講じること。

ク 難聴児への支援について、国の障害児福祉計画の基本指針では、都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育に繋げる連携体制の構築に向けた取組を進めることとされていることから、全都道府県において中核的機能を有する体制の確保ができるまでの

間、聴覚障害児支援中核機能整備に係る事業費の全額を国負担とすること。

ケ 母子家庭・父子家庭の世帯の平均年間収入が子どものいる全世帯の水準を下回っているなど、ひとり親世帯は経済的にも困難を抱えている状況を踏まえ、児童扶養手当の更なる増額及び所得制限限度額の引上げを行うこと。また、多子加算額の更なる増額及び支給額通減措置の撤廃、年度途中の家計急変世帯への特例措置の創設を行うこと。

6 障害保健福祉施策の推進について

(1) 障害者総合支援法等

ア 改正障害者総合支援法等が順次施行されているところであるが、地方の意見を踏まえた上で、運用の見直しや必要な財政支援等を講じること。

イ 令和9年度より始まる次期障害福祉計画及び障害児福祉計画に関して、国が示す「基本的な指針」は、地方の実態及び意見を十分に把握した上で、その作成を行うこと。

ウ 福祉・介護職員の処遇改善加算については、障害福祉サービス事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築し、人材の確保・定着を図ることができるよう、障害福祉サービス等報酬の加算ではなく基本報酬に組み込むなど、恒久的な措置とすること。

エ 重度の障害者への支援については、障害の特性や必要とされる支援の度合いに応じて適切な対応ができるよう、障害者や地域の実情を踏まえた報酬の評価や、地方自治体における地域移行の推進に向けた施設整備を含む支援体制や人材育成等の一体的取組への支援、福祉サービスの継続的かつ安定的な提供について、「地域医療介護総合確保基金」に準じた基金の創設等、財政措置を含め適切な措置を講じること。

オ 事業所等において強度行動障害を有する児者に対してチームで支援を行う上で、適切なマネジメントを行い中心的な役割を果たす人材（以下「中核的人材」という。）の養成研修については、令和9年度から都道府県が適切な研修を実施できるよう、国において令和8年度までに十分な指導者の養成を行う又は令和9年度以降も国において中核的人材養成研修を実施すること。あわせて、事前に要綱等を整備するほか開発した教材を早期に都道府県に示すなどの措置を講じること。また、該当する障害児者の支援を行った場合に障害福祉サービス等報酬上の加算が設定されていることから、中核的人材養成研修の実施に当たっては、公平性を期し希望する全ての事業者が受講できるよう適切な措置を講じること。

カ 福祉型障害児入所施設については、報酬単価を改善するとともに、虐待を受けた児童の入所増加などの実態を踏まえて職員の配置基準の引上げを行うほか、基準を上回る手厚い職員配置をした場合の加算の充実を図ること。

キ 地域における相談支援で、中核的な役割を果たす基幹相談支援センター等の人材確保の観点から、処遇改善加算の対象に加えるなどの財政措置を含め、適切な措置を講じること。

また、障害者総合支援法に基づき地方公共団体が実施する障害者相談支援事業等（基幹相談支援センター及び発達障害者支援センターの運営等）について、社会福祉法上の社会福祉事業に該当せず、消費税法上の課税対象とされている現行の運用を見直す等、適切な措置を講じること。

ク 原油価格や物価上昇の影響による障害者施設等の支出増加の実態を踏まえた基本報酬の改定等の財政措置を迅速に実施すること。

ケ 社会福祉施設等整備事業や、地域生活支援事業等に要する十分な財政支援措置を講じること。

地域生活支援事業については、補助金交付額が地方の所要額に満たないため事業縮小の検討をせざるを得ない状況が生じていること、また、移動支援や日常生活用具給付事業等において障害当事者のニーズに十分に対応できない状況や物価高騰下における当事者負担が増加していること等を踏まえ、十分な財政措置を行うこと。

コ 障害者の情報アクセシビリティ向上やコミュニケーション手段の充実のため、十分な財政措置を講じること。また、手話に関する施策の推進に関する法律の制定の動きを踏まえ、地方公共団体において手話に関する施策を総合的かつ実効性あるものとして推進できるよう、手話に関する普及啓発に係るもののほか、手話通訳を行う者の確保に向けた活動環境の整備や処遇改善など、必要な技術的支援及び財政措置等を行うこと。

サ 重度の障害者に対する医療費助成については、地方公共団体が実施しているが、本来はナショナルミニマムであり、国において、新たな医療費助成制度の整備と必要な財政措置を講じること。

シ 常時介護が必要な重度障害者については、日常生活と同様、就労中においても生活上の介助が必要であるため、地方自治体の自主性・任意性に委ねられた補助金の活用ではなく法定給付として受けられるよう制度化するとともに、国において確実に財政措置すること。

ス 障害者の自立を促進するためには、障害者の雇用・就労が重要な課題であることから、令和7年10月から始まる就労選択支援の安定的なサービス提供が図られるよう施策や研修の充実を図るとともに、障害者就業・生活支援センター等については、物価高・人件費の上昇を踏まえた国庫補助基準額の見直しなど十分な予算措置を図ること。

また、就労継続支援A型事業については、経営努力をしても物価や人件費の高騰により経営環境が厳しさを増している事業所があること、就労継続支援B型事業については、工賃向上の取組強化に加え、工賃だけでは測れない生産等日中活動機会の提供の役割もあることから、報酬の見直し等必要な措置を講じること。

セ 障害福祉分野の自立支援給付費等に関して、市町村が不正等を行った事業者に対して自立支援給付費等の返還を求めた場合において、市町村が返還金の徴収に十分努力したにもかかわらず、客観的に徴収不能である場合などやむを得ない事情があると認められる場合は、国庫負担金の返還を免除する仕組みを創設すること。

また、新たな制度の創設に向けた検討を行う際は、現行法令等の解釈のみで拙速に可否を判断するのではなく、法改正も含めた対応を丁寧に検討すること。

ソ 車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に向けて、多くの地方自治体において独自に利用対象者に公的利用証を交付する取組（パーキング・パーミット制度）が実施されているが、依然として、本来であれば必要がない者が駐車することにより、真に必要な者が利用できない等の課題が解消されないことから、財政措置を含め、国において実効性のある全国一律の制度を創設すること。

(2) 精神障害者の地域生活支援

- ア 各自治体が可能な範囲で積極的に精神障害者の退院後支援を進められるよう必要な支援を行うとともに、精神科救急医療の体制整備等も含め財政措置を十分に講じること。また、地域の精神科救急医療システムの運用に支障をきたすことがないように十分に配慮し、精神科救急医療に係る診療報酬上の評価を適正に行うこと。
- イ 精神障害者の地域包括ケアシステムの深化に向け、より住民に近い市町村における相談支援体制を整備するため、精神保健福祉相談員を新たに配置するための財政支援制度の創設や資格を取得するための研修の充実を図ること。
- ウ アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の推進が求められているが、対策を充実させるための体制整備や必要な財政措置を講じること。

(3) 療育手帳の法制化及び基準の統一化

知的障害者に対する療育手帳の交付については、昭和48年厚生事務次官通知に基づき、各都道府県において独自に判定基準を定めて実施している。

療育手帳交付に係る公平性を担保するため、療育手帳の法制化及び基準の統一化について、国として具体的な検討を進め、早期の実現を図ること。

7 生活困窮者などの対策について

令和6年度に改正された生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の施行状況及び国が実施した相対的貧困率の調査結果等を踏まえ、実効性のある貧困対策をより一層推進するため、財源を確実に確保するとともに、必要に応じ改めて制度の見直しを行うこと。

特に、生活保護制度については、令和7年度生活扶助基準の見直しにおいて、令和8年度までは臨時的・特例的対応がなされ、令和9年度以降は、予算編成過程において改めて検討するとされた。しかし、臨時的・特例的対応を決定した令和7年度予算編成時以降も、コメなどの食料品をはじめとする生活必需品の物価上昇は継続しており、生活保護受給世帯の生活状況の更なる悪化が懸念され、予断を許さない状況にある。そこで、全国一律のセーフティネットとしての機能が十分に発揮されるよう、令和9年度を待つことなく、可能な限り早急に物価上昇や生活環境の変化等による影響を検証し、基準に反映するなど、不断の見直しを行うこと。

また、緊急小口資金等の特例貸付に係る償還については、借受人の生活再建の妨げにならないよう、必要に応じて償還免除及び猶予の要件適用等について更なる見直しを行うこと。引き続き、自立相談支援機関が借受人に対する積極的なフォローアップ支援を行えるよう、国による必要な財政支援を行うこと。

さらに、物価高による影響が特に大きい生活困窮者への支援については、全国的な課題であることから、国において、全国一律の対策を継続して講じること。

8 地域共生社会の実現に向けて

(1) 地域共生社会に向けた包括的支援等

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備について、地方自治体の創

意工夫ある取組を支援するため、都道府県や市町村に新たな負担や超過負担が生じないよう、国の責任において必要かつ恒久的な財政措置を行うこと。

なお、重層的支援体制整備事業のうち、「多機関協働事業」、「アウトリーチ等継続支援事業」、「参加支援事業」（以下「多機関協働事業等」）について、市町村の事業実施状況や実施効果に応じた必要額を確保するとともに、市町村の財政負担の軽減が図れるよう、実態を考慮した交付基準額の見直しを行うこと。

当該事業においては、令和5年度から1/4を都道府県の負担割合とされ、地方負担分については地方財政措置を講じるとされているが、当該都道府県負担分の財政需要について、引き続き確実に交付税措置されるよう調整すること。

また、誰一人取り残さない地域共生社会の実現へ向けて、事業実施市町村の拡大により生じる都道府県の負担割合の軽減、及び交付金事務に係る事務負担の軽減を図るとともに、多機関協働事業等の外部委託による実施を可能とした現行の取扱いについて、引き続き継続し、交付金についても時限を設けることなく現行どおり措置すること。

さらに、高齢者、障害者、子ども・子育て等福祉分野はもちろんのこと、保健医療、労働、教育、消費生活、住まい及び地域再生に関する施策等多分野との連携においても、適正かつ円滑に行われるよう各制度間の調整や周知に努めること。

（２）身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題への対応

身寄りのない高齢者等への必要な支援について、現在実施している「身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業」の課題を整理し、自治体の規模等に応じた使い勝手の良い事業を早急に制度化すること。

また、いわゆる「高齢者等終身サポート事業」が安心して利用できるよう、指導監督する省庁を定め、早急に事業認可制度等を定めた法律を整備すること。

（３）孤独・孤立対策の今後の更なる推進方策

令和6年度からの孤独・孤立対策推進法の施行に伴い、地方公共団体は、国及び他の地方公共団体と連携し、孤独・孤立に係る施策を策定、実施する責務を有することとなったが、孤独・孤立対策に係る施策推進や人材の確保等のため、国において必要な財政支援を行うこと。

また、地方公共団体が効率的・効果的に施策を推進するために必要であることから、孤独・孤立対策全般に係る都道府県と市町村の役割分担について孤独・孤立対策推進本部等において検討し、明確化すること。

あわせて、孤独・孤立対策推進本部等、国において孤独・孤立対策に係る議論を行うに際しては、地方公共団体から意見を聴取する機会を確保すること。

（４）退所者等の社会復帰等

ア 矯正施設退所者や起訴・執行猶予者などのうち、福祉的支援を必要とする高齢又は障害を有する犯罪をした者等の社会復帰等を支援する取組については、令和3年度より地域生活定着促進事業において、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者が事業の対象とされたところであるが、同事業が安定的かつ継続的に事業運営が行われるよう、国において事業の位置付けを明確にするとともに、必要な財源を全額国庫で確保すること。また、地域生活定着促進事業以外にも、犯罪をした者等への支援の取組が実施されているところであり、そうした地方公共団体が実施する取

組についても着実な施策の運営が確保されるよう国の責任において十分な財政措置を講じること。

さらに、犯罪をした者等の社会復帰に向け、住居確保のための身元保証制度の導入など国において必要な支援を行うこと。

あわせて、再犯防止施策については、国において主体的に取り組むとともに、地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で取組を進めること。

イ 地方公共団体が先駆的に実施している、出所者を直接雇用し、住まいと就労の場を用意して、社会復帰につなげる更生支援の取組は、司法と福祉をつなぐ新たな視点の取組であり、安定的な運営を確保するため、その運用に必要な財政措置を講じること。

(5) ひきこもり支援

当事者・家族等の状況に応じた支援が行えるよう、地方の支援の実施等に係る必要十分な財政支援等を行うこと。

また、ひきこもり等就労困難者を対象とする新たな就労支援体制の整備と、その実施に必要な財政措置を講じること。

(6) 自殺対策の推進

ア 自殺者数は令和2年に11年ぶりに増加に転じ、高止まりしていることを踏まえ、引き続き国においても自殺対策を強力に講じるとともに、地方が必要とする事業を確実に実施できるよう、財源を確保した上で、交付金等の弾力的な運用を図ること。

イ 国が設置している「こころの健康相談統一ダイヤル」について、悩みを抱えた時に誰もが番号を想起し、速やかに相談できるよう、電話番号を分かりやすく短い番号に変更し、通話料を無料とするとともに、対応時間帯の拡充を図ること。

(7) ケアラー・ヤングケアラー支援の充実

ケアラー・ヤングケアラーの社会的認知度の向上と年齢による切れ目のない支援を進めていくため、ヤングケアラーに加えて、ケアラーについても法令上に支援対象であることを明確化し、あわせて、国・都道府県・市町村の役割分担についても明らかにすること。

また、国において、福祉、介護、医療、教育、労働など横断的な支援体制の構築に加え、ケアラー・ヤングケアラーや周囲の人が相談しやすい環境づくりを行うとともに、実態調査等により把握される新たな課題にも対応できるよう地方自治体が社会資源や人材などといった地域の実情に応じた取組ができるよう財政措置を講じること。

(8) 困難な問題を抱える女性への支援

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、地方公共団体における困難女性支援のための体制整備・強化や施策の充実等のために必要な財政支援を行うこと。

また、困難を抱えた女性の支援に当たっては、児童福祉、母子福祉、生活困窮者支援、生活保護等制度による幅広い福祉サービスの活用が不可欠である。これらの制度の実施主体であり、支援の主体である市町村がその役割を円滑に担えるよう運用上において、その明確な位置付けを示すこと。

さらに国において、女性相談支援員等の資質向上やアセスメント等能力を高めるため、研修内容の充実を図ること。

(9) 民生委員の処遇改善

民生委員法第10条により、民生委員には給与を支払わないこととなっているが、民生委員の職責および業務量の増加に鑑み、民生委員に必要な活動費を支給できるよう、財政支援を拡充すること。

また、令和6年度から生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に追加された「民生委員の担い手確保対策事業」について、市区町村が実施主体となって事業を実施する場合は、都道府県による事業費の負担がなければ本事業の対象として認められないとされているが、地域の実情や課題に応じた市区町村の創意工夫による取組につなげるため、都道府県負担を必須としないよう見直すこと。

(10) ユニバーサルデザインタクシーの普及啓発

子育て世帯の方から高齢者、障害のある方、大きな荷物を持った旅行者など、誰もが利用しやすく、安全・安心で快適に移動できるユニバーサルデザインタクシーについて、利用者が不当な扱いがなされることがないように、共生社会の実現に向けた理解促進を図ること。

9 人権の擁護に関する施策の推進について

(1) 人権教育・人権啓発の推進及び人権救済制度の確立

全ての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現させるため、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するとともに、必要な財源を安定的に確保すること。また、インターネットを悪用した差別表現の流布等、様々な人権に関わる不当な差別その他の人権侵害事案が多数発生している。このような人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するため、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めること。

(2) 障害を理由とする差別の解消

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、国による啓発・知識の普及を図るための取組等をより一層推進するとともに、その施行状況について検討する等、実効性のある対策を講じること。

特に、法改正により事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことについて、国において事業者への周知を確実に行うこと。

また、相談体制の整備等、地方公共団体が実施する施策に必要な財政措置を講じること。

あわせて、全国統一的な相談及び紛争解決機関の設置もしくは既存機関にその機能を持たせる等により、国における障害者差別解消のための継続的な体制を構築すること。

(3) ヘイトスピーチの解消

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向け、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づき、実効性のある対策を講じること。

(4) 部落差別の解消

ア 部落差別の解消に向け、部落差別の解消の推進に関する法律に基づく国の施策について、同法第6条に基づき国が実施した部落差別の実態に係る調査の結果も踏まえて、取組内容や国と地方の役割分担の考え方を示すとともに、法の周知をはじめ、相談体制や教育・啓発、地域交流等の拠点となる隣保館や教育集会所の整備及び事業の充実に対する支援を含めた実効性のある対策を講じること。

イ 隣保館については、災害時等における避難所としても活用され、その多くが避難所にも指定されているが、今後多くの隣保館が耐用年数を迎えることから、確実に建て替えや改修が実施できるよう、必要な財政措置を講じること。その際、工期が複数年度に渡る事業も国庫補助対象とすること。

過去に整備した集会所、納骨堂、大型共同作業場等の隣保館以外の施設についても老朽化が著しいことから、隣保館と同様に大規模修繕等に対する財政措置を講じること。特に、過去に整備した大型共同作業場の多くは、老朽化が著しく大規模修繕が必要となっているが、現状では、大規模修繕は国庫補助事業対象外であるため、事業者は多額の費用負担ができず、更に老朽化が進む状況となっている。大型共同作業場については、地域住民の雇用に重要な役割を果たしているため、隣保館と同様に大規模修繕に対する財政的措置を講じること。また、納骨堂の整備費補助について、墓地移転に伴う事業だけでなく、過去に整備した施設の建て替えや改修についても補助の対象とすること。

ウ インターネット等を利用した部落差別行為の防止については、国においてはプロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図るとともに、本年4月に施行された情報流通プラットフォーム対処法における規律の枠組みが適切に運用されるよう、部落差別解消推進法の趣旨に沿って必要な措置を講じること。

また、国が策定した大規模事業者に対するガイドラインには「私生活の平穩」が明記されており、法の実効性を確保する対策を講じること。

エ 個人情報保護法における「同和地区の所在地名（旧同和対策事業対象地域の所在地名）」の取扱いについて、「同和地区の所在地名」は、住民票やその他の情報と結びつけることにより、特定個人が同和地区の出身者、在住者であることが判明し、部落差別につながる情報となることから、同法ガイドラインの「不適正利用の禁止」に係る「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例」として「同和地区の所在地名を入手し、個人情報と照合する行為」を明示すること。

(5) 様々な人権課題への対応

ア 児童・高齢者・障害者等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力、難病や感染症等の疾患に関する理解不足による偏見・差別、多様な性的指向及びジェンダーアイデンティティに対する理解促進並びにアイヌの人たちに対する差別等の様々な人権課題について、全国の地方公共団体は、地域の実情に応じて取り組んでいるところであるが、これらの人権課題の解消に向け、国において、その責任を果たすよう、実効性のある対策を講じるとともに、予算の充実確保や地方交付税措置など、必要な財政措置等を行うこと。

イ 医療機関、教育機関及び官公署等において発生した障害者虐待を発見した場合についても、障害者福祉施設等のスキームと同様に通報義務があることを明確にするとともに、通報者の保護について規定するよう障害者虐待防止法を改正する等、障害者虐待防止施策の総合的な制度整備を図ること。

ウ 性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関しては、性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議において議論されているところであるが、この問題は、地域性があるものではなく、全国的な課題であるため、令和5年6月に成立した性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に則り、学術研究等を推進するほか、当事者等への差別の実態や直面している困難な実態、必要な施策にかかる全国的な調査を国において早急に実施し、現状について適切に把握し、共有を図り、同法第8条に基づく基本計画や国と地方の役割分担の考え方をはじめ、運用に必要な指針を示すとともに、法の周知をはじめ、実効性のある対策を講じること。また、パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の届出についても、既に半数以上の都府県でそれぞれの地域の状況に応じて導入が進んでいる実情を踏まえつつ、人権に係る施策として、自治体ごとに取扱いが異なることのないよう、社会のニーズに合わせて国において方針を示すこと。

エ インターネット等を利用した誹謗中傷等の防止については、国において、プロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図るとともに、情報流通プラットフォーム対処法における規律の枠組みが適切に運用されるよう、実効性のある対策を講じること。

また、情報流通プラットフォーム対処法による義務付けの対象となっていない事業者に対しても、大規模事業者向けのガイドラインの周知を行うなど、大規模プラットフォーム事業者に準じた対応がなされるよう周知、啓発を行うこと。

10 犯罪被害者等支援施策の充実強化について

犯罪被害者等の個々の事情に配慮し、その権利利益が適切に保護されるよう、国において、犯罪被害者等その他関係団体の意見を聴くなどして、犯罪被害者等の本質に向き合った真の支援施策を講じること。

犯罪被害者等に対する経済的支援を充実させるとともに、複雑な被害態様に柔軟に対応するため、精神疾患にかかる給付手続きの簡略化や医療機関等の協力体制を確保するなど、犯罪被害者等が迅速かつ十分な犯罪被害給付制度による給付を受けられるよう、必要な措置を講じること。加えて、性犯罪被害者への支援に特化した「性犯罪被害者給付金（仮称）」の創設の検討を行うこと。

また、犯罪被害者等の負担軽減及び確実な損害の回復が図られるよう、損害賠償請求権について消滅時効期間の伸長を認めることや国による賠償金の立替払等の支援施策を検討すること。

さらに、犯罪被害者等が必要とする多様な支援が、どこに住んでいても等しく切れ目なく受けられるよう、犯罪被害者等の被害直後からの経済的な負担を軽減するための支援制度を創設すること。加えて、地域の実情に応じて行う犯罪被害者等に対する経済的支援及び精神的負担軽減のための支援、生活支援に係る施策の継続・強化や、地方公共団体の総合的対応窓口における専門人材の確保・育成などの機能強化を進めるため、支援制度を有する地方公共団体への財政支援について、特別交付税措置等を含めた十分な予算を確保すること。

加えて、国において、民間の犯罪被害者等支援団体への財政的支援の強化を図ること。

【文教関係】

1 教育施策の推進について

- (1) 将来の予測が困難な時代において、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を実現させるためには、一人一人の生産性の向上と多様な人材の社会参画を促進するとともに、新たなイノベーションにつながる取組の推進が不可欠であり、「人への投資」を通じて、社会の持続的な発展を生み出す人材を育成する必要がある。こうした中で、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、教育振興基本計画の推進や学習指導要領の着実な実施が重要である。

そのため、教育については単なる財政的観点から合理化を行うのではなく、「チーム学校」を実現するため、教職員定数の更なる改善を着実に実施すること。また、中学校 35 人学級など少人数によるきめ細かな指導体制や小学校の教科担任制など新しい時代の学びを支える指導体制のための教員定数の一層の確保を図ること。実施に当たっては、地域の実情に応じた柔軟な学級編制と教職員配置が可能となるよう、所要の措置を講じること。

特に、現在の教育現場は、いじめ等の問題行動、不登校、特別な支援が必要な児童生徒や特別な配慮を必要とする外国人児童生徒等の増加への対応など、様々な課題が複雑化かつ困難化している状況にある。また、新規採用教員の指導力向上が求められる中、国が示す初任者研修に係る定数配置では初任者への指導が十分にできないことが懸念される。さらに、成り手の減少などによる教師不足が課題となっており、学校教育を担う人材の確保が求められている。あわせて、育児休業取得者等が増加する一方で、代替教員の確保が困難な状況となっていることから、欠員が発生しており大きな問題になっている。

このような現場の実情を十分に踏まえ、国においては、地方における教職員の確保を確実なものとするため、学校における働き方改革、教師の処遇改善に引き続き取り組むこと。また、地方が必要とする教職員定数を長期的な視点から安定的に確保するため、義務標準法等に定められている「乗ずる数」の見直し等による基礎定数の充実を図るとともに、加配定数の一層の拡充に必要な財源を確保すること。特に、令和 8 年度から中学校 35 人学級への定数改善を行うことが示されたが、義務標準法を改正することによって確実に実施することとし、学級増に伴い必要となる基礎定数について、加配定数の振替によることなく措置すること。あわせて、高等学校についても、学級編制の標準の引下げや、定数改善を行うとともに、必要な財政措置を講じること。

また、小学校の教科担任制については、音楽や図画工作などの専門性の高い教科も対象教科とするとともに、他の加配定数の振替によることなく定数の改善を行うこと。あわせて、養護教諭については、近年、子どもたちの心身の健康問題は多岐にわたり、業務が増大していることから、複数配置の拡大を図ること。また、栄養教諭については、食に関する課題に対応した食育を推進するため、配置を充実すること。さらに、特別支援教育については、対象児童生徒数の増加や個々の児童生徒の特性に応じた指導ができるよう、義務標準法等を見直し、学級編制

の標準の引下げや定数改善を行うこと。

加えて、教師不足解消を目的とした産・育休代替教師の安定的確保のための加配定数による支援において、加配要件や対象校種・職種を拡大すること。また、定年延長により「定年前再任用短時間勤務制」が創設されたことを踏まえ、多様な働き方を実現できるよう、養護教諭、栄養教諭、事務職員を含めた必要な定数を措置するとともに、定年引上げ制度の完成が図られるまでの間、必要な新規採用数を安定的に確保できるよう、特例定員について確実に措置すること。

また、上記のとおり定数改善等を推進していくことと併せて、子どもたちの能力を最大化し、主体的な学びを支援する質の高い教師人材の養成・確保に向け、様々な学部が教員免許を取得しやすくなるような教職課程や教員免許制度の在り方の見直しや大学において教職課程を継続的に開設・維持できるようにする方策の検討のほか、入職後の研修や教職大学院における学修及び特定教科の免許取得に必要な財源の確保等、教師人材の質向上と教師への入職経路の拡大を推進すること。さらには、教師を志望する大学生に対する奨学金制度を充実させ、教員として、一定の期間の勤務をすれば返済は免除する全国的な制度を実施すること。

このほか、急務となっている学校における働き方改革の推進や教育上の配慮が必要な子どもの学びへの支援として、教職員の定数改善を速やかに進めることはもとより、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学習指導員、校内教育支援センター支援員、部活動指導員、日本語指導補助者、母語支援員、特別支援教育支援員、副校長・教頭マネジメント支援員、スクールロイヤーと教員の連携体制の充実を図るため、これら専門スタッフ等の更なる配置に必要な財源を確保し、地方の体制整備の後退や格差が生じるような措置を講じないこと。なお、部活動指導員については、高等学校への配置が進むよう、補助対象の拡大を図ること。

特に、小・中学校及び高等学校等でいじめの重大事態の発生件数や長期欠席者数が依然として多い状況であることから、学校において、教員だけではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携協力し、組織的な支援体制を整えるために必要な財源を確保するとともに、スクールカウンセラーの配置については、公立高等学校への配置に関して補助対象の拡充を行うなど、都道府県の実態に応じた配置ができるよう、補助制度の充実を図ること。加えて、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究の成果をまとめ、その方向性を示すこと。

加えて、保護者等からの過剰な苦情等に行政が対応する仕組みの構築を支援すること。

また、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進の核となる地域学校協働活動推進員等の配置拡充を図ること。

あわせて、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、特別免許状を活用した教員や特定の分野を担当できる非常勤講師の登用、教員と一緒に子どもたちを教える補助者の授業への参加など、地域や企業などで活躍する多様な人材の知識や技能を学校教育に活用するために、様々な外部人材の活用に必要な財源を確保すること。

さらに、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われることを定めた教育機会確保法の実効性を高めるため、校内教育支援センター、教育支援センター、フリースクールなど、多様な学びの場を充実させる取組を推進するとともに、その取組の充実に必要な財政措置を講じること。とりわけ、校内教育支援

センター支援員配置事業費補助金については、既にセンターを設置している学校についても対象とするとともに、補助年限に上限を設けず、さらなるセンターの設置促進・機能強化のために十分な財政措置を講じること。

- (2) 学習指導要領において学習過程の質的改善が求められる中、教師が児童生徒のつまづきへの対応等、きめ細かな支援を行う時間を十分に確保できないといった現状は、児童生徒等の学びに支障をきたすことになりかねない重大な問題である。そのため、義務教育においては、教師が児童生徒の基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けさせるために、児童生徒に対応する時間を十分確保し、子どもたちに対してより良い教育を行い、教師自身の志気が高まるよう、次期学習指導要領では、学習内容を精選するなどの見直しを行うこと。
- (3) 高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための、各高等学校の特色化・魅力化への取組を推進する観点から、「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化（普通科改革）による新たな学科については、「専門教育を主とする学科」と同様の教員加算措置を講じるとともに、国内外の関係機関との連携・協働体制の構築に当たり、学校と関係機関とをつなぐコーディネーターを配置するために必要な財政措置を、「専門教育を主とする学科」と併せて講じること。
- (4) 高等学校については、社会の構造的な変化の中で、都道府県や市町村等の学校設置者や学校の自由度を高め、学校や地域の実態に照らして多様で柔軟な教育活動を展開することができるよう、カリキュラム編成の柔軟化や、高等学校の修業年限の柔軟化、高大連携の促進等、必要な措置を講じること。
- (5) 幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期に育まれる非認知能力や語彙力、多様な運動経験が、その後の生活や学力、運動能力に大きな影響を与えることから、人材確保の取組や幼児教育の更なる質の向上に必要な遊具・運動用具などの環境整備に対する支援の充実を図ること。加えて、私立幼稚園等においても特別な支援を要する園児が増加傾向にあることから、私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費）や教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）について支給要件の緩和や補助単価の見直しを行うなど、必要な財源の確保を図るとともに、国庫補助の拡充など、地方負担の軽減を図ること。
- (6) いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が増加傾向であるが、依然としていじめを背景とする深刻な事案が発生していることから、いじめの積極的な認知、早期の組織的対応、関係機関等との連携などを推進するためのいじめの未然防止及び早期発見・早期対応に向けた対策の強化に向けて必要な施策を講じること。また、地方公共団体がいじめ防止等の対策を総合的に推進するため、補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。
- (7) 学校給食費等の保護者負担の軽減等については、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の活用の対象とされ、保護者負担の軽減が図られている。
一方、学校給食法の制定後、半世紀以上が経過し、少子化の進展等の社会情勢が変化する中、長期的な視点で、切れ目なく学校給食費等の保護者負担の軽減を図る必要がある。このため、臨時交付金のような一時的な措置ではなく、国の責

任で財源を含め具体的な施策を早期に示すこと。

- (8) 学校部活動の地域展開を見据え、子どものスポーツ・文化芸術活動の機会を確保・充実させるためには、地域クラブ活動の運営団体・実施主体となる地域の団体等の体制整備や指導者の人材確保、処遇改善等、地域でスポーツ・文化芸術活動が実施できる環境の整備が急務であることから、これに必要な取組を推進するとともに財政措置を講じること。

また、国において、地域展開等の必要性、目的、スケジュール、部活動の教育的意義と地域展開等との関係性などについて十分な広報を行うこと。実証事業の成果を踏まえ、地方における移行の手順や具体的な取組内容の例示や企業との連携に向けた環境整備など、地域の実情に応じて部活動の地域展開等が円滑に進むよう支援すること。その際、これまで国の方針に沿って率先して準備を進めてきた団体において、改革に向けた意識や取組が後退することのないよう、国の方針を着実に実行するとともに、十分な予算措置等の支援を行うこと。

さらに、家庭の経済状況に関わらずスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するには、地域クラブ等に支払う会費や活動に伴う保険料など、新たに生じる保護者等の費用負担を可能な限り軽減する観点から、経済的に困窮する家庭に対する十分な支援など、国の責任において必要な財政措置を講じること。

- (9) 開催都道府県の意見を十分反映した国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の改革を推進すること。また、開催経費及び選手派遣のための経費について、応分の負担を行うこと。

- (10) 大学等は、地域における「知と人材の集積拠点」として、地域の将来を支える人材や産業育成に多大な貢献をしており、地方創生にとって重要な役割を担っている。また、DXの加速化、SDGsの達成、2050年ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）の実現、激甚化・頻発化する大規模自然災害への対応など、近年の困難かつ社会的な影響の大きい課題に的確に対応していくためにも、大学の果たす役割はますます重要となっていることから、単に人口の減少をもって大学の規模や地域配置を論じることなく、産学官の連携を深めながら広く議論するとともに、以下の点に配慮した施策を行うこと。

ア 地域を取り巻く課題は複雑で解決が困難なものが多く、また、絶えず変化していくものであることから、大学等が地方創生2.0の実現を強力に支える拠点となるべく、産学官金等の地域の多様なステークホルダーとの連携活動を活発化し、その成果を地域に還元することで社会的な課題解決に繋げ、大学等と地域が共に発展するキャンパス全体のイノベーション・コモンズ（共創拠点）の実現に向けた取組の更なる推進（実装化）を図る必要がある。また、大学等が大規模自然災害における地域の防災拠点となるべく、キャンパス全体の耐災害性の強化・防災機能の強化を推進する必要がある。それらの実現に加え、大学等、地方自治体、産業界等の多様な主体の共創による地域課題の解決が促進されるよう、共創を支える大学等の体制強化のための支援を充実するとともに、地域の関係者が継続的に議論を行う地域構想推進プラットフォームの仕組みを国が主導して推進するなど、地域における大学間や産官学の連携を深化させるための取組の充実を図ること。また、大学等が、学内外の様々な資源を活用しながら、多様な人材が必要な知識やスキルを身に付けるためのカリキュラムの提供等を積極的に展開できるよう支援を充実すること。さらに、大学等がイノベーション・コモンズとして

の役割・機能を最大限発揮し、地方創生 2.0 の実現に貢献できるよう、ソフト面の取組を支える施設の機能強化や老朽化対策を含む大学等の施設の整備充実といった、ソフト・ハード一体となったさらなる教育研究環境の充実を継続的に図ること。

イ 急速な少子化が進行する中での高等教育全体の「規模」の適正化については、地域において、大学等が果たす多面的な役割や高等教育機関数が異なる現状を踏まえて、慎重に検討を行うこと。また、高等教育への「アクセス」確保については、経済的な理由を始め様々な理由で地元を離れることができない進学希望者や、地元で学び・働きたいという意欲を持った進学希望者にとって、求められる学問分野を学べる高等教育の機会を確保することは、地理的・経済的観点からのアクセス確保のほか、地域の将来を担う人材を輩出する地方創生にとっても重要である。とりわけ、地方部の国立大学は、地元の若者の進学意欲に応える受け皿であるだけでなく、都市部の若者の受入れにもつながることから、定員増を弾力的に認めるとともに、授業料については、進学機会確保の観点に十分留意し、拙速な引上げを行わないこと。また、運営費交付金の充実及び安定的な配分を図ること。加えて、高等教育の修学支援新制度について、給付額の引上げ等、支援の拡充を図ること。

ウ 現下の光熱費の高騰は、国公立、私立を問わず、大学の経営に大きな影響を与えている。大学が今後も質の高い教育研究活動を継続できるよう、高等教育を所管する国の責任において、大学における光熱費の高騰への支援を行うこと。

エ 大学の有する歴史的経緯を踏まえた基礎研究に関する体制を十分に維持しつつ、地域が必要とする専門的人材の育成などの地域課題解決に積極的に取り組む大学を評価し、施設整備・研究投資や運営費交付金などを拡大するとともに、大学の地方移転やサテライトキャンパスの設置に係る経費の補助やその後の運営費交付金・補助金の増額などの予算措置を講じること。また、学生が生まれ育った地域の将来を担えるよう、地方大学に入学又は卒業後に地元に着定した学生に対して、授業料減免など一定のインセンティブを与える制度の検討や、地域内における進学者や就職者の実績に応じた地方大学に対する運営費交付金・補助金の増額などの優遇措置、さらに、地域内進学や就職を促す地方大学や地方自治体の取組に対する支援を拡充すること。

オ デジタル人材の育成については、国の喫緊の課題であり、オールジャパンで取り組むべきである。長期的にも必要とされるデジタル人材を継続的に確保するため、特に地方における大学の情報系学部の定員増といった高等教育機関における人材育成など、様々な手法を用いた取組を早急に行うこと。また、デジタル人材を育成するには、教える人材の確保も重要であることから、大学における実務家教員等の活用促進など、教育人材の確保にも取り組むこと。その際、地方大学は都市部の大学と比べて、実務家教員等の確保が困難であるため、インセンティブ措置を講じること。同時に、デジタル人材の地域偏在を是正する取組を推進すること。さらに、令和 4 年度に創設された基金を有効に活用し、複数年度にわたり意欲ある大学等がデジタル人材の育成に取り組むことができるよう、初期投資費（施設・設備費等）や一定期間の継続的な教員の人件費などの支援を行うこと。

カ 「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令」の一部改正に伴うデジタル人材育成に係る東京 23 区定員増加抑制の例外措置の要件として、対象をデジタル人材に限定すること、臨時的な定員増に限ることなどが明示されているが、地方での定員増でもなお不足する範囲内での定員増であることも十分に確認すること。また、例外措置の前提として、地方大学において確実にデジタル人材を育

成する施策を展開すること。さらに、関係省庁が連携して、育成されたデジタル人材が確実に地方に還流されるよう戦略的な誘導策や、各地域ごとに就職先となる産業を育成・確保する取組への大胆な支援策を講じること、地方における情報系教員の確保のための施策を実効性あるものとする。なお、例外措置の要件に適合した大学の定員増を容認するに当たっては、当該大学が提案した、特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれを解消するための取組に係る具体的な計画の策定やそのフォローアップが、当該大学により確実に実施されるよう、国の責任において大学に対する指導を適切に行うとともに、その進捗状況について適宜情報を共有すること。

キ 平成 27 年度に創設された大学生等の地方定着の促進に向けた奨学金返還支援制度の活用を図るため、地方公共団体への財政支援を更に充実させること。

ク 大学・専門学校等の高等教育に係る教育費の負担軽減のため、国が実施する授業料等の減免や給付型奨学金事業等について、支援対象の拡大、給付額の引上げ、運用方法の弾力化など、制度の拡充を図り、高等教育の授業料の無償化を国が責任をもってその財源を確保することにより実現すること。その際、地域における教育費の実態を踏まえた仕組みとすること。また、大学等入学時は入学金をはじめとして多額の経費が必要となることから、入学前の貸付制度を創設すること。なお、対象者が増加することに伴い、大学・専門学校等現場での事務量が増大することへの対策として、事務の簡素化を進めるとともに、必要な財政措置を講じること。また、機関要件の確認について、専門学校の確認取消を猶予するための各都道府県知事等の判断基準は、制度を運用中での各都道府県の意見を踏まえ、適切に見直しを図っていくこと。また、大学院段階における導入が予定されている「授業料後払い」制度について、大学院のみならず学部段階での導入についても検討すること。

ケ 職業教育の推進のための施策の一つである専門職大学等については、地域社会のニーズに即応する優れた専門技能と新たな価値を創造することのできる専門職業人材の養成、さらにリカレント教育を担う場となることも期待されることから、認知度の向上に向けた取組や、より一層実践的な教育を可能とする支援を行うこと。

コ 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金制度では、申込関係書類の管理など、学校が担う必要のない事務も主に高等学校の教職員が担っている。このことは、学校が担うべき進路指導に付随する業務の範疇を超え、現場の負担となっている。そのため、学校が本来の進路指導に専念できるよう学校が担う必要のない事務は機構が行うなど、学校の関与をできる限り減らした体制を構築すること。

(11) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、学校の設置者に、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくとも適切な支援が受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講じることが責務とされたことから、看護師等の配置に係る補助率の引き上げなど必要な財政措置を一層拡充するとともに、通学に係る費用についても十分な財政措置を講じること。

(12) 夜間中学は、様々な事情により十分な教育を受けられなかった者の教育を受ける機会を実質的に保障するための重要な役割を果たしているため、設置しようとする自治体が各々の実情に応じて柔軟に対応できるよう、教職員定数の拡充や、

新設準備・運営補助に関する財政支援の充実等、必要な措置を講じること。

- (13) 高等専修学校は、後期中等教育機関として職業教育を受けた生徒を地域社会へ輩出してきただけでなく、多様な背景を持つ子どもたちを受け入れる「学びのセーフティーネット」として機能してきている。こうした高等専修学校が果たしている役割の重要性に鑑み、高等専修学校が安定的な教育活動を行えるよう、学校の運営に必要な経常的経費に対して、国の責任において補助制度の創設や、特別交付税など地方財政措置の創設により、十分な財政支援措置を講じること。

- (14) 私立を含めた学校施設、社会教育施設及び社会体育施設は、将来を担う児童生徒の学習・生活の場及び住民の生涯学習の場であるだけでなく、災害時には地域住民の避難所としても使用される施設であり、その安全性・機能性の確保は非常に重要である。また、少子化に伴う児童生徒数の減少等により、毎年多くの廃校が発生している状況であり、利用のあてのない廃校舎の解体費が課題となっている。

これらを踏まえ、国は、学校施設や社会教育施設等の耐震化（非構造部材を含む。）と老朽化対策を着実に実施できるよう必要な財源措置を行い、補助要件を満たす事業については、必要な予算を確保するとともに、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げなど、十分な財源措置を行うこと。特に、公立学校施設について、長寿命化計画（個別施設計画）に基づく点検・診断や学校水泳プールを含む改修、廃校舎の解体などについて地方財政措置の充実を図ること。なお、高等学校施設においても、老朽化対策等について、補助金化も含めた地方財政措置の充実等を図るとともに、私立学校施設についても、耐震改築事業費補助制度を延長・拡充するなど公立学校施設と同水準の支援を行うこと。その際、耐震性や劣化状況に係る点検が完了していないものもあることや近年の建築単価の高騰等を勘案し、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げなど、十分な財源措置を行うこと。

また、環境改善のための施設の改修についても、地方公共団体の作成した施設整備計画に基づく事業が着実に実施できるよう、必要な予算を確保すること。

特に、障害のある児童生徒が支障なく学ぶことができるよう、学校施設のバリアフリー化を推進するとともに、特別支援学校設置基準に適合させるために設置者が講じる措置について、一層の財政的な支援を行うこと。

さらに、体育館を含めた空調設備の整備や2050年ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）の実現に向けた取組について、補助単価・補助上限額の拡大などを行うとともに、高等学校・中等教育学校（後期）においても着実に実施できるよう、補助対象の拡充など、維持管理費も含めた十分な財政措置を行うこと。

また、昨今、学校への不審者侵入事案により生徒の命の安全が脅かされており、安全・安心な学校づくりが喫緊の課題となっている。マンパワーによる防犯対策にも限界があることから、高等学校も含めた防犯カメラ等の整備に関する財政措置を拡充すること。

- (15) 社会教育施設は、住民主体の地域づくりや持続可能な共生社会の構築に向けた幅広い取組や地域の幅広い情報発信の拠点として、社会教育主事等の社会教育人材が中心となり地域住民の多様なニーズに応える取組を推進していく必要があることから、地方公共団体だけでなく様々な団体、住民が連携・協働し、多彩で創造的な取組を進められるよう国の財政支援の拡充を図ること。

学校図書館・公立図書館・公立博物館等を通じて、児童生徒や地域住民が多様な書籍や新聞・雑誌、視聴覚資料、デジタルデータベース等に触れる機会を提供し、文化的な素養を高めるとともに、多世代が集い地域課題の解決に向けて「知」を共有するなど、地方の将来を担う人材の育成機能を一層向上させるため、司書及び学芸員の配置や資料、施設、設備の整備に係る国の財政支援を拡充すること。

また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」に基づき視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備や、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報について、障害の状況に左右されない入手支援、情報通信技術の習得支援、点訳者・音訳者・アクセシブルな書籍製作に係る人材育成や体制整備等について国の財政支援を拡充するとともに、一般書籍と電子書籍の同時出版等が促進されるよう、出版社等に働きかけること。

加えて、著作権法の一部改正により、図書館等による図書館資料の公衆送信サービスが可能となったが、現場に過度な負担が生じないように、制度・運用や、事務処理スキーム、システムなどについて、関係団体と連携して適宜見直しを図ること。さらに、公共図書館が制度の運用に当たっての事務等を適切に実施できる特定図書館等としての要件を備えるために行う人的・物的管理体制の整備に対して、財政措置をはじめとした支援を行うこと。

- (16) 全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向け、地方公共団体や学校法人の全校種に対し、GIGA スクール構想で整備された端末の更新や校内外通信ネットワーク環境の維持・改善に係る財源を国で確保すること。加えて、学習用ソフトウェアのための費用、LTE 端末等の利用や、家庭学習、遠隔教育などのオンライン学習等にかかる通信費の負担軽減についても、必要な財政措置を講じること。

とりわけ、高等学校段階においては、全ての生徒が学校種や学科に適した端末を活用して学べるよう、端末の整備・更新について、全自治体が見通しを持てる安定的なスキームを全額国費により構築するとともに、コンピュータ教室の整備についても必要な財政措置を講じること。また、遠隔授業を推進するため、教員の配置を含む、配信センターの設置・運営に必要な財政措置を講じること。さらに、デジタル人材育成のために必要な環境整備を行うとともに外部専門人材の活用や大学等との連携などを推進するため、高等学校 DX 加速化推進事業（DX ハイスクール）を継続しつつ、更に拡大して実施すること。

また、次世代の校務 DX における校務系・学習系ネットワークの統合、校務支援システムのクラウド化、指導者用端末の一台化やダッシュボード機能といった新たな要素に係る財政支援について、今後も必要な財源措置を講じること。なお、整備の加速化に向け、補助対象となっていないシステムの維持費等についても補助対象とすること。

加えて、初等中等教育機関の学術情報ネットワーク（SINET）への接続にあたり、接続機関に高額な費用負担が求められており、地域間（都市部と地方部）のデジタルデバイドの解消に逆行していることから、負担の軽減や必要な財政措置を講じること。

あわせて、教員の ICT 活用指導力の向上を推進するための指導体制の充実や、学校における教員の ICT 活用をサポートする人材の確保に向けた財政措置を拡充するとともに、ICT 支援員の配置やヘルプデスクの設置といった学校のニーズに応じたサポート体制整備への支援を継続すること。また、AI の活用等を通じた英

語教育の抜本強化を進めること。

さらに、学校が保有する機微情報に対する不正アクセスの防止等の十分なセキュリティ対策を講じることが不可欠であり、学校の情報セキュリティ対策を強化するため、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づく対策を確実に講じることができるよう、今後も必要な財源措置を講じること。なお、整備の加速化に向け、補助対象となっていないシステムの維持費等についても補助対象とすること。

- (17) 高等学校等就学支援金制度については、支給月数の制限、単位制高等学校進学者や併修を行う者に対する支給制限などの問題に対応すること。また、国が責任をもってその財源を確保し、事務費も含め、令和8年度以降も全額国庫負担により、確実に授業料の無償化を進めること。その際、地域における授業料の実態を踏まえた仕組みとすること。さらに、これが実現するまでの当面の間、物価高などの影響による学費の増加や教育費負担の大きい多子世帯の負担軽減なども勘案し、支援額の増額など、制度の更なる拡充・見直しを図ること。加えて、都道府県が独自に実施する授業料支援事業に対して、必要な財政措置を講じるとともに、こうした都道府県が独自に上乗せして支援する場合も e-Shien システムで対応できるよう改良を検討すること。

高等学校等修学支援事業については、国の責任において、安定した財源の確保を図ること。特に、低所得世帯に対する奨学のための給付金については、マイナンバーを使用した所得確認や前倒し給付、家計急変世帯への給付等の新たな取組などにより事務が増加していること、また本事業は高等学校等就学支援金に所得制限を導入する際に、その財源を活用して国主導で創設されたものであることも踏まえ、高等学校等就学支援金と同様に、事務費も含め、全額国庫負担により実施すること。また、そのうえで、本事業の対象者を高等学校等就学支援金制度に合わせるなど、事務負担が少なく、わかりやすい制度とすること。

加えて、就学支援金と同様に全国共通のプラットフォームとなるシステムを構築すること。なお、構築に当たっては、申請者の利便性を考慮し、高等学校等就学支援金と一体のオンライン申請の導入を検討すること。あわせて、高等学校専攻科の生徒への修学支援制度についても拡充を図るとともに、事務費も含め、全額国庫負担により措置すること。

あわせて、上記の2つの制度の運用に当たっては、生徒・保護者の利便性と関係機関の事務手続簡素化の観点から、所得制限の基準や受給資格審査、支給方法などについて、適宜見直しを行うこと。特に、所得確認については、生徒・保護者が自らマイナンバーを使用して認定申請することで、生徒・保護者の利便性と関係機関の事務手続簡素化が期待できるため、利用しやすい仕組みや、都道府県における確認業務の円滑化の仕組みなど、抜本的な措置を講じること。

また、私立小中学校は、特色ある学びを志向する者のみならず、不登校やいじめ等の事情を有し、環境を変えることを希望する者等の受け皿としての役割を果たしているため、私立小中学校等に対する授業料減免支援について、入学後の家計急変世帯に限らず補助対象とするなど、国による支援をより一層充実させること。

- (18) いわゆる「高校無償化」により、公立高校の志願者減少や都道府県を跨いだ私立高校への進学が増加し、私立高校が多い地域の近隣府県ほど、その影響は大きい。

また、都市部と地方の地域間格差をさらに深刻化させる可能性があることから、地域の強みを活かした特色ある学校づくりの推進に向けて、新たな交付金等による財政支援制度を創設するなど、国として公立高校への支援の抜本的な拡充を図ること。特に、専門高校も含め公立高校の魅力向上のためにも老朽化した施設・設備の更新や修繕、空調をはじめとするさらなる教育環境の改善、必要な教育備品の整備への財政支援をより一層充実するとともに、教職員の配置を含む指導体制の充実を図ること。

- (19) 「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）」に盛り込まれた日本版 DBS について、制度設計に当たっては、実務上、現実的かつ効率的な仕組みや、事務負担増に対する支援などについて、現場の声も聴きながら検討すること。

2 地域における科学技術の振興について

地域における科学技術の振興は、新技術や新産業の創出による活力ある地域づくり、更には我が国全体の科学技術の高度化・多様化に結び付くものであることから、その重要性を国家戦略の中で明確に位置付け、地域における科学技術の振興に向け、以下の支援策を積極的に推進すること。

- ・ 世界各国から高度な人材や技術が集積した国際科学技術研究拠点を形成するため、現在、世界の研究者が国際協力で進めている国際リニアコライダー（ILC）の国内への誘致に向けて、国として、国際的な議論を積極的に主導し、地域の特性を生かした先端産業を中心とした新たな産業集積圏域の創設を推進すること。
- ・ 福島国際研究教育機構については、我が国の科学技術力の強化をけん引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、我が国の産業競争力を世界最高水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる拠点を目指すものである。そのため、国内外に誇れる研究開発や産業化、人材育成の実現に向けて、関係省庁が連携し、縦割りを排し総合的かつ安定的な支援を図ること。また、政府を挙げて中長期的な枠組みで施設整備や運営に対する必要な財源及び予算を確保し、可能な限り前倒しし早期の供用開始を図ること。
- ・ 広域的な産学官連携を推進するため、サポート体制の強化や地域の産学官連携に不可欠なコーディネーターを長期安定的に確保するための制度を創設すること。
- ・ 今後の感染症危機を見据え、感染症による健康被害を最小限に抑えるためには、必要十分なワクチンの確保や安定した供給環境が必要であり、また、重症化を予防する治療薬の存在も不可欠である。そのため、国が先に定めた「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、国産ワクチン・治療薬の研究開発や生産体制の強化などに対し、引き続き積極的な財政支援を行うこと。また、国が策定した「医薬品産業ビジョン 2021」において、医薬品産業政策の基本的な方向性は示されたものの、新型コロナウイルスの感染拡大により医療関係物資が不足した状況を踏まえ、国内で必要な医薬品・医療機器等を海外に依存することなくすべて国内でまかなうことができるようにするため、国産化及び輸出産業化を推進することが必要である。そのため、医薬品のみならず、医療機器や医療物資の研究開発及び製造に取り組む企業に対する支援を拡充すること。

- ・ 国においては「地方創生 2.0 の「基本的な考え方」」にて、東京圏への過度な一極集中の弊害の是正や、付加価値創出型の新しい地方経済の創生として、地方起点で成長し、ヒト・モノ・金・情報の流れをつくるエコシステムの形成などを掲げている。そうした状況を踏まえ、国が推進する「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想」の具体化に当たっては、地方との情報共有を図るとともに、地域スタートアップ・エコシステムやそこで活動する支援機関との連携、地方大学との共同研究の強化など、日本全国が一体となったスタートアップ振興施策を展開すること。

3 地域における文化芸術の振興について

- (1) ポストコロナにおける文化芸術を振興するため、文化芸術関係者・団体及び文化施設への支援や文化芸術人材の育成及び雇用機会確保のための支援を充実・強化すること。

新たな文化の創造や風流踊・神楽をはじめとする地域に根ざした伝統文化の継承、交流を生み出す芸術祭の開催など、地域における文化芸術活動の継続を支援すること。世界に誇るべき文化である和食や日本酒、温泉文化などの次世代への継承や、地域活性化を図るための振興策を充実すること。地域における文化芸術や歴史文化資源の情報発信の拠点であり、文化観光の拠点ともなる博物館や劇場・音楽堂等の文化施設について、耐震化やバリアフリー化、収蔵能力の拡大、長寿命化など機能向上につながる施設の整備・充実並びに PPP/PFI 手法の導入に必要な財政支援を拡充すること。

これらの政策実現のため、国は、文化芸術振興に係る予算を継続的かつ安定的に確保すること。

- (2) 都内はじめ首都圏では、国立劇場の建替計画の遅延により、代替施設として他のホール・劇場を使用することとなり、施設が不足するなどオペラ・バレエ公演等に支障が出てきている。そこで、国の施設も含め国内の既存施設の更なる有効活用を図るため、国が主催するオペラ・バレエを全国のホール・劇場で公演するなど、全国のホール・劇場が今後とも発信拠点としての役割を適切に果たしているよう必要な支援を行うこと。
- (3) 高齢者や障害者等の多様な人々が様々な場で創造・鑑賞活動に参加しやすくなるよう、年齢や障害の特性に応じた情報保障などの取組を推進するほか、子どもたちへの教育における文化芸術活動の充実・強化を図ること。

- (4) 地域における文化財の総合的かつ計画的な保存及び活用を図るため、以下の点に配慮した施策を行うこと。

ア 国は、都道府県の「文化財保存活用大綱」及び市町村の「文化財保存活用地域計画」に示された保存活用事業の推進、文化財の保存整備、史跡等の維持管理、未指定文化財の調査・活用に関する施策の実施及び体制の充実に係る取組並びに活用や補修時の利用を見据えたデジタルデータの取得を含む文化財の現状記録の作成等の取組に対し、財源措置の対象を拡充するとともに、文化財の保存・活用に係る全体の予算を増額確保すること。

- イ 大規模災害時における文化財の保全については、広域的な支援が必要となることから、国は文化財防災の取組について支援すること。
- ウ 文化財の保存修理については、技術者の高齢化や後継者の不足等の課題に直面しており、国は平時から人材の養成・確保等の支援を行うこと。
- エ 国宝・重要文化財の修理等に限られている補助率加算制度を、重要無形民俗文化財にも適用するとともに、重要無形民俗文化財において、象徴的・中心的役割を果たし、当該文化財の本質に深く係わる用具については、それが消耗品であっても財政支援を行うこと。
- オ 無形文化財及び無形民俗文化財の登録制度について、保護のための財政支援を拡充すること。特に、生活文化については、その概念が極めて広範であることに加え、分野ごとに特徴が大きく異なることから、国として調査研究を進め、その知見を地方公共団体にも提供すること。
- カ 地方登録制度について、都道府県や市町村において登録制度の設置や、条例の改正、登録に伴う文化財調査や手続き等の事務量が増大することが予想されるため、必要な財政措置を講じるとともに、幅広い分野の専門人材の確保や人材育成などを進めること。
- キ 天然記念物である樹木等について、安全性を確保しながら適切に保存・管理していくため、国として新たな財政措置を講じるとともに、樹木等の管理に係るガイドラインを策定すること。
- ク 建造当時の技法や史資料等に基づき適切に復元された歴史的建造物について、その価値が広く国内外に周知され、積極的な活用に資するものとなるよう、復元建造物に対する国の認証制度を創設すること。

4 国際的なスポーツイベント・パラスポーツイベントの開催効果及びレガシーの全国への波及・継承について

- (1) 第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)及び第5回アジアパラ競技大会(2026/愛知・名古屋)、ワールドマスターズゲームズ2027 関西など、我が国で開催が予定されている国際的なスポーツイベント・パラスポーツイベントについては、スポーツ振興に寄与することはもちろんのこと、高齢者や障害者の社会参加の促進、交流人口の拡大による観光振興、国外からの参加者・観戦者に向けての日本文化の発信、国際交流の促進による世界平和への貢献などとともに、大きな経済効果も期待される。ついては、国内外における機運醸成に取り組むとともに、こうした様々な効果を、開催地のみに留まらず、日本全体に広く波及するよう配慮すること。さらに、ホストタウンの取組をはじめ、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などの国際大会のレガシー(遺産)を、その先へつなげていくことができるよう、一過性のイベントに終わらせることなく、継続的な支援に取り組むこと。
- (2) 日本遺産をはじめ全国各地の地域固有の文化等が活発に発信されるよう、スポーツイベントを契機として開催された様々な文化プログラムの継続への支援を行うとともに、多言語化対応などの環境整備や人材育成、情報発信を引き続き支援すること。

5 スポーツを生かしたまちづくりの推進について

- (1) 日本全体で国際的なスポーツイベントを成功に導くため、地方において、国際大会で活躍できる選手の発掘や育成、国際的なスポーツ合宿の受入れ、国際的なスポーツイベントの競技会場の整備や既存施設の国際水準の確保等、創意工夫ある取組を一過性に終わらせることなく継続的に実施できるよう、ソフト・ハード両面における適切な財政支援を行うこと。
- (2) 健康寿命の延伸にもつながる生涯スポーツを通じた健康増進の取組などに対する支援について、高齢化の一層の進展を見据え更に充実・強化すること。
また、障害者スポーツの裾野拡大と競技力向上を図る観点から、障害者スポーツに関する積極的な広報を引き続き推進するとともに、競技団体への助成やスポーツ施設のバリアフリー化などに必要な財政支援を行うこと。
- (3) 通季・通年型スポーツアクティビティの創出によるスポーツツーリズムの推進など、地域スポーツコミッション等の官民が連携して行う分野横断的な取組に対し、関係省庁が連携して支援すること。
さらに、地域の特性を生かし、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」ことができるよう、誰もが参加できる機会を「つくる」取組や、様々な人が「あつまり、ともに、つながる」ことができる取組、「誰もがアクセスできる」取組に対する支援を強化すること。
- (4) スポーツ産業を我が国の基幹産業に成長させ、魅力ある雇用の場の創出等による地域経済の活性化を図るため、収益性の高いスタジアム・アリーナの整備やスポーツ経営人材の育成、大学・社会人スポーツの活性化、eスポーツの振興、ICT・食や健康・観光等の地域産業との融合を図る先駆的な取組などへの支援を強化すること。

【環境関係】

昨年5月、第六次環境基本計画が閣議決定された。同計画では、「現在及び将来の国民一人ひとりの Well-being、生活の質、経済厚生向上」等を目的とし、脱炭素、循環経済、自然再興等の施策の統合・シナジー等の政策展開を行う旨規定されている。

国においては、同計画についてあらゆる機会を通じて広く国民への普及に努め、地方公共団体と緊密な連携の下、各種施策を展開すること。

1 総合的な廃棄物・リサイクル対策の推進、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行について

（1）「第5次循環型社会形成推進基本計画」等に基づく諸施策の充実

昨年8月、「第5次循環型社会形成推進基本計画」が、～循環経済を国家戦略に～の副題のもと、閣議決定された。本計画では、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、地方創生の実現にも資するサーキュラーエコノミーへの移行を前面に打ち出すとともに、循環経済への移行を進めるに当たって大前提となる廃棄物の適正処理について、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から厳然として不可欠であるとされている。また、昨年12月には「サーキュラーエコノミーへの移行加速化パッケージ」が取りまとめられ、新たな資源循環の環を構築する具体的な施策が示された。

循環型社会の形成に向けて、国、都道府県、市町村等が役割分担の下、施策に取り組むことが必要であり、特に大きな役割を果たしている地方公共団体に対する支援を強化するなど、諸施策の充実を図ること。

（2）不適正ヤード対策

再生利用を目的として回収された金属スクラップや使用済プラスチック類等の再生資源物について、資源の国内循環を促進していくため、本年2月に設置した中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度小委員会（以下「廃棄物処理制度小委員会」という。）における議論も踏まえ、不適正ヤードにおいて火災等の生活環境保全上の支障が発生しないように屋外保管及び処分に関する基準を設けるとともに、悪質な事業者への抑止力の確保のため、厳罰を科すことができるよう、新たな法整備を行うこと。

なお、法整備を行う際は、地域の実情に応じて既に制度を設けている地方公共団体の独自施策を踏まえた内容となるよう十分に配慮すること。

（3）PCB廃棄物の期限内処理

PCB廃棄物の処理については、廃棄物処理制度小委員会での議論も踏まえ、安全性を確保するとともに、期限内処理に向けて以下のとおり実効性のある処理促進策を実施すること。

ア 高濃度PCB廃棄物の処理事業については、地元の理解と協力の下に成り立っていることを踏まえ、地元自治体の負担に配慮し、一日も早く完了できるよう、政府は一丸となって取り組むこと。

- イ 「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に係る事務の執行及び高濃度PCB廃棄物等の適正処理に係る指導等に必要な経費について、確実に財政措置を講ずること。
- ウ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設閉鎖後に発見された高濃度PCB廃棄物への対応について、安全かつ確実に処理できる体制を速やかに整備すること。また、新たに発見された高濃度PCB廃棄物を処分する際には、事業者に対する処分費用等の支援措置を維持すること。さらに、高濃度PCB廃棄物の処理に係る行政代執行に要した費用の徴収が困難となる場合が想定されることから、代執行を行う自治体に財政負担が生じることのないよう、処理費用だけでなく、代執行及びその後の求償事務に係る人件費も含めた財政的支援を確実に講ずること。
- エ 低濃度PCB廃棄物について、その処理が効率的かつ合理的に進むよう、自治体の指導等に要する経費について確実に財政措置を講ずるとともに、実態把握の促進及び処理体制の充実・多様化を図ること。また、期限内の処理を確実に行うことができるよう、調査・処理費用等に対する事業者への助成については、必要な予算を十分に確保すること。さらに、低濃度PCB廃棄物についても、高濃度PCB廃棄物と同様に行政代執行制度の対象とする場合は、代執行を行う自治体に財政負担が生じることのないよう、処理費用だけでなく、代執行及びその後の求償事務に係る人件費も含めた財政的支援を講ずること。
- オ 低濃度PCB使用製品が処分期間の終了後に廃棄物となる場合を見据え、トレーサビリティ確保に向けた仕組み（使用製品の実態を把握するための全国統一的なシステム等）を構築するなど、確実な処理につながる体制を整備すること。
- また、PCB含有が不明なもの、とりわけ、保管事業者が不明・不存在となっている機器等についても計画的に処理が行われるよう国において早急に検討を行うこと。
- カ 微量PCBの混入の可能性を否定できない安定器が報告されていることから、実態把握を早急に行うとともに、処理方針を示すこと。
- キ PCB廃棄物の早期かつ適正な処理の必要性に関して、マスメディア等を活用した積極的な広報・啓発を継続的に行うこと。

（４）災害廃棄物処理体制の構築

大規模な災害の発生に備えるため、廃棄物処理制度小委員会での議論や令和6年能登半島地震等における対応も踏まえ、都道府県を越えた広域処理体制の構築等を国が中心となって積極的に進めること。

（５）大規模不法投棄等への対応

近年の行政機関、事業者等の取組により、産業廃棄物の大規模な不法投棄等の不適正処理案件の新規発生はピーク時と比較すると減少傾向にあるものの、根絶には程遠い状況であり、依然として都道府県等が支障除去において多額の費用と労力を負担している現状にある。

このため、産業廃棄物適正処理推進センターに置かれた基金については、令和5年6月に取りまとめられた「支障除去等に対する支援のあり方検討会中間とりまとめ」を踏まえ、現行制度の改善も含め都道府県の意見が反映された恒久的な制度を構築するとともに、必要額を確保すること。

また、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が令和4年度末で失効したことを受け、同法に基づく環境大臣の同意を得た事業については令和5年度から特定支障除去等維持事業として5年間を上限とする財政支援が開始されているが、生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続させるために都道府県等が実施する事業に対し、継続的な国の財政支援を実施すること。

さらに、産業廃棄物や特定家庭用機器等の不法投棄の防止対策など不適正処理対策の推進のため、排出者責任の徹底や費用徴収方法などについて見直しを図ること。

(6) 違反に対する罰則の強化

産業廃棄物処理基準に違反する行為のうち、特に悪質な行為を行った者に対する直罰規定を設けること。

また、改善命令に違反した者に対しても、十分な抑止力となるよう、罰則規定を強化すること。

(7) ごみ焼却施設等の廃棄物処理施設の更新（循環型社会形成推進交付金の確保・拡充）

平成9年以降のダイオキシン類対策のために、市町村、一部事務組合及び広域連合において、一時期に集中して整備・改修されたごみ焼却施設等の廃棄物処理施設の老朽化が進み、全国的に更新時期を迎えている状況にある。循環型社会形成推進交付金について、国の令和4年度までの予算規模が約1,000億円で推移していた状況から令和5年度に約1.5倍に増加したところであるが、令和7年度以降も中期的に市町村等の要望額の更なる増加が見込まれており、交付金の予算が大幅に不足することが想定される。

交付金の予算不足は、市町村等の廃棄物処理施設の整備計画を遅らせるだけでなく、地域の適正なごみ処理に支障を来すおそれがあることから、市町村等の要望額どおり交付されるよう、確実な予算措置を講じること。

(8) 国民への普及啓発、生産者への働きかけなど3Rの推進

廃棄物の適正な処理に向けて廃棄ルール等に関する必要な情報を周知するなど、広く国民に対して、「3R+Renewable」の普及を図ること。

また、拡大生産者責任の考え方を重視し、生産者が製品の循環的な利用や適正な処分を推進するよう、生産者に対しより一層の取組を働きかけるとともに、必要に応じて各種製品に見合った処理費用の前払い方式やデポジット制度を導入すること。

(9) 太陽光パネルリサイクルの推進

太陽光パネルについては、国が強力に太陽光発電の普及拡大を推進した結果として、発電事業終了後のメガソーラー等の発電設備の放置や不法投棄等が懸念されている。電気設備の保安は国の責任であることから、本年3月になされた中央環境審議会の意見具申を踏まえ、発電事業終了後における使用済パネルの適正処理に向けた法整備を早期に行うこと。また、その法整備に当たっては、発電事業終了後から撤去までの期間においても国が事業者を指導監督する制度とするとともに、廃棄物処理法に基づく代執行ではなく、適正な解体・撤去が行われるようにすること。さらに、マニフェストの発行が太陽光パネルのリユースの妨げに

ならないよう特に留意するとともに、リユースに対してインセンティブを付与すること。

万が一、太陽光発電設備が放置され、緊急的な対処が必要になった場合においても地方公共団体が費用等を負担することがないように、原状回復時の代執行の体制整備とそのための資金確保を図るとともに、リサイクル事業者の育成の推進、リサイクル技術開発、処理ルート of 整備への支援を行うこと。また、ペロブスカイト太陽電池等の次世代太陽電池については、適切なリサイクルが行われるよう技術開発の支援を行うこと。

(10) プラスチックリサイクルの推進

昨年 12 月、プラスチック汚染対策条約の合意が見送られたところであるが、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に貢献する取組を世界の先頭に立って推進していく観点からも、プラスチックごみの削減につながる取組、再生可能資源への転換をより一層進めるとともに、使用済プラスチック等の省CO₂リサイクルシステムを早急に構築すること。なお、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への対応に伴い、プラスチック使用製品廃棄物等の分別収集等に取り組む市町村への支援の充実や、自主回収等に取り組む事業者の負担軽減を図ること。

また、使用済プラスチックを再原料化することで、廃棄物の削減と化石燃料使用の低減により多くのCO₂排出削減が実現できるケミカルリサイクルは、循環経済において大きな役割を果たすことが期待されることから、事業者の技術開発支援や分別・回収を行う市町村への財政援助等の体制づくりを進めるとともに、資源有効利用促進法に基づく識別表示制度の対象拡大や、材質記号のより分かりやすい表示に向け、ガイドライン等の見直しを行うこと。

(11) 食品リサイクル、電気電子機器廃棄物、小型家電リサイクルの推進

本年 3 月に策定された「食品リサイクル法に基づく基本方針」において新たな削減目標が設定されたが、目標達成のためには食品関連事業者による取組の推進とともに、消費者の理解や取組が鍵となることから、国民に向けた分かりやすい普及啓発などに取り組むこと。

また、電気電子機器廃棄物 (E-waste) について、我が国の優れた再資源化技術・設備の活用など資源効率性の向上に取り組むとともに、3R推進や地方公共団体への支援の充実に努めること。

さらに、小型家電リサイクル法が目指す「都市鉱山」の更なる開拓に向けて、認定事業者から回収を受託した宅配業者が「ネットワーク内の協力会社へ再委託」できる仕組みを構築するほか、宅配業者の参入を促進するため、当該宅配便のネットワークにおいて適正処理が担保される等の一定の要件を満たすときは、認定事業者の作成書類の簡略化、宅配業者の表示義務の免除、再委託時の認定事業者からの承諾を不要とするなど、宅配便の広域ネットワークを活用した回収・処理を進展させるための仕組みづくりを行うこと。なお、仕組みづくりに当たっては、離島等の条件不利地域が不利益を被らないよう配慮すること。

(12) 再資源化事業等高度化法の適正な施行

本年 2 月に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が一部施行され、再資源化事業等の高度化に係る計画の認定を受けた事業者に対して、廃棄物処理法の特例が適用されることを踏まえ、当該事業者等に対して都

道府県が改善命令、措置命令等を行う事態となることのないよう、国において立入検査などにより十分な指導を行うこと。

また、特定産業廃棄物処分業者からの国への報告内容については、地域の資源循環を促進する上で貴重なデータであるため、都道府県に対し詳細なデータを提供すること。

2 海洋ごみ対策等の推進について

(1) 海洋ごみ対策

海洋ごみ対策は、国際的な対応を含め、国が責任を持って取り組むべき問題であり、最終的な処理責任の所在が国であることを明確にした上で、海岸漂着物等（漂流・海底ごみも含む）の回収・処理ルールを確立すること。

その上で、海岸漂着物等の回収・処理及び普及啓発等の発生抑制対策への支援制度については、十分な予算を確保するとともに、地方公共団体が大量の漂着物を処理した場合も含め、国の全額負担による恒久的な財政支援制度に改善すること。

また、プラスチックごみ等の陸域から海洋への流出防止のため、河川ごみの回収・処理を支援する新たな制度を創設すること。

なお、地域的な対策を地方公共団体が行う場合にあっては、海岸漂着物等の回収・処理等の各段階における都道府県と市町村の役割分担を明確にし、地方公共団体に混乱が生じないように対応策を講ずること。

さらに、世界的にも問題となっている海洋環境におけるマイクロプラスチック（微細なプラスチック）を含むプラスチックごみについては、生態系に及ぼす影響が懸念されることから、その実態解明と発生抑制対策を早急に講ずること。

(2) 放置艇対策

適切な場所に係留・保管されていないプレジャーボートを中心とした放置艇及び不要となったが適切に処分されない沈没船が、荒天時の転覆や油の流出を引き起こし、問題を更に深刻化させることが懸念されるため、船舶の保管場所確保を義務付ける制度や船舶購入時に所有者があらかじめリサイクル料金を負担する廃船デポジット制度の創設など、環境整備に係る仕組みを早急に構築し、実効性の高い放置艇対策を推進すること。

3 生物多様性保全対策等の推進について

(1) 生物多様性の保全等

生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）で採択された新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」及びこれを踏まえて策定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」に掲げられた取組を進めるため、各地域においても国と連携・協働して総合的な対策が推進できるよう、生物多様性地域戦略の改定及びそれに基づく生物調査並びに「30by30」目標の達成に向けた取組等に地方交付税措置を含めた必要な支援を行うこと。

特に、本年4月に施行された「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」に基づく自然共生サイトの認定等を推進するため地方公共団体が行う取組に対し、必要な支援を行うとともに、マッチングなどを通じて地域における民間企業等の生物多様性保全の取組を促進すること。

また、生物多様性の危機が続く中で、施策立案の基礎となる科学的基盤の強化及びデータの標準化やオープンデータ化による利便性の向上を図るとともに、生物多様性の価値の定量評価手法を確立するなど地方公共団体における政策や民間企業の意思決定に活用できる仕組みを国として整備すること。そのほか、種の保存や生態系の保全に関する十分な財政措置を含めた支援を進めること。

さらに、多様な主体による取組が積極的になされるよう、国民や事業者に向けた効果的な広報・啓発活動や継続的な取組に繋がる制度創設を行うこと。

(2) 特定外来生物対策

攻撃性が強く、人体にとって危険な生物であるヒアリをはじめとした特定外来生物の海外から国内への侵入を確実に阻止するとともに、国内への定着防止を図ること。特に、定着国等からの貨物により侵入する可能性が高いことから、海外での貨物輸出時における防除が徹底されるよう関係国、関係者に働きかけること。

また、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の改正に伴い、都道府県や市町村等の役割が規定されたため、防除の判断基準や効果的な防除方法を明確に示すこと。

さらに、地方公共団体が講じる特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のための措置等に対し、十分な財政措置を講ずるとともに、防除対象種の繁殖期や生態を踏まえ、地方公共団体が効果的・効率的な防除を実施できるよう国の交付金事務の迅速化及び柔軟な運用を図ること。

(3) 野生鳥獣対策

野生鳥獣による高山植物の食害等の自然生態系への影響や市街地に出没することによる人身被害も発生していること、また、昨年4月にクマ類が指定管理鳥獣に追加されたことを踏まえ、指定管理鳥獣対策事業交付金や特別交付税措置を一層拡充するとともに、年度の変わり目に事業が途切れることのない交付金の運用、生活被害・人身被害の防止及びその対応に不可欠な人材の確保・育成並びに体制の維持への支援、生息実態調査への支援、狩猟等の安全対策の強化など、なお一層の鳥獣対策の充実・強化を図ること。特に、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」の施行に当たっては、本年7月8日に公表された「緊急銃猟ガイドライン」の運用について周知・徹底を図るなど、事前準備や安全面の確保を含めた緊急時の現場対応が円滑に実施できるよう支援すること。また、国立公園や国有林、防衛省施設用地などにおいては、都道府県の鳥獣管理施策と一体的に進めること。

(4) 国立・国定公園の受入れ環境の上質化、自然公園の施設整備等

関係人口の創出や地域の暮らしの再建の観点からも、国、都道府県及び市町村や民間事業者等関係者が一体となって国内外からの誘客を更に推進していく必要がある。そのため、景観を著しく損ねている廃屋の撤去や電線類の地中化をより一層促進し、美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光の推進を図るため、国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業等のハード事業や国立公園における感動体験・アドベンチャートラベル創出事業等のソフト事業において、対象に国定公園を加え、長距離自然歩道等のロングトレイルとの連携を強化

するなど、受入れ環境の上質化に向けた対策を推進すること。

また、自然公園については、その豊かな自然や景観等が地域の重要な観光資源であることに加え、2030年の30by30達成に向けて、今後自然公園の新規指定や大規模拡張が進められ、これまで以上に施設整備が必要となることなどから、地方公共団体が行う自然公園の施設整備に対し、自然環境整備交付金の充実など積極的な財政支援を行うこと。加えて、自然災害の激甚化・頻発化により、利用施設等の被害が増加していることから、既存施設の防災・減災対策や新規施設の整備等にも積極的に財政支援を行うこと。

さらに、官民連携の取組を一層加速し、自然公園の積極的な活用を進めるため、先進事例の共有や技術的な助言などにより都道府県の取組を支援すること。

4 有機フッ素化合物（P F A S）対策の推進について

有機フッ素化合物（P F A S）は、その性質から様々な用途に使用されてきたが、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約においてその一つであるP F O S、P F O A及びP F H x Sが規制対象とされたほか、令和5年12月には国際がん研究機関（I A R C）が発がん性分類においてP F O Sの分類をグループ2B（ヒトに対して発がん性がある可能性がある）に、P F O Aの分類をグループ1（ヒトに対して発がん性がある）に位置付けるなど、環境や食物連鎖を通じて人の健康等に影響を及ぼす可能性が指摘されている。

国では、昨年12月に全国の水道におけるP F O S及びP F O Aに関する調査結果をとりまとめ、公表したほか、令和7年6月30日に省令等を改正し、令和8年4月からP F O S及びP F O Aを水道法における「水質基準」に引き上げ、水道事業者等に定期的な水質検査の実施や濃度が基準を超えた場合の改善を義務付けることとした。

一方、P F A Sの健康影響に関する科学的知見や存在状況、分析方法及び対策技術の情報等は未だ十分とはいえないことから、国民の健康影響等への不安を払拭するには至っていない。

また、米国では昨年4月に飲料水中のP F O SとP F O Aなどについて、日本の水道水における暫定目標値を大幅に下回る規制値が定められたと承知している。

こうしたことを踏まえ、以下の取組により、国の責任においてP F A S対策の更なる充実・強化を図ること。

- （1）公共用水域・地下水の水質調査や浄水場への高度浄水処理設備の設置など地方公共団体等が行う取組に対し、十分な財政措置や技術的支援を講ずること。
- （2）引き続き国内外の健康影響に関する知見の集約に努めるとともに、血中濃度と健康影響の関係性の研究を推進するなど、人への影響を早急に明らかにし、得られた知見について、速やかに情報提供すること。
- （3）水道水、公共用水域及び地下水に係る調査結果の一体的な解析・研究を進め、環境中の挙動を解明するとともに、健康への影響に係る知見に応じた公共用水域及び地下水に係る評価指標の取扱いを早急に確立すること。

- (4) 水道水や環境中で PFOS 及び PFOA による汚染が発見された場合における排出源特定のための調査や汚染の拡散防止策、水道水における浄水過程での効率的な除去方法、浄水処理によって生じた PFOS 及び PFOA が含まれる廃棄物の適切な処理方法等について、具体的な方法を早急に示すこと。
- (5) 土壌汚染の状況を踏まえ、土壌に係る評価指標及び土壌汚染対策（未然防止及び浄化対策）の検討を進めること。また、令和 5 年 7 月に示された土壌中の PFOS、PFOA 及び PFHxS の暫定測定方法の精度の検証等を引き続き行った上で、測定方法を確立すること。
- (6) 地方公共団体が実施する調査において公共用水域や地下水の PFOS 及び PFOA による汚染が人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれが確認された場合において、その周辺の事業場・工場の設置者や土地所有者等（以下「事業場の設置者等」という。）が、排出源特定のために国や地方公共団体が行う調査に協力する制度を構築すること。さらに、排出源であった場合に、事業場の設置者等が浄化対策やばく露防止対策を行う制度の構築を検討すること。また、事業場の設置者等が実施する地下水等の調査において、汚染が確認された場合に地方公共団体への迅速な報告を促す制度の構築を検討すること。
- (7) 地方公共団体が実施する排出源の特定調査において、排出源の候補として米軍関連施設が考えられる場合には、日本政府として米国側に必要な情報開示を強く求めるなど、調査に協力すること。
- (8) PFAS の農畜水産物への蓄積の状況とメカニズム及びそれを介した人への影響を早急に明らかにし、必要な対策を講じること。また、調査に関連する情報の発表に際しては、農畜水産物に対する過度な不安や風評被害が生じないように、十分に配慮すること。
- (9) 泡消火薬剤が設置されている設備の点検を強化させるなど漏出事故の防止に向けた取組を進めるとともに、消火器・泡消火薬剤等の交換に要する費用支援制度を創設することなど、PFOS 等による環境汚染を未然に防止する取組を加速すること。

5 大気環境保全対策の推進について

(1) PM_{2.5} 対策

微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、生成メカニズム等の高度な解析による総合的かつ広域的な対策、越境大気汚染に対する技術協力の強化、常時監視体制の整備のための都道府県の負担についての必要な支援、疫学的知見の収集、国民に対する幅広い情報発信といった対策を着実に実施し、国民の健康への不安の解消を図ること。

また、大陸からの黄砂の飛来や火山の噴火などによる広域的な PM_{2.5} 濃度の上昇に対しては、地方公共団体が個々に注意喚起を行うのではなく、国が気象情報とともに国民に情報提供を行うよう、「注意喚起のための暫定的な指針」の見直しを行うこと。

(2) 光化学オキシダント対策

光化学オキシダント濃度の上昇要因については、大陸からの汚染物質の影響などが示唆されていることから、地方公共団体の試験研究機関や大学などとの連携を強化し、原因解明のための調査研究を更に進めるとともに、国際的対応も視野に入れた対策を早急に講ずること。

(3) 自動車排出ガス対策、給油所対策

自動車NO_x・PM法に基づく施策等総合的な自動車排出ガス対策を継続するとともに、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM_{2.5}）の原因物質の一つとされる自動車燃料蒸発ガスの低減については、給油所側での対策が着実に進むよう「大気環境配慮型SS認定制度」の普及拡大など、財政支援を含め必要な措置を講ずること。特に、都心部に多く設置されている懸垂式の給油機について、燃料蒸発ガスの回収に対応する機器の導入を促進するため、メーカーに更なる技術開発を促すなど必要な措置を講ずること。

6 アスベスト対策の推進について

今後、アスベストが使用された可能性のある建築物の大量解体が見込まれている中、令和3年4月の改正大気汚染防止法の施行に伴うレベル3のアスベスト含有建材の規制対象への追加により、立入検査等を行う都道府県の役割は一層大きくなっている。そのため、「アスベスト問題に係る総合対策」の計画的な推進を図るとともに、以下の対策により、国の責任においてアスベスト対策の更なる充実・強化を図ること。

- (1) アスベスト対策を専門とする人材の一層の育成・確保を図ること。特に、建築物石綿含有建材調査者の育成については、関係省庁と連携を図り推進するとともに、建築物石綿含有建材調査者等による事前調査の実施が令和5年10月1日から義務付けられたこと、また、工作物についても令和8年1月1日から義務付けられることを広く周知すること。
- (2) 地方公共団体に対して、石綿漏えい監視等に関する技術講習会等の実施に要する費用に対する十分な財政措置を講ずること。また、石綿事前調査結果の確認に要する職員の人件費や、石綿含有建材の分析体制の整備など立入検査に要する経費に対しても十分な財政措置を講ずること。
- (3) 事前調査結果報告システムは令和7年3月17日に改修版がリリースされたが、一部地方公共団体の意見を十分に反映したものとはなっていないため、地方公共団体や事業者の意見を十分に反映し、使いやすいシステムに改修すること。
- (4) 災害時のアスベスト飛散・ばく露防止対策については、能登半島地震等、近年の大規模災害時における課題を踏まえ、迅速に実施できる体制が構築されるよう、地方公共団体への支援を行うこと。

- (5) 建築物等の吹付材以外も含めたアスベストの有無についての事前調査やその除去等を促進するため、建築物の所有者等に対する助成制度を創設すること。また、事前調査方法について、必要な設計図書等がない場合も、事業者が的確に事前調査を実施できるよう、具体的かつ現実的な方法を示すこと。
- (6) 中皮腫などの石綿による健康被害については、発症まで 40 年程の期間があるとされていることから、令和 2 年に改正された大気汚染防止法に基づく取組の効果は短期間では現れにくいものと考えられる。
- このため、「アスベスト問題に係る総合対策」における国民の不安への対応の観点から、改正大気汚染防止法の施行により期待される効果を合理的に説明できるよう都道府県等に情報提供を行うとともに、中・長期的な視点で改正法の遵守の重要性とその期待される効果について、国民への丁寧な周知を行うこと。
- また、他法令における石綿対策に係る情報についても整理し、分かりやすく国民や事業者に周知すること。
- (7) 石綿健康被害救済制度の充実を図るとともに、中皮腫などアスベスト関連疾患の診断や治療法確立に向けた研究・開発を推進すること。この際、制度の見直しが生じた場合は地方公共団体に費用負担を求めないこと。
- (8) アスベスト対策の推進に当たっては、石綿障害予防規則、大気汚染防止法、建設リサイクル法、廃棄物処理法等を所管する各省庁で連携を図り、縦割りの弊害のない仕組みとすること。

【エネルギー関係】

1 資源エネルギー対策の推進について

(1) エネルギー政策の総合的、計画的推進及び国民的合意の形成

エネルギーが、国民生活や経済活動に欠くことのできない重要な基盤であるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことに鑑み、エネルギー政策については、本年2月に閣議決定された地球温暖化対策計画、第7次エネルギー基本計画及びGX2040ビジョンに基づき、安全・安心の確保を前提とし、総合的なエネルギー安全保障の強化、再生可能エネルギーの大幅な増加や水素等の普及・導入拡大などネット・ゼロ（カーボンニュートラル）に向けた世界の動向を踏まえ、国内外における対策を総合的、計画的に推進すること。

また、エネルギー政策の推進に当たっては、あらゆる技術や資金等を有効に活用しながら、地球温暖化対策の推進等に留意し、地方の意見を十分に反映させ、国民の理解と合意を得られるよう最大限の努力を払うこと。

(2) 電力システムの適切な運用

電力の低廉かつ安全で安定的な供給を大前提とした上で、新電力事業者の公平な市場参加を図るため、市場に影響を与える情報の共有を図るとともに、ベースロード電源の市場への供出について引き続き適切な運用を図ること。

(3) 電源立地対策の推進

電源地域の恒久的、広域的、自立的な振興や安全確保を図るため、各省庁が一体となって生活環境や産業基盤の整備、安全対策等を推進すること。

また、電源三法等による交付金制度については、既存の交付地域に対する交付水準を確保した上で、対象地域を原子力災害対策重点区域まで拡大するとともに、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図ること。

特に、原子力立地給付金は、発電用施設等の立地地域及び周辺地域の住民等に直接交付を行うことができる給付金であり、発電用施設等の設置及び運転の円滑化を図る上で重要な制度であることから、対象地域について、原子力災害対策重点区域まで拡大するとともに、給付額についても、大幅に増額することにより、対象地域の住民及び企業等に対する還元策として十分な水準となるよう、現行制度の見直しを行うこと。

さらには、再生可能エネルギー導入拡大においても、発電施設の設置や運転に係る地元の理解や協力が必要であることから、洋上風力発電などの再生可能エネルギー発電施設に対する新たな交付金制度の創設等、立地自治体に対する財政支援を検討すること。

併せて、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の対象地域を原子力災害対策重点区域まで拡大するとともに、「振興計画」に基づく事業については、対象事業の拡充や補助率の嵩上など特別措置の充実・強化を図ること。また、原子力発電所の廃止措置が行われる関係地方公共団体が新たな産業や雇用を創出できるよう、廃止措置完了までの財源の確保、また長期停止等に伴う経済停滞に対する財源を確保すること。

(4) 地方公共団体における温室効果ガス排出量算定のための情報開示等

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項の地方公共団体実行計画の策定や温室効果ガス排出量算定等に用いるため、電力の完全自由化に伴い把握できなくなった小売電気事業者ごとの都道府県別及び市町村別電力需要実績等の情報について、国の主導により各都道府県及び各市町村へ開示する仕組みを構築すること。

また、当該実績を開示できない場合は、小売電気事業者ごとの当該実績を踏まえた各都道府県域及び各市町村域の電力排出係数を開示すること。

さらに、再生可能エネルギー等の立地地域のネット・ゼロ（カーボンニュートラル）への貢献を明らかにするため、既設分も含めた再生可能エネルギー等によるCO₂削減効果を適切に反映する指標等を整備すること。

(5) 再生可能エネルギーの導入拡大

再生可能エネルギーは地球温暖化対策に加え、エネルギー自給率向上や災害に強い「自立分散型電源」確保の観点からも重要であるため、国民、事業者、地方公共団体等と緊密に連携しながら、「2040 年度におけるエネルギー需給の見通し」で示された 2040 年度の電源構成に占める再生可能エネルギー比率 4 ～ 5 割の導入を視野に、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づくFIT・FIP 制度の適切な運用・制度設計、情報開示の徹底、各地域の創意工夫を活かした再生可能エネルギー発電設備の優先接続、事業者及び使用者双方の負担軽減を図るための税財政上の措置の拡充、事業者による適正な管理の一層の推進、発電コストの低下や安定供給のための技術開発の積極的な推進、固定価格買取期間満了後の事業継続・再投資の促進等の措置を講じ、引き続き導入拡大を最大限加速させること。

特に、広域系統長期方針（マスタープラン）及びGX実現に向けた基本方針に基づき、全国規模での系統整備や海底直流送電の整備を着実に進めることに加え、蓄電池や水素等による余剰電力の貯蔵及び調整手段の構築にも取り組むこと。

また、FIT・FIP 制度対象外の再生可能エネルギーについても、導入拡大に向けた支援措置を拡充すること。

さらに、「GX2040ビジョン」で示された脱炭素電源などのクリーンエネルギーが豊富な地域に企業を呼び込むことを通じた、新たな産業集積の構築に向けて、GX産業の立地が促進されるよう、具体的な支援策を早期に構築すること。

(6) 再生可能エネルギーの地域との共生

発電設備の設置に当たっては、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化するなどの問題が全国的に生じていることから、地元自治体の意見が適切に反映される仕組みを早期に構築すること。

引き続き事業者が環境保全対策を十分に行わずに設置を進めることや、地域住民の理解を得ずに設置を進めること、事業完了後に撤去されずに放置されることなどのないよう、条例を含む関係法令等に係る必要な手続の完了を適時適切に確認するなど、国が責任を持って事業者を指導するとともに、地域住民からの理解を円滑に得るため、利益還元を行う仕組みを創設すること。

また、再生可能エネルギーを活用した発電設備が安全かつ長期安定的に稼働されるよう、風水害等に備えた設置者による対策の徹底を図るとともに、再エネ特措法に基づく太陽光発電設備の廃棄等費用の外部積立制度を透明性・実効性の高い制度とするほか、本年3月になされた中央環境審議会の意見具申を踏まえ、同

法に基づかない設備（オフサイトP P A等）の廃棄等費用の確保に法整備も含めて取り組むこと。

さらに、太陽光発電以外の発電設備についても、同法の廃棄等費用の外部積立制度の対象とすること。

（７）再生可能エネルギー等の地産地消の確立

新たなエネルギー政策の具体的な推進に当たっては、地域からの成長戦略の展開に向けて、全国各地域への波及効果の高い仕組みづくりに取り組むこととし、地域に広く賦存する再生可能エネルギーについて、地域社会との共生が図られ、地域に根ざしたエネルギー資源となる「再生可能エネルギー等の地産地消」の確立を目指し、地域の事業者等が安心して再生可能エネルギー等の事業に投資することができるようにすること。

また、地域新電力が地方創生の担い手としての役割を果たしていけるよう、「卸電力市場」や「容量市場」及び「需給調整市場」の制度設計の見直しをはじめ、その規模に応じた地域の再生可能エネルギー由来の電気を開発・調達することができる環境を整えるため、地域の意見を踏まえた規制緩和や必要な法整備、ガイドラインの策定、より細分化した価格・調達区分の設定を行うなどの支援策を講じること。

さらに、政府が目指す成長志向型カーボンプライシング構想の具体化に当たっては、再生可能エネルギーが持つ環境価値が地域で活用され、「非化石証書」の取引がより一層円滑に行われるよう制度設計を見直すなど、温室効果ガスの排出抑制を最大化する効果を発揮でき、地域経済の成長促進につながるものとなるよう、検討を進めること。

加えて、地域における長期・安定的なエネルギーとして活用していくため、蓄電池等を組み合わせた自家消費の推進や、地域資源であるバイオマス燃料の安定確保、特に、生産能力から供給力が限られる木質バイオマスについては、現実的に持続可能な供給のための環境整備を図るとともに、地球温暖化対策推進法による認定地域脱炭素化促進事業の創出に向けたインセンティブ等の強化を図ること。

（８）水素エネルギー普及・導入拡大の加速化

「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の目標達成に向けて、水素エネルギーの全国的な普及・導入拡大を加速させるため、水素の製造から貯蔵・輸送、利用にいたるサプライチェーン構築を見据え、昨年10月に施行された水素社会推進法等に基づき以下について積極的に取り組むこと。

- ア 水素保安戦略に基づく規制見直し、技術開発や実証研究の更なる推進
- イ 燃料電池自動車・バス・トラック・フォークリフトなどの導入促進に向けた支援の継続・強化とともに、導入後の負担増に対する支援。特に、モビリティにおける水素利用の中核となる水素ステーションの普及を全国的に促進するため、その整備・運営等に対する支援の強化とともに、保安距離規制や障壁の基準見直し等の更なる緩和、また、補助金交付までの多額の立替払いが負担となる中小企業の円滑な資金繰りに資する分割払い等の対策
- ウ 水素パイプライン等のインフラの整備の推進及び2030年度以降の水素等の本格的な需要拡大に応えるサプライチェーン構築のための支援
- エ グリーン水素をはじめとするCO₂フリー水素や副生水素の利活用などについて、広域的かつ戦略的な取組を推進する自治体との十分な連携及び財源措置

(9) 海洋エネルギー開発の推進

新たなエネルギー資源として注目されるメタンハイドレートに関しては、日本海沖や太平洋沖での調査や採取技術の開発を推進するなど、日本周辺海域における海洋エネルギー資源の実用化に向け、調査研究成果の評価や有望技術の特定を踏まえた生産システムの検証などの取組を一層加速化させること。併せて、資源開発が行われる地元に経済的メリットが還元される仕組みづくりを検討するとともに、地元の技術・人材の活用を促進すること。

また、海洋再生可能エネルギーのうち、洋上風力に関しては、再生可能エネルギーの主力電力化に向けた切り札として、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」が改正され、発電設備の設置可能海域が、現行の領海内から排他的経済水域（EEZ）内まで広がるなど、導入促進に向けた動きがある一方で、インフレや円安等の影響により、洋上風力を取り巻く環境は厳しさを増していることを踏まえ、事業が着実に実施されるよう、事業環境の安定性を担保する取組を講ずること。国では、次の公募以降の案件について、物価変動の40%まで売電価格に反映できるようにするとともに、既に発電事業者が選定された案件についても、事業者が公募占用計画の変更申請を行い、保証金を積み増すことで、変更申請後からの将来的な物価変動を反映できることとしたが、インフレや円安等の影響をより強く受けている既存案件においては、一部の事業者が事業計画の見直しを公表している状況であり、国の主導のもと、公平性を考慮しつつ、支援が十分かどうかについても検討の上、すべての既存案件が確実に完遂するよう取り組むこと。

また、洋上風力発電に適した海域の選定や系統の確保など、案件の形成については、地域の意向を踏まえ、国の主導で確実に推進するとともに、地方公共団体が既に設定している候補海域や、漁業及び環境への影響、世界遺産等の価値に関わる生態系や景観上の影響等に十分配慮すること。併せて、回遊魚の取扱いや意見を聴く漁業者の範囲の明確化、船舶の航行ルールなど自治体単独では解決困難な課題については、国が主体的に関与し、その解決を図ることなどにより、同法に基づく促進区域の早期指定に向けた自治体の取組を支援すること。また、県域を越えて存在する利害関係者との調整や、発電設備への固定資産税課税のための公有水面に係る市町村境界の決定方法検討などに、主体的に取り組むこと。

さらに、洋上風力発電の基地港湾について、事業コストを削減するため、より計画地に近接した港湾を指定し、事業の進捗に合わせ整備すること。

(10) エネルギーに係る多様なインフラ整備

災害リスクに備えた強靱な国土形成を進めるため、以下の取組をはじめとしたエネルギーに係る多様なインフラ整備や広域的な燃料供給体制構築に向けた取組について、法制度の整備を含め、国として主導的な役割を果たし、積極的に実施すること。

ア 地域間連系線等の広域的な電力系統の強化

イ 天然ガスの広域的なパイプライン網整備、タンクローリー輸送に対するLNG輸入基地の第三者利用、国家備蓄対象化及び枯渇ガス田の利用

ウ 石油製品の国家備蓄分散化

エ V2Xシステムの普及など、電気自動車や燃料電池自動車の災害時活用を可能とするインフラの構築

オ カーボンニュートラルコンビナート及びカーボンニュートラルポート整備

(11) 木質バイオマス発電所における安全確保・需給バランス確保

木質ペレット等によるバイオマス発電所において、燃料種別に応じた安全対策が講じられるよう事業計画策定ガイドライン、技術基準等の改正を行うこと。併せて、バイオマス発電施設設置者に対し、保守点検や維持管理について厳しく指導を行うこととし、事故発生時の事業者の対応の中に、地元の安全・安心を担保する仕組みを義務付け、地域と共生した発電事業を行うよう電気事業法を改正すること。

また、近年、地域の供給力に見合わない木質バイオマス発電所が乱立し、数年後に発電所が稼働停止するなどの事案が見られることから、現実的に持続可能な供給体制を担保した計画であるか等、燃料供給の実現性を精査の上、認定すること。

2 電力需給対策等の推進について

(1) 電力供給力の確保

国民生活の安定向上や経済活動の維持・発展に必要な電力を安定的に確保するため、発電設備の新設、改修、復旧等、電力供給力の十分な確保に向けた対策を講じること。

加えてLNGの安価な調達、シェールガス輸入等により、環境にも配慮した電力の低廉な供給を確保すること。

(2) 実効性のある節電対策の実施

国民、事業者等が、過度な負担なく継続的に省エネ・節電を進めていくため、国民、事業者等の最大限の理解と協力を得られるよう、地方公共団体と緊密な連携のもと、節電の必要性について、積極的な啓発活動を行うこと。加えて、国民生活や経済活動への影響に十分配慮し、ネガワット取引、時間帯別料金制等の節電に向けたインセンティブとなる電気料金制度の見直しなど、財政的支援や技術的支援など具体的な取組を行うこと。

(3) 省エネルギー対策の推進

エネルギーの効率的な利用が重要な課題であることを踏まえ、省エネルギー機器やエネルギー・マネジメント・システム、コージェネレーション・システムの導入、ZEB・ZEH等建築物のネット・ゼロ・エネルギー化の実現に対する支援を継続・強化すること。

(4) 電力の需給状況及び需給ひっ迫等に係る情報の確実かつ広範な周知

電力の供給量及び需要量の見通しについては、確定値に近い数値だけではなく、発電設備ごとにどのような想定のもとで推計したのかも含め、国として、時間的余裕をもって、具体的かつ詳細に情報公開すること。

また、需給ひっ迫の度合いを示す需給ひっ迫警報、需給ひっ迫注意報及び需給ひっ迫準備情報の発令・発信に際しては、国が責任を持ってあらゆる手段を講じて確実かつ広範に周知を行うなどにより、広く国民、事業者等に対して電力需給のひっ迫度合いを伝達すること。

(5) 需給ひっ迫時に求める具体的な節電行動の周知・徹底

需給ひっ迫警報、需給ひっ迫注意報及び需給ひっ迫準備情報の発令・発信に伴う節電要請に当たっては、電力需給のひっ迫度合いに応じた節電目標と取組及びその効果について、国民、事業者等に対して、具体的かつ分かりやすく示すこと。

(6) セーフティネットとしての計画停電の準備状況等の情報提供

国が検討しているセーフティネットとしての計画停電は、国民、事業者等による相当の事前準備が不可欠であることから、社会経済活動への影響を極力抑えるため、事業者等が計画停電への備えに着実に取り組めるよう、一般送配電事業者における計画停電の詳細や準備状況について、速やかに情報提供すること。

【災害対策・国民保護関係】

未曾有の大災害となった東日本大震災から 14 年が経過し、この間も熊本地震や平成 30 年西日本豪雨、御嶽山の噴火、そして令和 6 年能登半島地震など、大規模な自然災害が頻発し、様々な課題や教訓をもたらしている。

また、南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの国難レベルの大規模地震の切迫性が指摘されており、頻発化、激甚化が進む風水害、地域への深刻な影響が懸念される火山と原子力災害、国際情勢の悪化に伴う武力攻撃事態への不安の高まりなど、危機管理・防災対策の強化は喫緊の重要課題である。

こうした状況を踏まえ、国、都道府県、市町村、事業者、住民等全ての主体による総力を結集し、あらゆる災害や危機事象に対応できる国を創り上げることができるよう、特に以下の事項について、実効性ある施策を講じること。

1 大規模災害に備えた防災体制の強化

(1) 災害の予防から復旧復興までの一連を見据えた防災体制の強化

大規模災害から国民の生命・財産を守るため、専任の大臣の下で、関係省庁の対策や対応を統括し、災害への備えから復旧・復興までの一連の対策を主導する体制を整備するとともに災害時には、蓄積したノウハウを地方自治体に還元できるような組織体制づくりを行い、防災・減災対策と国土強靱化を強力に推進すること。

より良い復興（創造的復興）の実現に向け、ソフト・ハードの両面から、地方において主体的、計画的に事前復興に取り組むことができるよう、法整備や制度設計を検討するとともに、新たな財政支援制度を創設すること。

現行の防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策を大きく上回る予算・財源を通常予算とは別枠で各年度において確保するとともに、次期対策計画期間の初年度となる令和 8 年度は、令和 7 年度補正予算として速やかに措置するなど、円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講ずること。

国土強靱化の推進に必須の緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債、及び防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債について、期限の延長や内容の充実を図るとともに、確実な財源措置を行うこと。

また、令和 8 年 3 月 31 日に期限が切れる「地震防災対策特別措置法」第 4 条の適用期間を延長すること。

自治体が主体的に復興に取り組める財政支援制度等の確立に向け、復旧・復興に係る法令上の整備を検討すること。

(2) 災害リスクの高い地域への対策

法令に基づく「特別強化地域」や津波・土砂・火山等の「警戒区域」、「ゼロメートル地帯」など、被災リスクの高い地域において、居住誘導の観点も含めた緊急性の高い対策に重点的に取り組めるよう、既存支援制度の充実も含めた財政支援を強化すること。

(3) 消防防災力の強化

消防防災力の強化に関する取組の着実な実施のために必要な財源を確保すること。

特に、緊急消防援助隊は、本年の岩手県大船渡市における林野火災や昨年の能登半島地震等の大規模災害に際し、被災地へ速やかに出動するなど、消火や被災者の救助において大きな役割を担っており、大規模な被害が想定される南海トラフ地震や首都直下地震等においては、緊急消防援助隊による広域応援が特に重要であることから、車両やヘリコプター、資機材の整備など、緊急消防援助隊の充実強化を図ること。

また、活動に従事する消防隊員の安全を確保するため、省力化・無人化に向けた技術開発や実用化を推進すること。

(4) 救える命を救うための災害時保健・医療・福祉体制の強化

近年の災害の実態や最新の地震被害想定などを踏まえ、病院の耐震化や非常用電源設備、給水設備の整備に対する財政支援や、業務継続計画（BCP）の策定に対する支援を強化すること。

災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、災害支援ナースなど、大規模災害時に必要な保健・医療・福祉の人材を確保するため、全国規模で人材育成を推進し、自治体の取組を財政面、技術面から支援すること。また、安全確保も含めた活動支援体制の強化、被災地の活動や事前の資機材整備、訓練等に係る技術的、財政的支援を充実させること。

(5) 防災DXの推進

避難対策やライフライン対策、応急・復旧・復興対策など、官民における災害対応のあらゆる段階でデジタル技術を活用する防災DXを推進すること。

マイナンバーカードや専用アプリ等、デジタル技術で避難所内外の避難者の把握・管理や避難所運営の効率化を図る仕組みについて、国と全ての自治体のシステムがばらつくことのないよう、全国標準のシステムとして統一化を図るとともに、都道府県域を越えた情報共有にも対応できるデータベース・システムを全国展開すること。また、システムを支えるデータ連携基盤の構築等を進め、自治体がシステムを導入する際には、整備・運用に係る財政支援を行うとともに、専門家の派遣により、システム導入と運用の円滑化を支援すること。

有事にデジタル技術を活用するに当たっては、平時から環境整備に取り組むと同時に、地域住民一人一人がデジタル技術の活用を習慣として身に着けることが重要であることから、有事に備えて平時から活用できるフェーズフリーのデジタルライフラインの整備について、財政支援及び人的支援を講ずること。

避難所の運営や被災者支援、物資の備蓄・輸送管理、建物の被害認定調査、被災地の保健・医療・福祉ニーズの把握など、災害対応に係るシステムの標準化と財政支援の充実を図ること。

国が進める防災デジタルプラットフォームの中核となる新総合防災情報システムについて、多くの機関が参加し、都道府県のみならず、市町村や防災関係機関の情報収集・共有に資する実効性のあるシステムとして整備運用するとともに、地方自治体が同システムに接続する際には、自治体のシステムの改修時期等に配慮し、過度な財政負担とならないよう支援に努めること。

自治体が衛星インターネットサービスの利用に必要な機材等を導入する場合には、ランニングコストも含め、当該経費に対する財政支援を行うこと。

また、自治体の防災関係のシステムの更新、保守・点検などについても地方財政措置の充実・強化を図ること。

(6) 防災備蓄品の全国配備

防災備蓄品について、国が現状把握した上で、自衛隊の防衛装備品と同様に「国主導による全国配備」を一層推進すること。

(7) 国の防災体制の強化について

国の防災体制を強化するための人員の拡充にあたっては、都道府県職員の割愛採用等の仕組で恒久的な制度として創設するのではなく、直接、国家公務員として必要な人材を採用し育成するなどにより、専門的な知識をもったプロパー職員の確保を図ること。

2 災害の特性に応じた多様な災害対策の推進

(1) 防災意識の向上

住民の自助・共助の意識の醸成と、地震・風水害に関する保険の活用や住宅の耐震化、地域の防災活動への参加の促進、要配慮者等への必要な配慮や支援等に向けた普及啓発を強化すること。

また、住民の防災意識の向上に寄与する普及啓発の拠点施設に対する技術的・財政的支援の充実を図ること。

(2) 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策について、駅周辺の滞留など帰宅困難者の状況をリアルタイムで把握するシステムや、外国人や要配慮者への適切な情報提供、要配慮者等の滞在や移送方法など、実効性のある対策の推進に努めること。

帰宅困難者の一時滞在施設について、民間施設の協力が得られるよう、災害時の損害賠償責任の在り方を整理し、周知を徹底するとともに備蓄の推進に係る財政措置を講ずること。

(3) 外国人観光客対策

相次ぎ発生している大規模自然災害における外国人観光客の安全かつ迅速な帰国を支援するため、「Safety tips」などの情報伝達手段の機能強化及び普及促進を図るとともに、宿泊施設に避難している外国人観光客の情報を効率的に集約する方法の検討、帰国を希望する外国人観光客に係る情報を県や国、駐日大使館等が瞬時に共有できるオープン化したプラットフォームの作成など、関係機関との協力体制を構築すること。

(4) 災害時の踏切対策

地震発生後、緊急車両の通行や住民の避難が困難になる事態を回避するため、踏切の早期開放に向けた対策が進むよう、交通事業者への指導や、地方自治体の避難誘導、災害応急活動への技術的支援を行うこと。

(5) 災害に強いまちづくり

建物・構造物等の耐震化や老朽化対策、危険空き家の除却、津波防災地域づくり、液状化と地盤対策、木造住宅密集地域の改善等、災害に強いまちづくりを強力に進めること。

耐震シェルター等の普及を図るため、安全基準の策定や当該基準に適合する製品の認定制度の整備を行うこと。

災害対応の中枢を担う庁舎や避難所となる学校施設、要配慮者を守る社会福祉施設、医療施設、防災拠点となる都市公園等について、更なる耐震化や太陽光発電などの自立・分散型電源及び非常用電源の導入、小・中学校体育館への空調設備新設補助の拡充、高等学校の空調設備整備への支援など、災害の教訓に基づく耐災害性の向上のための対策を推進するとともに、確実な財源措置を行うこと。

ライフラインの耐災害性の強化に向け、上下水道施設の更新・耐震化や、浄水場や下水処理場等の上下水道システムの急所施設、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の耐震化を促進するため、国庫補助率を大幅に上げるなど、財政基盤が小さな上下水道事業を経営する地方自治体等でも積極的に活用できるよう財政措置の拡充を図るとともに、早期復旧を可能とする全国の相互応援体制を確立すること。

さらに、埼玉県八潮市における道路陥没事故を踏まえ、第1次国土強靱化実施中期計画に位置付けられた上下水道の強靱化対策の着実な推進に必要な予算を確保すること。

浸水想定区域内にある医療・福祉・教育文化・子育て支援施設や避難所の浸水被害を軽減するため、嵩上工事や盛土工事など防災対策に必要な費用について、財政措置を行うとともに浸水想定区域外への移転に対する更なる財政支援や地方財政措置の充実・強化を図ること。

指定公共機関による災害に強い電力供給体制を強化すること。ライフラインの停止や復旧活動の状況、復旧見込みなどの情報を、ライフライン事業者と地方自治体が共有し、連携して復旧活動が行える体制を強化するとともに、太陽光発電や蓄電池、電気自動車等を活用した電力供給システム等の普及促進を図ること。

携帯電話基地局の被災による通信断絶に備え、地震発生後も通信が確保されるよう、国及び指定公共機関の責任において、基地局強靱化の取組を進めること。

緊急輸送道路、港湾施設、鉄道施設及び空港施設の防災対策を含め、災害時の輸送体制の整備を図ること。リダンダンシーを確保し、強靱な国土軸の構築のため、特に、高規格道路のミッシングリンクの早期解消、相互に代替機能を発揮する高規格道路と直轄国道等とのダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化などの公共インフラの整備を推進すること。

湾口部、海峡部等を連絡するプロジェクトについては、リダンダンシーの確保等の観点や、国土全体にわたる連結強化の重要性を踏まえ、取り組むこと。

(6) 地域防災の担い手の確保と活性化

地域の防災を担う消防団や水防団、自主防災組織の活動を促進するため、担い手確保に向けた普及啓発の推進や、研修や訓練、資機材整備など自治体による活性化のための取組を財政面、技術面から支援すること。

消防団員や水防団員の確保・育成に向けた財政支援等を強化するとともに事業者に対する被雇用者の消防団・水防団活動への理解と協力を促進する対策の充実を図ること。

(7) 消防防災ヘリコプター等の運航体制の強化

災害時の応急対策に必須となる消防防災ヘリコプター等の運航は自治体にとって大きな負担となるため、機体の導入や維持管理、安全運航に係る財政支援を強化すること。

災害時に損傷した機体や被災したヘリポート等の迅速な復旧への財政支援を強化するほか、出動から早期に到達できない地域の解消に向けた救助・救急体制の強化、航空検査等による運休期間中の代替機体確保など、シームレスな運航体制の整備に取り組むこと。

(8) 孤立地域対策

半島防災推進の観点からも、アクセス道路の防災対策や迂回路の整備、港湾施設の耐震化や航空機の離着陸環境の確保、通信や電気、上下水道のライフライン対策、通信途絶時の情報通信手段の確保、物資や資機材の備蓄の拡充、保管場所の確保や陸・海・空による輸送手段の確保など、孤立地域対策の強化に取り組むこと。

(9) 災害時の死者・行方不明者の氏名等公表

災害時の死者・行方不明者の氏名等公表について、地域によって対応にばらつきが出ないよう、考え方と公表の基準を示すこと。なお、具体的な考え方等を示すにあたっては、地域の実情を踏まえた知事の権限を尊重すること。

(10) 風水害対策

「流域治水」の考え方にに基づき、河川、ダム等の整備、山間部の保水保全、農地、住宅地における治水対策、橋梁等の流失対策、農業用ため池等の防災対策、雨水貯留・浸透機能の確保など、流域全体の水災害軽減策の強化を図ること。

土砂災害対策については、現行制度では対策の対象とならない箇所も支援できるように、新たな制度の創設を検討するとともに、土砂災害の防止・軽減の基本である砂防関係施設の整備による事前防災対策を計画的かつ強力に推進すること。

住民が地域の災害リスクや適切な避難行動を理解し、迅速な避難行動がとれるよう普及啓発を強化するとともに、事前防災行動計画（タイムライン）などの自治体の取組への技術的・財政的支援を充実すること。

線状降水帯の発生予測など、気象観測精度の向上を図ること。また、自治体が迅速かつ適切に避難情報を発令できるよう、情報共有体制の強化や自治体の避難判断、防災気象情報の体系整理への対応も含めた防災行政無線や防災情報システムなどの情報伝達手段の充実・強化等の避難対策への技術的・財政的支援の強化に努めること。

「顕著な大雨に関する情報」などの防災気象情報や、「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」などの避難情報、5段階の警戒レベルなどの趣旨や意味について、住民の理解が進むよう、一層の普及啓発と周知徹底を図ること。

住民の迅速な避難に資する雨量計、河川やため池の水位計、監視カメラの機器更新に対する財政支援を充実させること。

(11) 地震・津波防災対策

南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの国難レベルの大規模地震に備え、巨大地震対策及び津波対策の加速化と抜本的な強化が図られるよう、大規模地震防災・減災対策大綱による具体的かつ実効性のあ

る施策の迅速な実施及び国の応急対策活動の具体計画を踏まえた防災拠点の整備・機能向上に係る予算措置等を図ること。

地震の調査・観測体制の強化を図るとともに、調査が遅れている日本海側及び南西諸島海溝沿いにおける活断層等地震の長期評価や、中部地域等における地域評価を早期に実施すること。

DONET、S-net など、海底地震津波観測網の整備を基に、全ての地域を対象とした広域的な津波予測システムを整備すること。

また、潮位観測施設等の運用終了により、津波監視体制の脆弱化が懸念されるため、潮位観測施設等の維持・増設を図ること。

津波災害警戒区域の指定を含めた津波防災地域づくりに関する普及啓発や、同警戒区域における自治体の警戒避難体制の強化の取組、津波避難施設や広域避難のための活動拠点の整備、操作者の安全確保のための津波防御施設の遠隔操作化、自動化の整備に対する技術的、財政面からの支援の拡充など、最大クラスの津波に対する防災対策の強化を図ること。

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されていないゼロメートル地帯等についても、地域の実情に応じた総合的な防災・減災対策への支援を充実・強化すること。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に伴い、事前避難を実施した場合、災害救助法の適用も含め財政措置を講じること。特に、避難誘導や避難所を開設、運営する市町村の財政負担を軽減するための仕組みを充実させること。併せて、住民、事業者等が正しい理解のもと適切な行動を取れるよう、各主体の的確な役割分担を示した指針等を作成するとともに、地方と協力して丁寧な周知を継続して行うこと。

(12) 火山防災対策

火山調査研究推進本部の機能が十分果たせるよう、火山の観測や情報連絡体制の整備、火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成や継続的な確保、人材活用に係る地方公共団体へのより一層の支援に努めること。

地元に着した火山の調査研究を進め、火山噴火の予測精度の向上等を図る取組を推進すること。

退避壕・退避舎等の避難施設や、溶岩流等を制御する堰堤や避難道路、情報伝達設備などのハード対策、避難訓練の実施・分析などのソフト対策の両面から、財政支援を拡大するとともに、事前防災対策を推進すること。

火山周辺を訪れる外国人や要配慮者への噴火や避難に関する情報の伝達や、地域住民や登山者の避難支援、及び避難状況の把握など、安全確保のための情報ツール等のシステムについて、最新技術を活用した整備・運用など、国や地方公共団体から効果的に情報伝達できる対策や財政支援を講じること。

火山の大規模噴火に係る国主導のハザードマップや広域避難計画の作成、これに基づく国が主体となった訓練の実施等、都道府県境を超えた広域避難対策や、降灰対策について、火山灰の除灰方法、仮置き場の設置、埋め立てなどの最終処分、降灰からの広域的な対応を含めた避難措置など、国が司令塔として、調査研究と実効性のある対策を推進すること。

(13) 雪害対策

近年の豪雪で頻発する高速道路や国道における自動車の立ち往生や、長時間にわたる通行止めを繰り返さないため、発生要因の分析・検証と再発防止策を講じるとともに、除雪体制の強化や情報伝達の迅速化、交通全体のオペレーション改善など抜本的な対策を講じること。

予防的な通行規制を実施する際に、関係機関において情報共有体制を構築するなど、国・高速道路株式会社等の関係機関による広域的な協力体制を一層強化するとともに、不要不急の外出自粛、時差出勤やテレワークの推進、配送計画の見直し等を周知・啓発するなど、大雪時に車両流入を抑制するための国民の行動変容に向けた取組を進めること。

高速道路や主要国道等について、交通規制や積雪などの路面状況、渋滞や滞留時間などの道路交通情報を広域かつ一元的にリアルタイムで物流事業者や運転者に知らせる仕組みを構築すること。

大雪、小雪問わず、除雪業者が経営を維持できるよう最低保証などの制度に労務費も対象に含めること。

ICT を活用した除雪車の導入が必要不可欠であることから、地方の除雪作業の効率化・省人化に向けた取組に対し、更なる財政支援の充実を図ること。

(14) 避難対策

過去の災害における防災気象情報の発信と避難行動の実態を検証し、国や都道府県における市町村への助言の在り方、住民の避難行動につながる情報発信の在り方を整理するなど、避難対策の強化に努めること。

要配慮者の円滑な避難に向けて、避難行動要支援者の個別避難計画や要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成、計画作成や実際の避難を支援する人材の育成、計画に基づく訓練の実施、ICT の活用も含めた避難支援体制の充実に資する技術的・財政的な支援を行うこと。

介護支援専門員等の専門職による参画を法律上の職務とし、財政措置を講じるなど、個別避難計画の策定の促進を図ること。

福祉避難所（一般避難所の福祉スペース及び要配慮者スペースを含む）の十分な確保及び円滑な運営体制確保について支援するとともに、施設や資機材整備等に係る財政上の支援策や専門人材の育成・確保のための支援措置を講じること。

男女共同参画や性の多様性の視点を取り入れた避難所の運営体制が確保できるよう避難所運営等への女性をはじめとする多様な立場の方々の参画推進のため、各種媒体を活用した普及啓発を強化すること。

地域における災害からの広域避難の検討が進められるよう、広域避難の実施基準、学校や企業、地域における対応、避難者情報の把握、広域避難の情報提供の在り方などを整理し、わかりやすく実現可能な広域避難に関するガイドラインの策定を進めるとともに、災害発生前からの避難に関する理解等を促すための普及啓発を強化すること。

避難所の生活環境の抜本的な改善をはじめ、住民の防災意識の浸透を図るため、防災・減災対策に必要な資機材や備蓄品等の整備、保管場所の確保等に対し、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」を継続するほか、自治体の負担割合の見直しや補助対象範囲を工事の伴う設備等へ拡充するなど、財政措置も含めた支援の充実・強化を図ること。

(15) 木密地域の大規模火災対策

木造建築物が密集する地域における大規模火災への対応を強化するため、地域特性に配慮した住宅等の防火対策や市街地整備、消防力の整備などの取組に対して、財政措置の充実を図ること。

(16) 林野火災対策

大規模化する林野火災への対応を強化するため、林野火災予防の啓発、延焼防止のための森林管理及び林野火災特有の状況に対応可能な資機材の整備並びに林野火災発生後の土砂災害等の二次災害防止対策に対して、財政措置の充実を図ること。

3 被災者の生活再建と被災地の復旧・復興対策の強化

(1) 被災地の迅速な復興対策

被災地の復興が計画的かつ円滑に進められるよう、当該年度に必要な予算を早期に確保するとともに、東日本大震災や熊本地震、令和6年能登半島地震への対応のために講じられた特別な財政措置等のうち、今後の大規模災害への対応で有効なものについては法令等に位置づけ、常設化し、被災自治体が復旧・復興の実施に注力できるような仕組みを構築すること。

(2) 被災者の生活再建支援

被災者生活再建支援について、原資となる基金の想定を超える、南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの国難レベルの大規模地震への対応においては、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、特別の国の負担により対応すること。

制度の適用範囲について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。

さらに、被災者生活再建支援制度については、自助と公助のバランスや、公平性、制度の持続可能性、都道府県財政等への影響、被災者支援全般を見据えた検討が望まれることなどにも留意し、更なる充実を検討すること。

複数回被災した世帯の負担軽減策を検討し、二重被災者への支援に当たっては、別枠での支援を検討する等、特段の配慮をすること。

国民に対して民間保険の活用を促すとともに、火災保険の特約である水害補償の保険料について、地震保険料控除制度と同様に、所得税・住民税の所得控除の対象とすること。

被災世帯の財政負担が大きく、敷地境界の確定や住民の合意形成など、復旧に時間を要する液状化対策について、予防対策に取り組む自治体や被災世帯に対する技術的・財政的支援の強化、液状化のリスクに関する普及啓発に取り組むこと。

現行の被災者支援制度は、複数の法制度等が混在し、被災自治体や被災者にとってわかりにくく、救済される被災者も限定されていることから、国において抜本的な検討を行い、民間保険による救済とのバランスを考慮した被災の実情に応じた適切で不公平感のない制度とし、統一적かつ持続的で、被災者にとって分かりやすい救済制度を検討すること。

(3) 事業者の事業再興

大規模災害時には、商工業者が迅速に事業を再開し、農林水産業者が早急に生産活動を再開できるよう必要な支援を行うとともに、売上減少の間接的な被害を受けた事業者への支援に努めること。激甚災害指定を受けた都道府県間で、支援に差が生じないように制度の充実を図ること。

加えて、商工業者の迅速な事業の再開には、商工会・商工会議所等による商工業者への支援が必要不可欠となるため、その拠点となる商工指導団体施設の耐震化などへの財政支援や商工会等の支援体制の強化に係る地方公共団体への財政措置の拡充を図ること。

また、災害が発生した際の中小企業関係の被害状況報告については、各商工会議所・商工会が被災企業の状況を調査し、都道府県が取りまとめ、地方経済産業局へ報告しているが、被災商工業者や商工会・商工会議所の負担軽減及び災害発生時の被害状況を迅速に把握する観点から、これらの調査・報告を迅速・円滑に行うことができる全国統一システムの導入を早期に行うこと。

局地的な災害であっても甚大な被害が発生した場合には、大規模災害と同様に、農林水産業者等による早急な産地の復旧や維持などに必要な支援を行うこと。

さらに、長期避難等により復旧事業の申請が困難な場合には、複数年度において事業申請を可能とするなど、被災状況に応じて柔軟な対応を図ること。

風評被害を防止するための正確な情報発信や誘客のための取組など、観光産業に対する支援を行うこと。

(4) 災害救助法

被災者支援の核となる災害救助法について、地方自治体の自主的・弾力的な運用が可能となるよう、発生した大規模災害の実態等を踏まえ、救助範囲や事務費の拡充、及び確実な財政措置を講じること。

併せて、救助範囲の拡大に伴って地方自治体職員の事務負担が増加することについて、例えば、求償事務の簡素化など負担を軽減するための措置を講じること。

また、避難所として旅館、ホテル等を供与する場合の一般基準額については、実勢価格と乖離しないように引き上げるとともに、避難者が利用した客室について、汚損や生活臭が生じた場合は、原状回復に係る費用を補償すること。

都道府県の管内の一定割合の市町村に適用され、被災市町村間の格差や不均衡が課題になるような場合、都道府県内一律に適用できるようにするなど、客観的かつ弾力的な適用基準について検討すること。

制定から 70 年が経過する同法について、みなし応急仮設住宅が普及している実態や物資の調達環境の変化などを踏まえ、被災者支援制度の充実の観点から、見直しの検討を行うこと。

同法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が位置付けられたことを踏まえ、災害時に迅速に対応できるよう、あらかじめ被災者への福祉的支援の仕組みなどを構築すること。

(5) 住家被害の認定調査

被災者支援の基になる住家被害認定調査について、不動産鑑定士などの専門家に業務を依頼する際の経費について財政的支援を行うこと。また、デジタル技術を活用したシステムの導入等による簡素化・効率化を図るとともに、全国からの応援が行われる中でも迅速に業務が行えるよう、被害認定調査・罹災証明書発行・被災者台帳管理のためのシステム標準化や、一連の業務に係る研修の強化、自治

体のシステム構築と運用に対する財政面を含めた支援制度の充実等に取り組むこと。

(6) 全国的な応援体制

自治体職員の応援に関して、総務省応急対策職員派遣制度による支援や全国知事会による調整が定着しているが、各省庁等が実施している技術職員等の応援派遣についても、一元的にその動向等の情報が、受援・応援それぞれの自治体で共有できる仕組みを整備すること。また、派遣要請を行う窓口の一元化を図ること。

全国的に技術系人材が欠乏する中で、民間との調和を図りながら、技術系人材の確保・育成策を構築すること。

被災地では福祉人材の大幅な不足が想定されており、社会福祉施設の事業継続や福祉避難所の運営には、被災地外からの組織的な人的支援を行う必要があるため、国主導による福祉人材の総合的な派遣調整体制を構築すること。

さらに、災害救助法が適用とならない災害で、広域的な応援が行われる場合等に、応援・受援双方の負担が少なくなるよう、地方公共団体への十分な財政措置を行う仕組みを検討すること。

また、被災地のマンパワー不足を補うため、災害ボランティア等の受入れのための資機材等の整備について支援を行うこと。

広域的な防災拠点の整備及び防災拠点を活用した広域的な防災訓練の実施に対する技術的、財政的な支援を充実すること。

「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」の運用において、即時応援道県等の職員（市町村職員を含む）が、着実に被災市町村まで赴くことができる輸送スキームについて、実動組織による支援も含めて、国の責任で実効性のある体制を整えること。

また、平時における研修、訓練等、人材育成に要する追加経費について、十分な財政措置を講じること。

(7) 廃棄物の処理体制

大規模災害時に発生する、膨大な災害廃棄物のほか、避難所ごみ、し尿を円滑に処理するため、都道府県域を越えた広域処理体制を平時において構築すること。

災害等廃棄物処理事業費補助金について、災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、被災地の実情に応じた弾力的な運用に努めること。

被災した家屋等の公費解体費用に対する補助対象を、特定非常災害に限らず半壊の家屋等まで拡大するとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応ができるよう見直すこと。

4 原子力災害対策の推進

(1) 原子力安全対策

東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、重大事故は起こるものということを前提に、事故時に放射性物質の大量放出を伴う事態を生じさせないよう、深層防護、多重防護を徹底し、科学的・技術的根拠に基づいた厳格な安全規制を行うこと。

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る検証と総括を行い、得られた教訓や新たな知見、世界の最新の知見を規制基準に反映すること。併せて、立地及び周辺自治体や様々な専門家の意見を聴きながら、幅広い議論を行い、IAEA等の関係機関や事業者からの意見も聴いた上で、規制基準や法制度を絶えず見直していくなど、安全規制のより一層の充実・強化に不断に取り組むこと。

高経年化原子炉や運転期間延長に関する新たな安全規制については、科学的・技術的根拠を明確に示すとともに、審査結果を国民に分かりやすく丁寧に説明すること。

(2) 原子力防災対策

原子力災害対策指針については、複合災害時における対策など住民の具体的な防護対策等が不明確なため、これまでの自然災害の経験、最新の知見や国内外の状況等を踏まえ、今後も継続的に改定していくとともに、定期的な意見交換の機会を設ける等により関係自治体等の意見を適切に反映していくこと。

原子力防災対策における地方自治体の役割の重要性に鑑み、地方自治体と国、事業者等との緊密な連携協力体制について、法的な位置付けも含め、充実させるとともに、必要な財政支援及び人的支援を行うこと。

防災対策に係る資機材の配備、緊急時モニタリング体制、原子力災害医療体制、安定ヨウ素剤の緊急・事前配布など住民等の避難が円滑に行える体制の整備、一時退避所、病院、福祉施設等の放射線防護対策等について、関係府省庁一丸となって対応すること。また、原子力施設の立地状況や周辺の人口規模、道路事情等を考慮し、自治体が必要と判断した防護対策や緊急時モニタリング体制の整備等については、UPZの内外にかかわらず、必要な財政支援及び人的支援を行うこと。

放射性物質の拡散を予測する情報の活用、民間事業者との協力体制の確立、自衛隊、消防などの実動組織の協力等については、国の原子力災害対策関係府省会議分科会において、関係自治体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進めるとともに、分科会から報告等がなされた項目に対しては順次、必要な対策を講じること。

避難ルート等の検討や準備、緊急時モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報も重要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会において、関係自治体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

複合災害や重大事故が起こった場合に備え、自衛隊、消防などの実動組織の支援内容、現地における指揮命令系統や必要な資材の整備等について、「実動部隊の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、引き続きオンサイト（現場）対応に必要な資機材の確保など具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

高線量下において地方自治体、関係機関、民間事業者等が作業することを想定し、被ばく限度や限度を超えた場合の作業の方法に加え、要員及び避難誘導等に従事する者の指揮命令系統や責任の所在、補償の在り方等に関連する法整備を図ること。原子力災害医療については、複合災害発生時における原子力災害医療派遣チームと災害派遣医療チーム（DMAT）等の医療チームとの役割分担の整理や運用上のルールづくり、医療人材の育成、確保などを進めること。

令和6年能登半島地震も踏まえ、都道府県や市町村の行政区域を越える広域避難を円滑に実施するため、積極的に地方と連携するとともに、避難先、避難経路及び避難手段の調整・確保、広域的な交通管制に係る調整、避難退域時検査の体制整備並びに必要な資機材の整備、発電所の状況や避難情報などを集約したポー

タルサイトの立ち上げなど、広域的な防災体制の整備について、国が主体的に取り組むこと。

広域避難の受入に必要な避難施設の確保について、教育関連施設や民間施設の活用が図れるよう、関係省庁から施設管理者への協力の要請や必要な調整を行うこと。

避難路について、地方負担を求めず国が責任を持って整備することを早急に制度化するとともに、緊急時避難円滑化事業の充実を図るなど、安全かつ迅速な避難のための交通基盤整備を促進すること。

冬季に原子力災害が発生した場合の避難道路の除雪や確保について、関係省庁の連携のもと、具体的な対策を確立すること。

5 国民保護の推進

(1) 北朝鮮への対応

弾道ミサイルによる挑発行為を繰り返す北朝鮮に対して、毅然とした外交交渉を推進するとともに、万一の危機発生時に備え、国民への情報提供をはじめとした的確な対応を取れる体制を確保すること。

(2) 国民保護対策

国際社会と協調し、外交を含むあらゆる対策を講じて、我が国の安全・安心に影響を与える事態の回避を図ること。

事態の進展や島しょ部などの地域特性に応じた避難路や輸送手段の確保方策など、広域的な避難体制の構築を図ること。

緊急一時避難を含めた避難施設について、民間施設の指定が進むよう、国から民間団体への働きかけをより一層強化すること。併せて、施設管理者に負担が生じないよう、事故や損害発生時の責任や補償について、統一的な考え方を検討し、基本指針等で明示すること。

特定臨時避難施設（シェルター）の整備について、令和6年3月に国の考え方が示されたところであるが、全国的な整備についての必要性や考え方を継続的に整理すること。

自治体が広域的な避難者の受入計画を検討する際の参考となるよう、広域避難に関する国、自治体、防災関係機関及び指定公共機関の役割、避難措置に関する手順、所要費用の財政負担の考え方などを整理したガイドラインを作成すること。

事態の類型に応じた訓練想定の実施も含め、地方自治体と連携して、実効性のある訓練の推進に努めること。

国際情勢が緊迫する中、国民への適切な情報発信に努めるとともに、国民保護措置や訓練の重要性、状況に応じた具体的な避難方法について、国民や地方自治体の理解が進むよう、普及啓発を強化すること。

弾道ミサイルの発射時の安全確保行動に関して、Jアラート発令時の住民の避難行動等を検証し、普及啓発を徹底すること。その際、国が避難行動としてQ&Aで示す「避難施設として指定されているかどうかにかかわらず、近くの建物の中又は地下施設に避難する」との考え方及び方針について、緊急時に民間を含めた施設管理者の協力が得られるよう、基本指針等に明示するとともに、周知を徹底すること。

さらに、化学兵器や生物兵器などを搭載する各種弾道ミサイルからの避難行動を明示すること。

J アラートの訂正等により国民に混乱が生じないように、情報収集・解析精度の更なる向上に努めること。

【地方行政関係】

1 持続可能な地方行財政のあり方について

人口減少下において、地域の担い手を含めた資源の不足や偏在が深刻化する中で、地方公共団体の行財政のあり方を持続可能なものにしていくための対応の方策等について、国においても検討を進めること。

特に、小規模な市町村においては、専門性を有する人材をはじめとする経営資源に様々な制約が生じており、今後、都道府県による補完・支援の役割も一層重要となってくるものと考えられることから、地域の実情等に応じて、都道府県が広域自治体としての役割を十分に果たせるよう、国においても技術的支援、地方財政措置等の支援を行うこと。

2 地方公務員の定年引上げに係る地方財政措置について

令和5年度から施行された地方公務員の定年年齢の引上げにあたり、地方の財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。特に、定年年齢の引上げ期間中も行政サービスを将来にわたり安定的に提供できる体制を確保する観点から、真に必要な規模の新規採用を計画的に継続するために、人件費が増加する場合等においても、地方財政措置を講じること。

また、定年引上げ後の60歳超職員の給与との均衡から暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の適切な処遇確保に向けて必要な検討及び地方財政措置を講じること。

3 会計年度任用職員制度等の運用について

(1) 会計年度任用職員制度の運用に必要となる財政需要については、各地方公共団体の実情を踏まえ、所要額について地方財政措置を講じること。特に、「地方創生2.0」で検討されている会計年度任用職員制度の見直しに当たっては、地方の財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。

(2) 地方公共団体によって、直面している行政課題や行政ニーズは様々であることから、地方の実情に応じた柔軟な運用が可能となるよう、短時間勤務正職員の創設など不断に制度の検討を行うこと。併せて、制度の適切な運用に資する技術的な支援を継続して行うこと。

4 統一的な基準による地方公会計の運用及び公営企業会計の適用の推進について

地方公会計については、平成27年1月総務大臣名の「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」の通知により、統一的な基準による財務書類等を全て

の地方公共団体で作成し、活用を図ることとなったが、その運用については、地方公共団体の実態を踏まえ適切な支援を行うとともに、令和6年12月の「今後の地方公会計のあり方に関する研究会報告書」の内容を踏まえ、財政措置の継続・拡充を図ること。また、会計制度改革に先行して取り組んでいる地方公共団体が、これとは別に、従前と同様の財務書類等を作成・公表することについては、その創意と工夫を制約することのないよう、十分配慮すること。

さらに、地方公共団体における決算審議をより一層充実させるため、「地方自治法」など関係法令により定められている決算調書の様式緩和を行うこと。

なお、公営企業についても、平成31年1月総務大臣名の「公営企業会計の適用の更なる推進について」の通知により、公営企業会計に移行してきたところであるが、公営企業会計への移行後も、ノウハウや人材が不足する地方公共団体の負担を軽減するため、技術的な支援等必要な措置を引き続き講じるとともに、継続的な財政支援措置を講じること。

5 公金収納等事務手数料有償化等に係る地方財政措置について

- (1) 地方公共団体が指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務については、令和4年3月29日付け総務省発出の「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について（通知）」により、適正な経費負担となるような見直しを行うよう要請があり、当通知を踏まえて地方公共団体と指定金融機関等の協議により見直しが行われているところである。

令和6年10月から地方公共団体の公金の支出（給与・賞与の支給に係るものは除く。）に対して一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが定める「内国為替制度運営費」が適用されたことに伴い地方公共団体が負担する経費については、新たに地方交付税措置が講じられることとされたが、地方公共団体事務の根幹である出納事務の遂行にあたって地方の財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。

- (2) 公金取扱事務のデジタル化が喫緊の課題となっているところであるが、公金収納等事務のデジタル化による効率化・合理化のためのシステムの抜本的な改修などに必要とする経費について、全ての自治体を支援対象とするとともに、関連する自治体内部の事務処理を目的とするシステム改修等も含め、確実に所要の財政措置を講じること。

6 国の地方公共団体に対する補足的な指示について

地方自治法第252条の26の5の規定に基づく国の地方公共団体に対する補足的な指示が、現場の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないよう、衆・参両院の総務委員会の附帯決議

（第213回国会提出閣法第31号に対するもの）を十分に踏まえ、抑制的に運用すること。具体的には、当該指示の行使に際して、国と地方公共団体が事前に適切な協議・調整を行うことができるよう、手続を明確化すること。

想定外の事態に万全を期すため、補充的指示権が行使される条件、想定される事態などについて可能な限り明確にし、あらかじめ、実際に指示権の影響を受ける国民に対して丁寧に説明すること。

7 地域国際化等の推進について

(1) 多文化共生社会の実現に向けて、以下の取組を実施すること。

ア 我が国の将来を見据え、今後の外国人受入に関するビジョンを早急に示し、国民の理解を得て、多文化共生施策実施の根幹となる体系的・総合的な基本法を策定すること。また、国では「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」により、取り組むべき多文化共生施策を示しているが、医療や年金、教育、防災対策等の施策が国の責任において着実に実行されるよう、司令塔となる組織の設置を検討すること。加えて、国と地方公共団体の役割を明確にし、地方公共団体等の意見を十分に聴取しながら、引き続き、多文化共生施策の拡充を図ること。

イ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の内容について、各都道府県の必要額に不足が生じないよう十分な予算を確保し、継続的で十分な財政的支援を行うこと。特に、外国人受入環境整備交付金について、国の予算が十分でなく地方公共団体の必要額に不足が生じている。当交付金は一元的相談窓口の相談員の人件費等に充てられることから、相談窓口の安定的な運営のため、交付申請額を確保することはもとより、単に相談実績等で限度額区分を設定するのではなく、外国人住民の全住民に占める割合や窓口の対応状況を考慮するなど、地方公共団体の実情に応じて限度額区分を見直すこと。

ウ 新たに受け入れる外国人材や在留外国人等が、地域社会の一員として自立した生活を円滑に送ることができる程度の日本語能力の習得や日本社会の習慣に対する理解促進のため、国の責任において日本語教育を必要とする入国前も含む全ての外国人に対し、日本語教育が体系的になされるよう、国が統一的なプログラムを示すこと。

エ 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」については、国の予算が十分ではなく都道府県の必要額に不足が生じていることから、都道府県の事業実施に支障がでることのないよう、十分な予算を確保すること。また、国庫補助率を引き上げるなど、地方公共団体における財政負担を軽減するとともに、都道府県の役割の明確化及び役割に応じた体制の維持・充実に向けた永続的な地方財政措置を講じること。

オ 外国人の子ども等の就学状況について、国において全国的な不就学の子どもに対する詳細調査を今後も継続的に実施するとともに、全ての外国人の子ども等の就学機会が確保されるための取組について、必要な財源措置を行うこと。帰国・外国人児童生徒、外国につながる児童生徒の教育や日本語及び母語の学習支援体制の整備、母語支援員や日本語指導を行う教員の十分な配置、教員の日本語指導方法の研修等、必要な措置を早急に講じること。

とりわけ、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」について、令和7年度も補助の減額が生じたが、地方公共団体の交付申請額に不足が生じないよう十分な予算を確保すること。

カ 外国人等の雇用対策、保険・年金・医療、災害対応等の諸課題を解消する具体的な措置を早急に講じること。

とりわけ、医療分野では、地方公共団体での取組を踏まえ、国籍等にかかわらず外国人等がどの地域でも利用でき、医療機関も活用しやすい医療通訳制度の導入やその代替手段となる仕組みの普及促進を図ること。

また、医療保険の適用のない外国人等が受診した際の医療費の未払問題など外国人等を受け入れることに伴う様々な課題については、国が主体的に対策を講じること。

キ 災害時に外国人支援を行う人材の養成等を早急に推進すること。また、地震、台風、避難所、感染症、家畜伝染病などといった各種の情報について、「やさしい日本語」及び多言語で提供する「外国人生活支援ポータルサイト」、「Safety tips」などの外国人が必要な情報にアクセスできる環境整備の充実を図ることに加え、駐日大使館等にも情報を共有する体制を構築すること。特に、広域で発生した有事の際には、国において、統一された必要な情報を、「やさしい日本語」をベースに少数言語も含め多言語で迅速に発信するとともに、24時間相談対応が可能となるよう体制整備を図ること。また、「やさしい日本語」に関し、普及啓発イベントや研修事業の実施など地方公共団体の取組に対する財政支援を行うとともに、国においても更なる普及に取り組むこと。

ク 育成就労制度等に基づく新たな外国人材の受入れ環境の整備にあたっては、監理支援機関及び育成就労実施者による育成就労外国人の教育や監理が適切に行われるよう国が責任を持って取り組むとともに、外国人労働者やその家族に対する日本語教育を始めとした支援について、国、地方公共団体、関係機関、事業主等の役割を明確に示し、各対象に周知するとともに、地方公共団体の取組に対して十分な財政措置を講ずること。

(2) 来日外国人の不法滞在・不法就労等に対する取締りを一層強化するため、地方警察官の増員を図ること。また、罪を犯した外国人に対する「犯罪人引渡条約」や「刑事共助条約（協定）」の締結相手国の拡大を図ること。

(3) 法定受託事務として都道府県が行っている国内の一般旅券発給事務については本来国の事務であることや、既に全国の半数以上の市町村に旅券事務の一部が移譲され、住民に身近な窓口が開設されている実態を踏まえ、申請者の利便性の向上や旅券窓口の事務負担の軽減が図られるよう、次のとおり対応すること。

ア マイナポータル、領事業務情報システム及びこれらの連携により実施される旅券の電子申請において顕在化している問題点について、都道府県・市町村(以下、都道府県等)の実態を把握し、十分に意見を聴取した上で、真に利用者の利便性向上及び都道府県等の業務効率化に資するものとなるよう、システムの改修や職権による修正等の運用の見直し等を早急に行い、問題の解消を図ること。

イ 令和6年度から導入された居所申請者による電子申請については、居所申請者及び都道府県等の双方にとって効率的な制度となるよう更なるシステムの改善を図っていくこと。また、書面による居所申請についても、既に住所地で申請を行った者が居所での申請に改める場合には当該住所地での申請を取下げの必要があるが、取下げ手続き等において、他の都道府県等との連絡調整が必要となっている実態を踏まえ、電子申請の運用と合わせて効率的な制度となるよう見直すこと。

- ウ 都道府県等では、マイナポータルからの申請者の操作画面を申請者と共有できず、問い合わせに的確に対応できないため、国においてマイナポータル画面操作専用のコールセンターを引き続き運用し、すべての申請者の問い合わせに一元的に対応すること。
- エ 令和5年6月9日付け国策定の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(P92)に基づき、外務省において電子申請と書面による申請との手数料標準額の差別化が行われたが、電子申請に係る事務が書面による申請に係る事務より時間や人員を要し負担が大きいことや新たに導入された戸籍情報システムとの連携に係るレスポンスが著しく遅い実情を踏まえ、国において電子申請開始後の都道府県等の事務の実態を把握し、都道府県等の意見を十分に聴取し改善を図っていくこと。また、デジタル・ガバメントの推進に向けて、証紙を廃止しキャッシュレス化を進めている自治体が増加していることを踏まえ、申請者の利便性を向上させるため、電子申請に限らず、窓口での申請も含め国手数料との一元的なキャッシュレス化の導入に取り組むこと。
- オ 令和6年度から導入された国立印刷局での旅券の集中作成方式に関しては、旅券発給の標準処理期間が長くなることなど、国の責任において国民に十分周知すること。
- カ 電子申請に係るシステム改修費や消耗品、書面による申請のための申請書の不足が生じないよう国の責任において予算を確保すること。
- キ 令和7年3月24日から電子申請で戸籍連携による新規申請の受付が開始されたことから電子申請の件数が大幅に増加している。また、電子申請の増加に伴いクレジットカードによる納付も同様に増加している。今後も電子申請の増加が見込まれることから円滑に業務を運営するために体制整備が必要であるが、審査や交付窓口で必要な審査用管理端末の絶対数が不足している。各都道府県の実情を踏まえ、必要な数の審査用管理端末の追加配備を行うこと。

(4) 国費会計事務手続について、以下の取り組みを実施すること。

会計法に基づく法定受託事務、国への請求手続を直接行う事務など、省庁により会計事務手続が異なり煩雑な実態を踏まえ、会計事務の統一化・簡素化を図り、事務負担の軽減を行うこと。

8 地方公共団体情報システムの標準化について

システム移行に要する経費について、国のデジタル基盤改革支援補助金による支援が行われているものの、地方公共団体の責任によらない経費が追加で発生するなど、多くの団体で国が設定した上限額を上回っている状況にある。さらに、令和8年度以降に移行する特定移行支援システムや、一部機能の実装遅延を認める経過措置が適用されたシステムなどについても、移行経費のさらなる上振れが懸念される。国において、改めて基金の積み増しや補助上限額の引き上げを行い、確実に全額を負担すること。

また、移行後の運用経費等について、国が平成30年度比で少なくとも3割削減を目指すとしていることから、3割削減が達成されるようあらゆる措置を講じるとともに、それでもなお運用経費等が増加することとなった場合には、決して地方公共団体の負担が増えることがないよう、国が責任をもって財政措置を行うこと。

なお、新たな制度の創設や制度改正等、地方公共団体のシステムに影響を与える事項については、標準化の取組みにも少なからず影響をおよぼすことから、関係省庁によって一方的に決定されることのないよう、地方公共団体の意見を丁寧に聞きながら検討を進めるとともに、真に住民サービスの向上と行政の効率化につながるものとする。

【基地対策・領土問題・拉致問題等関係】

1 基地対策の推進について

全国知事会においては、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を、基地等の所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、平成 28 年 11 月に「米軍基地負担に関する研究会」を設置、計 6 回にわたり開催し、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定をテーマに、資料に基づき意見交換を行うとともに、有識者からのヒアリングを行うなど、共通理解を深めてきた。

研究会終了後の平成 30 年 7 月開催の全国知事会議では、「米軍基地負担に関する提言」を決議し、国に対して要請を行ってきた。

また、令和元年 7 月開催の全国知事会議では、米軍機による低空飛行訓練について複数の知事から問題提起があったところであり、その後、令和 2 年 11 月開催の全国知事会議では、「米軍基地負担に関する提言」を決議し、同年 12 月に改めて国に対して要請を行った。

一方、国では、令和元年 7 月、日米両政府間で「日本国内における合衆国軍隊の使用施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」の改正について合意し、迅速かつ早期の制限区域内への立入り等をガイドラインに新たに規定することなども行われている。

しかしながら、このガイドラインの改正により、日米地位協定における運用面の一部改善は行われたものの、全国知事会の提言内容が実現したとは言い難い状況である。

米軍基地は、防衛に関する事項であることは十分認識しつつも、各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、何よりも国民の理解が必要であり、国においては、国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場からも、以下の事項について、引き続き一層積極的に取り組んでいただきたい。

(1) 米軍機の飛行等について

飛行訓練など基地の外における米軍の演習・訓練については、必要最小限とすること。

ア 米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかかつ詳細な事前情報提供を必ず行い、人口密集地域等の上空の飛行回避、深夜、早朝など住民への影響が大きい時間帯や土曜日、日曜日、祝日等および重要な地元行事や学校行事等を避けるなど、関係自治体や地域住民の不安を払拭するよう、十分な配慮を行うこと。

イ 米軍機による事故が発生した場合には、当該事故に係る情報を関係自治体へ速やかに提供するとともに、原因を早期に究明し、公表すること。また、実効性ある再発防止策を講じること。

ウ 民間航空機の安全と円滑な運航を確保するため、米軍管理となっている空域の航空交通管制業務の見直しを進めること。

エ 米軍機による事故を防止するため、航空機の整備点検、パイロット等の安全教育や規律保持の徹底、住宅地域及び工場地帯上空での飛行制限並びに夜間連続離着陸訓練の中止等、徹底した安全対策を講じること。

オ 事故後の当該機及び同型機の運用再開にあたっては、日米協議を実施すること。
また、協議にあたっては、安全性を十分に検証するとともに、地元の意向を尊重すること。

(2) 日米地位協定について

日米地位協定を抜本的に見直し、米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令や航空機騒音の環境基準を定める環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること。

(3) 米軍人等による事件・事故防止について

米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取組を進めること。

とりわけ米軍人等の事件・事故防止対策などについて協議するために、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者が参加する「地域特別委員会」を設置するとともに、平成 29 年 1 月に日米両政府間で締結された軍属に関する補足協定を的確に運用し、事件・事故の防止に向けた取組を進めること。

(4) 基地周辺における措置等について

ア 飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと。

イ 米軍基地に配備されているヘリコプター等の米軍機から発生する低周波音について、周辺住民の健康への影響等が懸念されることから、航空機による低周波音に係る環境基準を策定し、その基準が遵守されるよう措置すること。

ウ 基地周辺及び演習に際しての住民の安全確保・環境保全対策を推進するとともに、基地周辺の生活環境の整備事業を拡充すること。

エ 平成 27 年 9 月に日米両政府間で締結された環境補足協定については、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の迅速な情報提供、円滑な立入りや、返還前の早期の立入りの実現など、実効性のある運用を通じて基地内の環境対策の強化が着実に図れるよう努めること。

オ 基地対策に関する経費が地元に移転されることによって各地方公共団体の財政の圧迫をもたらさないよう、地方公共団体の意向を踏まえ新たな制度の創設を含め適正な措置を講ずること。

(5) 基地の整理・縮小・返還について

ア 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること。

イ 返還後の基地跡地利用について、国有財産の無償譲渡や無償貸付けなどの積極的な支援措置を講ずること。

(6) 重要影響事態安全確保法等について

重要影響事態安全確保法等の運用にあたっては、適時・的確な情報提供に努めるとともに、地方公共団体の意向を十分尊重すること。

2 北方領土及び竹島問題の早期解決について

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島の早期返還並びに竹島の領土権の早期確立は、多年にわたる国民の念願であり、~~その~~解決に向けた取組みの促進を図ること。

北方領土問題については、令和4年2月のロシアによるウクライナ侵略により、平和条約交渉などの今後を見通すことが難しい状況が続いているが、政府の基本方針の下、外交交渉を継続するとともに、四島交流等事業の一日も早い再開に向け、日露政府間での協議が進展するよう取り組むこと。

3 拉致問題の早期解決について

拉致問題の進展が見られない中、拉致被害者及びその御家族は高齢となっており、親世代は1人となった。拉致問題の解決はもはや一刻の猶予も許されない。

石破総理大臣は、所信表明演説で拉致問題を最重要課題に掲げ、全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、総力を挙げて取り組む覚悟を表明している。

また、石破総理大臣は令和6年11月の「国民大集会」で、拉致問題は、国家による我が同胞の拉致であり、国家主権の侵害以外の何物でもないこと、御家族が御高齢となり、時間的制約のあるこの問題を国民全ての国家主権の侵害であるという共通認識の下に、解決に向けて心を一つにし、全ての拉致被害者の方々の一日も早い御帰国を実現していかねばならない、そして断固たる決意の下、問題の解決に向けて取り組んでいくことを明言した。

しかしながら北朝鮮は、国連安保理決議に明白に違反する弾道ミサイル発射等を繰り返し拉致問題の解決の気配は見えない。

政府においては、これまでの土台を引継ぎ、引き続き拉致問題を最重要課題として、具体的な成果を出せるよう取り組むこと。

また、米国、韓国、中国を始め関係諸国や国際関係機関等と連携・協調を図りながら、拉致問題の一刻も早い解決に全力を尽くし、拉致被害者及び拉致の可能性を排除できない方々の早期帰国等の実現を図るため、以下の事項について適切な措置を講ずること。

- (1) 北朝鮮への圧力を緩めることなく、同時に北朝鮮国内の状況変化を的確に捉え、北朝鮮への直接の働きかけを含め、あらゆる可能性を探りながら一層の外交努力により事態を打開し、一刻も早く拉致被害者等の救出のための協議を行うこと。
また、拉致問題が解決しない限り国交正常化や経済支援を行わないとの方針を堅持すること。
- (2) 北朝鮮の「拉致問題は解決済み」との立場を崩すため粘り強い交渉を行い、日朝首脳会談の実現を見据え、拉致被害者等家族及び国民に対し目に見える形で具体的な成果を早期に出すこと。
- (3) 米国を始めとする関係諸国に対し、北朝鮮と個別協議を行う際には、引き続き、日本人拉致問題の早期解決について北朝鮮側に働きかけるよう要請すること。
- (4) 行方不明者の情報等を逐次提供するなど、地元自治体との連携を密にとること。

- (5) 拉致被害者等の所在地情報等を把握し、有事の際には拉致被害者等の救出及び安全の確保にあらゆる手立てを尽くすとともに、拉致の可能性を排除できない方々について徹底した調査・事実確認を行い、拉致の事実が確認され次第、被害者として認定すること。
- (6) 国民に拉致問題への関心を持ち続けてもらい、一層の世論喚起を進めていくために、拉致問題解決に向けた政府の取組の状況等について、可能な限り情報提供すること。

4 漂着船等に対する万全な対策について

木造船等が我が国に漂流、漂着する事案は、現在、減少傾向にあるが、地方公共団体では、生死に関わらず漂着者や漂着物など、その取扱いや対応に苦慮しているところであり、我が国の領土、領海を保全し、漁業者をはじめ、国民の生命、財産を守るためにも、早急な対策が必要である。

加えて、外国の不審船が容易に我が国の領土に接近しうる状況に、沿岸部の住民はもとより、多くの国民が不安を抱えていることから、国において、国民の安全・安心を確保する観点から、以下の事項について早急かつ適切に対処すること。

- (1) 我が国の領土、領海及び排他的経済水域を侵す、領海侵犯や違法操業など、あらゆる行為について毅然とした態度で外交交渉に臨むこと。
- (2) 海上及び沿岸における不審船等の監視、警備体制の強化と漁船などへの注意喚起を行うための連絡体制の整備を図るとともに、外国漁船等の我が国の排他的経済水域内での違法操業や領海侵犯に対しての取締りを強化し、拿捕を含む実効的な対抗措置を講じること。
- (3) 不審船等に由来する漂着者や漂着物などの取扱いや対応、漂着者が傷病人の場合の救助・搬送及び感染症対策などの対処方法、漂着者の給食、寝具、衣類等に係る経費負担について、明確な見解や指針を早急に示すこと。
- (4) 不審船等に由来する漂着者の対応や漂着物などの処理等の円滑かつ継続的な実施のため、地方負担が発生しないよう、地方公共団体に対する財政的支援を拡充すること。

5 ウクライナ避難民の受入について

ロシアの侵略を受けたウクライナ避難民の受入は、長期化が想定されることから、政府は、ウクライナ避難民が全国各地で等しく安心して暮らすことができるよう、以下の事項について早急に措置を講じること。

- (1) ウクライナ避難民にかかる支援については、新たに創設された「補完的保護対象者の認定制度」への適切な移行とともに、生活支援をはじめ、就労・就学、医療など、国において切れ目のない支援を行いつつ、ひいては避難民が自らの力で生活基盤を築けるようにすること。
- (2) 地方公共団体に対する情報提供を、適切かつきめ細やかに行うこと。

【道州制関係】

道州制については、自由民主党において基本法案の検討が行われてきた。

全国知事会では、これまで、平成 25 年 1 月に「道州制に関する基本的考え方」を、平成 25 年 7 月に「道州制の基本法案について」をとりまとめ、その検討に当たっては我々の考えを十分踏まえるよう求めてきた。

現在、我が国は度重なる大規模災害からの復旧・復興、経済の再生、エネルギー問題、少子高齢時代における持続可能で安定的な社会保障制度の構築、近い将来に発生が懸念されている巨大地震対策など多くの喫緊の課題への対応を迫られている。それだけに、道州制を議論するということであれば、基本法案には、道州制の必要性、理念や姿が具体的かつ明確に示されなければならない。その上で、国の出先機関の廃止や中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であることが明記されなければならない。

自由民主党等において統治機構改革という最重要課題について積極的に問題提起されてきたことは評価するものの、基本法案においてこうした事項が明確にされていない。

については、基本法案の検討に当たっては、以下の内容を十分踏まえること。

1 基本法案において最低限明確に示すべき事項について

基本法案は、以下の点が明記されなければならない。

- (1) 国民的議論が十分に行われるよう、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿を具体的かつ明確に示さなければならない。
 - ア 現行の都道府県制度の下で地方分権改革を進めた場合と比較した十分な議論を踏まえ、道州制の必要性を示すこと
 - イ 道州制の姿やメリット・デメリット等についての明確なイメージを示すこと
 - ウ 道州制については、国民に十分理解されているとはいえないので、まずは積極的な情報発信を行い、国民的議論を巻き起こすこと
 - エ 道州制の根幹部分については、「国と地方の協議の場」をはじめ様々な機会を通じて十分協議し、地方の意見を十分に反映させること
- (2) 道州制は中央集権を打破し、地方分権を推進するものであることを明確に示さなければならない。
 - ア 国の出先機関の廃止はもちろんのこと、中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であること
 - イ 国が引き続き担う役割を具体的に限定列挙し、その上で、道州はもとより、とりわけ市町村について、どういう役割を担うのか明確に示すこと
- (3) 道州制は、地域間格差を拡大させることなく、国民の幸せの向上につながるものでなければならない。
 - ア 道州が財政的に自立し、国民生活のナショナル・ミニマムを維持可能な税財政制度の方向性を示すこと
 - イ 道州間や道州内の基礎自治体間の財政力格差が生じないような財政調整のあり方を示すこと

2 基本法案において方向性を示した上で、更に具体的な議論を行うべき事項について

我が国の閉塞状況を打破するために、地方の活力を伸ばし、地域間格差をなくすための統治機構のあり方について、全国知事会としても十分に議論をする必要性を感じているところである。

基本法案が、制度改革の根幹部分を曖昧にしたものではなく、真に地方分権改革を進めるためのものとなるよう、以下の点を重要課題として提起する。

- (1) 道州の自治立法権と国会の立法権の範囲、併せて国の立法機関のあり方について十分に議論すべきである。

ア 道州の自治立法権、国会が引き続き担う立法権限の範囲及びその相互関係の見直しの方向性

イ 国会議員の削減数と国会の二院制の見直しの方向性

ウ 直接公選制と考えられる道州の首長と国における現行の議院内閣制の関係

- (2) 道州制における基礎自治体のあり方や住民自治を確保するための方策について十分に議論すべきである。

ア 道州制における基礎自治体の規模や権能の強化方針とその具体的な手法

イ (仮に現行の市町村のままであるなら、) 基礎自治体として十分な権能を発揮するための方策

ウ 政令指定都市等の大都市と道州との関係

エ 道州制における住民自治の強化方策

- (3) 道州と国が十分に機能を発揮できる税財源の確保について具体的に議論すべきである。

ア 現在でも国及び地方の歳出に対し、十分な税収が確保できていない状況の中で、道州が安定して財政運営できる税財源を確保するための具体的な方策

イ 現在、国及び地方は多額の債務を負っているが、道州制の下での債務の削減についての十分な説明

3 道州制の議論と並行して実施すべき地方分権改革について

これまでの地方分権改革推進委員会の勧告や「地方分権改革の総括と展望」などを踏まえ、国と地方の役割分担の見直し、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実、国の政策決定に地方が参画する仕組みの拡充などの改革が進むよう、以下の点を提起する。

- (1) あらゆる施策において、適切なガバナンススコープ（ガバナンスを効果的に発揮し得る範囲）に応じた、適切な責任・権限に基づく資源の配分の見直しが必要であることから、国と地方における意見交換の場等を活用して課題を洗い出すとともに、人口減少社会を踏まえた国・地方が担うべき役割や見合った権限の議論などについて、経済界を含めて、官民一体となって議論・検討する場（地方制度調査会など）を設置すること。

- (2) 国から地方への権限移譲や地方に対する義務付け・枠付けの見直しについては、全国一律による対応を基本としつつ、「ハローワーク特区」のように実証実験的な権限移譲等を認めることとし、広域連合の活用などにより、「地方分権改革特区」の導入を大胆に推進すること。
- (3) 地域の実情に合った施策の実施が可能となるよう、義務付け・枠付けの緩和、法令の統廃合や簡素化、規律自体の削減などにより過剰過密な法令を見直し、自治立法権の拡充・強化を図ること。
- また、国が地方の自主性を著しく制限する「従うべき基準」については、原則として新たな設定は行わず、既に設定された基準については廃止又は参酌基準化することなどによって、多様な地域の実情に応じたルールづくりの役割を地方公共団体に委ねること。
- さらに、提案募集方式について、提案の検討及び提案後の調整に当たっては、具体的な支障事例や制度改正の効果などの立証責任を地方のみに課すのではなく、国が地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を十分に果たせない場合には、原則として地方への権限移譲や規制緩和を行う方式とすること。
- (4) 法令等に基づく計画策定事務については、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド（以下「ナビゲーション・ガイド」という）」を踏まえ、各府省においては、地方の意見を十分に反映しつつ、政策立案や法案作成の都度、「ナビゲーション・ガイド」の遵守状況を内閣府に報告するなど、当該ガイドが実効性を持つように運用するとともに、計画等の策定による地方の負担の軽減に資する具体的な取組を進めること。
- その上で、ナビゲーション・ガイドの対象となっていない議員立法についても、当該ガイドの趣旨に鑑み、計画等の策定を求める法令の規定や通知等は原則として新たに設けないこととし、事前のチェックを行うこと。
- (5) 地方税財源の充実や税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築とともに、安定的な財政運営ができるよう地方一般財源総額を確保・充実すること。
- また、税源移譲を含め、国と地方の税源配分をまずは5対5とすることを目標として、地方の役割に見合ったものとなるよう見直しを進めること。
- さらに、地方交付税について、臨時財政対策債の廃止や法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより、持続可能な制度として確立すること。
- (6) 国・地方に共通する様々な政策課題に関して、互いに協力して対応していくために、国と全国知事会が率直に意見交換し、協働して政策形成を行う基盤となる議論ができる場を設けるとともに、「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設けるなど、国と地方が実質的に協議を行う仕組みを強化すること。